

宇治田原町 地域公共交通計画

人をつなげる みんなで支える
♥のまちの地域公共交通



令和5年3月

宇治田原町

宇治田原町地域公共交通
活性化協議会



【 目 次 】

1. はじめに	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置付けと概要	2
2. 地域公共交通にかかる基本方針	4
2.1 現状や方向性のまとめ	4
2.2 地域公共交通にかかる課題	6
2.3 基本理念と基本方針	8
2.4 将来ネットワーク	9
2.4.1 地域公共交通等モード別の役割分担	9
2.4.2 地域公共交通の将来ネットワーク	10
2.5 数値目標	11
3. 施策メニュー	14
4. 進捗管理	28
4.1 PDCA サイクル等に基づく進捗管理の考え方	28
4.2 計画の推進体制	28
参考1. 地域公共交通計画とは？	30
参考2. 地域公共交通の現状	31
2.1 地域公共交通ネットワーク	31
2.2 地域公共交通の運行状況	33
2.3 地域公共交通の利用状況	40
2.4 地域公共交通の収支	47
2.5 地域住民の意向	48
参考3. 地域公共交通を取り巻く環境	50
3.1 人口	50
3.2 人の動き	51
3.3 人口や施設等の分布	54
3.4 道路	60
3.5 観光	61
3.6 町の財政状況	62
参考4. 地域公共交通に求められる方向性	63
4.1 考え方	63
4.2 上位・関連計画等の内容	64
4.2.1 上位計画	64
4.2.2 地域公共交通関連計画	65
4.2.3 その他関連計画等	65
参考5. 宇治田原町地域公共交通活性化協議会での検討経緯	68
5.1 宇治田原町地域公共交通活性化協議会設置規則	68
5.2 宇治田原町地域公共交通活性化協議会委員名簿	70
5.3 宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催状況	71
5.4 「宇治田原町地域公共交通計画 [案]」について (提言)	72

みんなで支える地域公共交通に向けて

宇治田原町は、東西に広い町域を国道 307 号が走り、北西部を宇治市と、西部を綴喜郡井手町と城陽市に接しております。最寄りの鉄道駅のある宇治市、城陽市、京田辺市内までの距離が遠いことから、町内外の移動を民間事業者が運行する路線バスや一般タクシーが担ってきました。

こうした地理的条件にあつて、住民の移動手段となる公共交通の充実は大きな施策テーマであり、これまで約四半世紀にわたり、町内の移動とそれら町外への乗り継ぎについて、独自の交通体系を継続してきました。

平成 12(2000)年度から、路線バスが廃止された町東部地域と維中前バス停をつなぐ「コミュニティバス」を運行し、平成 19(2007)年度には奥山田地域の児童・生徒が通学に利用する「スクールバス」としての役割を追加しました。また町西部地域の移動では、平成 14(2002)年度から高齢者、障がい者等のため運行を開始した福祉バスを前身に、平成 29(2017)年度からは誰もが利用できる「町営バス」として運行を行ってきました。

町では、これら町内外の公共交通の維持継続を目的として、平成 29(2017)年 3 月に「宇治田原町における公共交通の方針について」を策定し、以来、複数回にわたり住民アンケートや交通モードごとの調査を行ったほか、路線バス、町営バスなどの利用促進に取り組んできました。

また、町内公共交通における地域ごとの利用者数や移動先、利用時刻などの移動需要を踏まえ、令和 4(2022)年 10 月からは、公平性と利便性を向上し、持続可能な移動手段とするための「新しい公共交通」の一環として、町内公共交通を再編し有償運行を開始するなど、多くの取り組みを進めてきました。

本計画は、こうしたこれまでの取り組みの課題と成果を検証・整理するとともに、今後予定される広域幹線道路整備等の交通環境の変化も踏まえ、より良い地域公共交通とするためのマスタープランとして策定したものです。

今後も受益と負担のあり方を考え、公共交通施策の推進と向上のため慎重に議論すること、そして計画の基本理念にありますように、何よりも地域の公共交通を「みんなで支え」、維持継続することにより、住民の皆さまの安心安全とお出かけ支援につなげ、暮らしの幸福度の高いまちづくりを進めていくこととしています。

本計画は、未来に向けた本町のまちづくりを具現化する誠に重要なものであり、計画を着実に推進し、その基本理念として掲げる「人をつなげる みんなで支える ハートのまちの地域公共交通」を、住民や関係の皆さまとともに、創り上げてまいりたいと存じます。

むすびに、計画の策定と「新しい地域公共交通」運行開始のために、それぞれのお立場で、また専門的な見地から、多くの場でご意見とご協議を賜りました地域公共交通活性化協議会委員の皆さまに、厚くお礼を申し上げます。

令和 5(2023)年 3 月

宇治田原町長 西 谷 信 夫



バスや電車でお出かけしてみませんか

「宇治田原町地域公共交通計画」は、宇治田原町の地域の特徴や、平成 29(2017)年に「宇治田原町における公共交通の方針について」を策定してから取り組んできた公共交通に関する施策をふまえながら会議で検討してきました。「宇治田原町地域公共交通計画」は、これからの宇治田原町の公共交通が目指すべき姿に向かって、「どのようなことを行っていくか」という計画書です。計画は終点ではなく、目標の実現に向けてのスタートです。

目標に向かって取り組んでいく内容はたくさんありますが、交通事業者や宇治田原町役場だけでは実現することができません。この計画で最も重要なのは「地域にお住まいの方々の協力」です。

人口の減少と高齢化の進行、そしてコロナ禍によって社会の構造は大きく変化しています。人口の減少は通学生の減少につながり、通学時の公共交通の利用が大きく減少しています。高齢化が進んでいますが、これまでクルマによる移動を続けられていた方は、なかなかクルマ以外の移動手段を利用することがありません。コロナ禍によって外出する回数が減少した方や、他の人との接触をなるべく抑えたいと考えられる方もいらっしゃいます。

そのため、これまでのように交通事業者や町役場をお願いするだけでは公共交通の維持がとても難しい社会になりました。これから公共交通を維持していくためには町内にお住いの皆様のご理解とご協力が何よりも必要なのです。

町内の移動手段として、京都京阪バスや「うじたわ^{らいくほーと}LIKE♡バス・^{ほーと}♡タクシー」、タクシーが運行されています。町外には京都京阪バスやタクシー、その先ではJR、近鉄電車、京阪電車が運行されています。

「クルマが運転できなくなったら公共交通で移動しよう」という方もいらっしゃるでしょう。しかし、クルマを運転できない体力になったとき、バスや鉄道にも乗ることができない体力になっているのです。また、クルマ以外のお出かけの方法を知らないと、いざバスや電車に乗ろうとしても使いこなすことは難しいでしょう。ふだんクルマで移動されておられる方で、これらの公共交通が運行されている場所にお出かけの際には、ぜひ利用の体験をされることをおすすめします。また、「私はなかなか公共交通を利用することはないけれども応援したい」という方には「地域応援定期券」も販売されています。

ふだんはクルマで移動しながら、外出先によっては公共交通も上手に使いこなす、そんなライフスタイルが広がっていくことを期待しています。



令和 5(2023)年 3 月

宇治田原町地域公共交通活性化協議会 会長 井 上 学



1. はじめに

1.1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

宇治田原町の地域公共交通は、主として町内外の移動を担う京都京阪バス(株)の運行する路線バスと、町内の移動を担う「うじたわ^{らいくはーと}LIKE♡バス」「うじたわ^{らいくはーと}LIKE♡タクシー」、それに一般タクシーでネットワークが構築されています。

この地域公共交通ネットワークの最も基幹的な軸となる路線バスは、利用者減少や乗務員不足により、路線縮小や減便の傾向が続き、^{はーと}バス・^{はーと}タクシーの前身として無償で運行してきた町営バス、コミュニティバスも、利用者の減少や固定化等が顕著であり、持続可能な地域公共交通の構築が課題となっていました。

こうした背景から、本町では「宇治田原町における公共交通の方針について（平成29(2017)年3月）」を策定し、地域公共交通の利用促進や、福祉バスの町営バスへの見直し（乗車制限の撤廃）、新庁舎へのアクセス確保に向けた路線変更のほか、町営バス・コミュニティバスを^{はーと}バス・^{はーと}タクシーに再編・有償化する「新しい地域公共交通」の構築等に取り組んできたところです。

一方で、令和2(2020)年1月頃からの新型コロナウイルス感染症拡大をうけ、地域公共交通の利用者は大きく減少するなど、取り巻く環境が大きく変化しています。また、宇治田原町の人口は、平成17(2005)年の10,060人をピークに減少に転じ、令和2年(2020)年には8,911人となっており、通勤・通学利用の多い本町の路線バスにとっては、厳しい状況になることが想定されます。このほか、令和6(2024)年度には、新名神高速道路宇治田原インターチェンジ（仮称）の供用が予定されており、宇治田原町を取り巻く交通環境が劇的に変化すると想定されます。

(2) 目的

宇治田原町の第5次まちづくり総合計画・後期基本計画（令和2(2020)年策定）でまちの将来像として掲げる“人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原 ～やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち～”の実現を人の移動の観点から支えることを目的とします。

このため、地域公共交通を取り巻く背景を踏まえ、地域・交通事業者・行政の連携と役割分担のもとで、まちづくりと協調しつつ、多様な移動モードの組合せにより、自家用車以外でも移動できる環境の持続的な維持・確保にむけた「地域公共交通のマスタープラン」として、本計画を策定します。

1.2 計画の位置付けと概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号 以下「地域公共交通活性化再生法」)」に基づく地域公共交通計画に位置付けます。

また、宇治田原町のまちづくり総合計画に即するとともに、都市計画マスタープランと相互に連携します。このほか、各種の関連計画との整合を図ります。

なお、「宇治田原町第5次まちづくり総合計画(後期基本計画)」では、地域公共交通環境の向上により、「便利で快適なまち」とすることを目指しています。また、施策分野を横断し、重点的・集中的に取り組む「まちづくり戦略(第2期地域創生総合戦略)」では、暮らしよい生活環境と移動しやすい環境の形成により、「地域で見守り、安心して暮らしの幸福度の高いまちをつくる」戦略を掲げています。

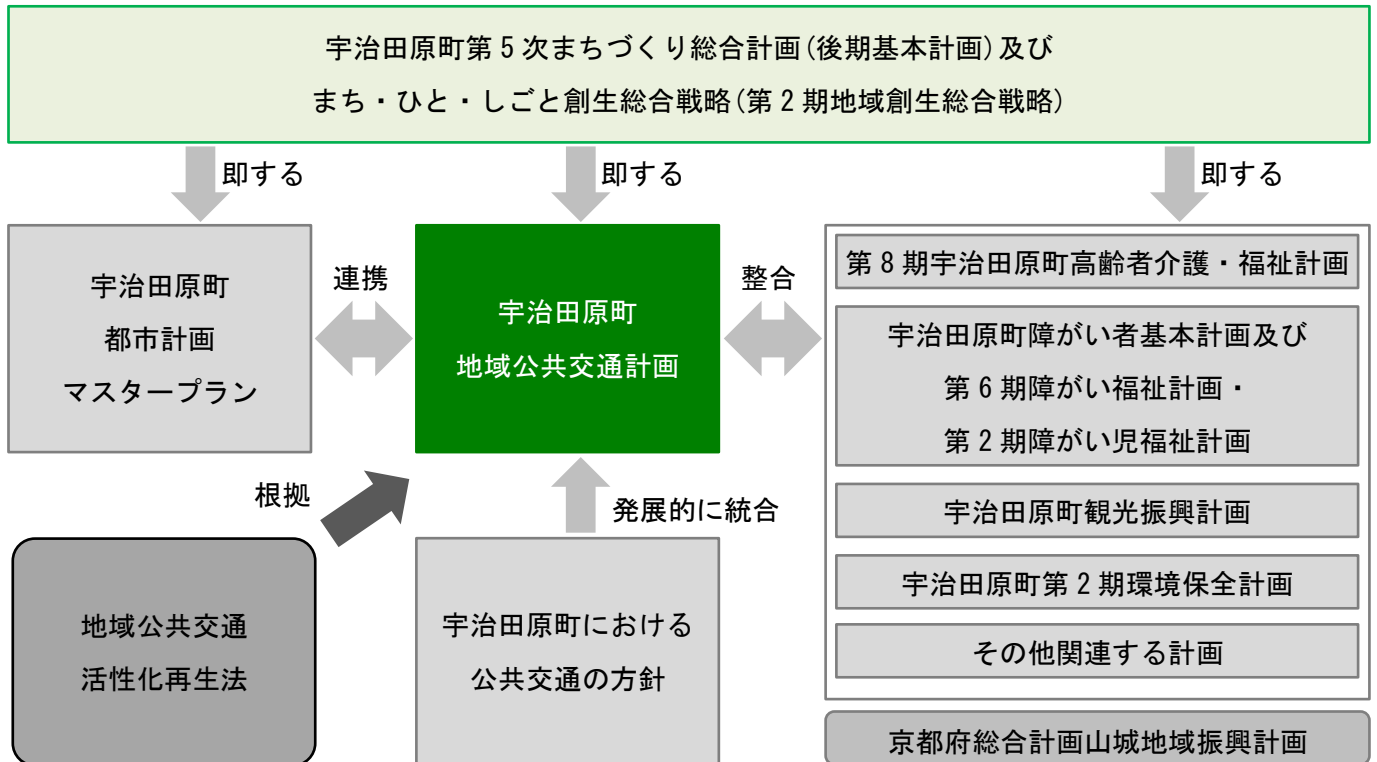


図 本計画の位置づけ

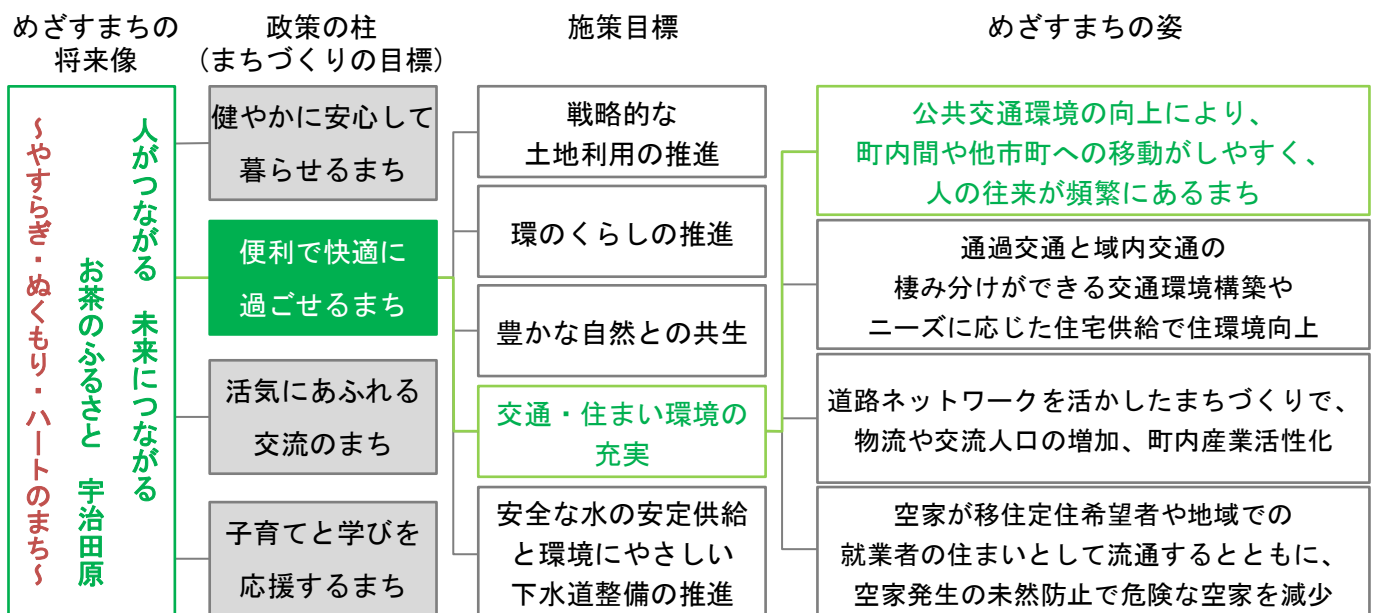


図 「宇治田原町第5次まちづくり総合計画(後期基本計画)」における地域公共交通の位置づけ



(2) 計画の概要

計画の区域及び期間は、次のとおりとします。

計画の区域 宇治田原町全域

ただし、宇治田原町内外を連絡する路線バス等を含む

計画の期間 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度



※観光を主目的とするバス路線は非表示

※スクール線(混乗)：奥山田地域からの宇治田原小学校・維孝館中学校への児童・生徒の通学を主な目的としますが、一般乗客も乗車を可としています。

図 宇治田原町の地域公共交通ネットワーク

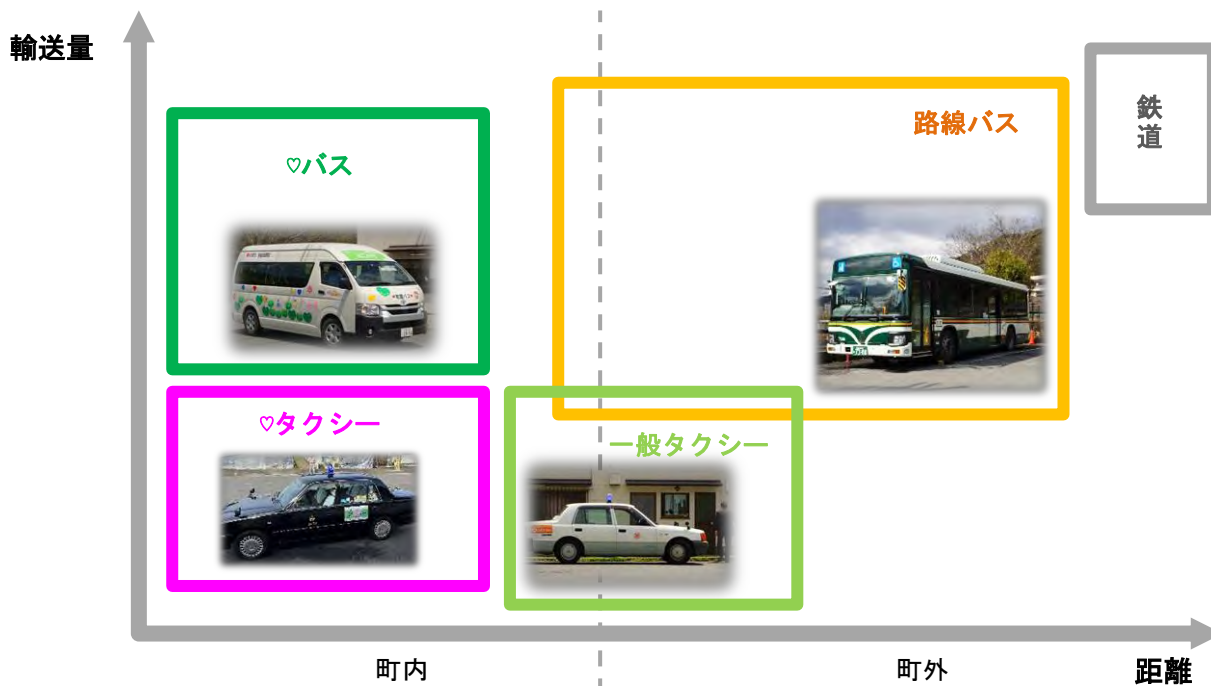


図 地域公共交通の役割分担

2. 地域公共交通にかかる基本方針

2.1 現状や方向性のまとめ

地域公共交通にかかる「現状」と「方向性」は、次のように整理しました。

表 地域公共交通及びこれを取り巻く環境

視点	項目	内容
地域公共交通の現状	ネットワーク・運行	・町内外の移動を路線バスや一般タクシーが、町内の移動をバス・タクシーが担う
		・町内に鉄道路線はないが、路線バスが2方面4駅に接続
		・独自に従業者や利用者への送迎を行う企業、医療機関、自動車教習所等が町内外に存在
	利用	・路線バス、町営交通の利用はコロナ禍前まで微増傾向
		・コロナ禍をうけ利用者は急減
		・路線バスは、鉄道駅と町内の間での利用、また平日の朝・夕時間帯での利用が多い
		・路線バスは、休日に宇治方面と奥山田方面間での利用が多い
		・町営バスの利用者の多寡は地域で偏り
		・コミュニティバスの利用者はスクール利用が中心
		・町営バスの目的地は維中前や総合文化センターが多い
	収支	・町営交通及び路線バスにかかる支出は、令和2(2020)年度で約2,450万円 (路線バスに対するコロナ禍対策にかかる補助を除く)
		・教育や福祉の分野やJR奈良線の分野でも移動に対し町財政から支出
	住民意向	・路線バスの利用頻度は、路線から集落までの距離が比較的大きい地区で少ない
・地域公共交通の利用意向は、宇治田原町全体でみると現利用者が約1割、将来の利用意向が約5割		
・地域公共交通に求めることは、運行本数や運行日・時間、乗降場所増加が比較的高い		
取り巻く環境	人口	・総人口は減少に転じており、高齢者人口も令和17(2035)年頃を境に減少に転じる推計
		・高齢化率は町全体で約3割、地区によっては4~6割と高齢化が進展
	人の動き	・町内での移動のほか、城陽市・京田辺市・宇治市や京都市との流動が多い
		・宇治田原町に係わる移動手段は自動車が約7割と最多で、鉄道・バスは8.5%
	分布	・宇治田原町は宇治・田辺方面の鉄道駅と標高差があり、路線バスは山越え
		・主な建物用地は概ね路線バス・バスがカバー
		・人口は緑苑坂・銘城台のほか、郷之口・南等を中心に分布
		・路線バス沿線は、町境周辺で人口分布がなく収益性が低い
		・町のほぼ全域で高齢化社会(高齢化率7%以上)が到来
		・買物は、町内のサンフレッシュ周辺が多いが、町外(宇治、田辺、城陽)でも高い集積
		・働く場所は、郷之口や工業団地周辺等で多いが、町外(宇治、田辺、城陽)でも多く分布
	開発等	・城陽市の東部丘陵地、宇治田原町役場周辺等で開発が進展
	道路	・新名神高速道路供用にあわせ多くの道路事業が進展
観光	・観光入込客数は、平成22(2010)年以降大きく増加	
行財政	・行財政の歳出規模は増加傾向	



表 上位・関連計画から見出した地域公共交通に求められる方向性

視点	項目	内容	出典
地域公共交通	ネットワーク	・鉄道と路線バス中心の持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	① ③
		・町内における地域公共交通のあり方を検討し、新たなシステムを開始	①②③
		・道路整備等に合わせた地域公共交通のあり方の検討 (宇治田原 IC(仮称)を活用した高速バス路線)	① ③
		・新都市創造ゾーン/新市街地への地域公共交通確保	①②③
	利便性	・鉄道の利便性向上	① ③
		・路線バスや町営交通の利便性向上	① ③ ⑤
		・新たな地域内交通の仕組みづくり	①
		・観光面を考慮した地域公共交通確保	① ③ ⑥
		・誰もが利用可能な地域公共交通の構築	② ⑤⑥
		・交通結節バス停の整備	③
	持続性	・地域公共交通の利用促進	①②
		・交通モビリティマネジメントの推進(学校、職場等)	① ⑦
		・地域コミュニティによるバスのしくみ運用	①
		・地域公共交通の受益者負担や公平性のある地域公共交通体系構築	② ④
役割	・地域公共交通維持へ人材育成や行政・事業者・地域、他市町村と連携	①	
まちづくり	人口	・目標人口は令和7(2025)年に8,700人、令和22(2040)年に8,000人	①
	道路	・宇治田原 IC(仮称)や(都)宇治田原山手線等の道路ネットワーク形成	① ③
その他	福祉	・公共交通施策と連携した高齢者等の移動手段検討	④
		・福祉施策としての介護タクシーや移送サービスの提供	④⑤
	環境	・自然環境の保全と活用	① ③ ⑦

※出典略称 ①宇治田原町第5次まちづくり総合計画(後期基本計画)及びまち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期地域創生総合戦略)
 ②宇治田原町における公共交通の方針
 ③宇治田原町都市計画マスタープラン
 ④第8期宇治田原町高齢者介護・福祉計画
 ⑤宇治田原町障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
 ⑥宇治田原町観光振興計画
 ⑦宇治田原町第2期環境保全計画

2.2 地域公共交通にかかる課題

地域公共交通にかかる「課題」は、「現状」と「方向性」のギャップから次のように整理しました。

課題	
道路ネットワークの変化とあわせた地域公共交通の利便性確保	
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に鉄道路線はないが、路線バスが2方面4駅に接続 ・町営バスの目的地は維中前や総合文化センターが多い ・路線バスの利用頻度は、路線から集落までの距離が比較的遠い地区で少ない ・地域公共交通の利用意向は、宇治田原町全体でみると現利用者が約1割、将来の利用意向が約5割 ・地域公共交通に求めることは、運行本数や運行日・時間、乗降場所増加が比較的高い ・町内での移動のほか、城陽市・京田辺市・宇治市や京都市との流動が多い ・宇治田原町は宇治・田辺方面の鉄道駅と標高差があり、路線バスは山越え ・人口は緑苑坂・銘城台のほか、南・郷之口等を中心に分布 ・路線バス沿線は、町境周辺で人口分布がなく収益性が低い ・買物は、町内のサンフレッシュ周辺が多いが、町外(宇治、田辺、城陽)でも高い集積 ・働く場所は、郷之口や工業団地周辺等で多いが、町外(宇治、田辺、城陽)でも多く分布 ・城陽市の東部丘陵地、宇治田原町役場周辺等で開発が進展 ・新名神高速道路供用にあわせ多くの道路事業が進展 	方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道と路線バス中心の持続可能な地域公共交通ネットワークの構築 ・町内における地域公共交通のあり方を検討し、新たなシステムを開始 ・道路整備等にあわせた地域公共交通のあり方の検討(宇治田原 IC(仮称)を活用した高速バス路線) ・新都市創造ゾーン/新市街地への地域公共交通確保 ・鉄道の利便性向上 ・路線バスや町営交通の利便性向上 ・新たな地域内交通の仕組みづくり ・誰もが利用可能な地域公共交通の構築 ・交通結節バス停の整備 ・宇治田原 IC(仮称)や(都)宇治田原山手線等の道路ネットワーク形成

課題	
将来にわたる移動手手段の確保	
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス、町営交通の利用はコロナ禍前まで微増傾向 ・コロナ禍をうけ利用者は急減 ・路線バスは、鉄道駅と町内の間での利用、また平日の朝・夕時間帯での利用が多い ・コミュニティバスの利用者はスクール利用が中心 ・町営交通及び路線バスにかかる支出は、令和2(2020)年度で約2,450万円(路線バスに対するコロナ禍対策にかかる補助を除く) ・高齢化率は町全体で約3割、地区によっては4~6割と高齢化が進展 ・宇治田原町に係わる移動手手段は自動車約7割と最多で、鉄道・バスは8.5% ・町のほぼ全域で高齢化社会が到来 	方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の利用促進 ・交通モビリティマネジメントの推進(学校、職場等) ・地域コミュニティによるバスのしくみ運用 ・地域公共交通の受益者負担や公平性のある地域公共交通体系構築 ・自然環境の保全と活用



課題

まちづくり等の施策との連携

現状

- ・路線バスは、休日に宇治方面と奥山田方面間での利用が多い
- ・教育や福祉の分野や JR 奈良線の分野でも移動に対し町財政から支出
- ・総人口は減少に転じており、高齢者人口も令和 17(2035)年頃を境に減少に転じる推計
- ・観光入込客数は、平成 22(2010)年以降大きく増加

方向性

- ・目標人口は令和 7(2025)年に 8,700 人、令和 22(2040)年に 8,000 人
- ・公共交通施策と連携した高齢者等の移動手段検討
- ・福祉施策としての介護タクシーや移送サービスの提供
- ・観光面を考慮した地域公共交通確保

課題

各主体の連携と役割分担による地域公共交通維持確保改善

現状

- ・町内外の移動を路線バスや一般タクシーが、町内の移動を♡バス・タクシーが担う
- ・行財政の歳出規模は増加傾向

方向性

- ・地域公共交通維持へ人材育成や行政・事業者・地域、他市町村と連携



2.3 基本理念と基本方針

課題を踏まえ、基本理念および基本方針は、次のように設定しました。

計画の基本理念

人をつなげる みんなで支える ♥ (はーと)のまちの地域公共交通

第5次まちづくり総合計画が掲げるまちの将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原 ～やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち～」実現に向け、地域公共交通を地域、交通事業者、行政がみなで守り育てることでサービスを維持・確保・改善し、移動しやすく人の往来が頻繁にあるまちの形成を目指します。

【課題】

【基本方針】

<p>道路ネットワークの 変化とあわせた 地域公共交通 の利便性確保</p>	<p>A</p> <p>利便性の高い 広域/町内の 地域公共交通 ネットワーク構築</p>	<p>本計画期間には、新名神高速道路の供用を契機として道路ネットワークや土地利用が大きく変化する見込みです。こうした都市構造の変化を踏まえつつ、まちのかたちにあった利便性の高いネットワークを構築します。</p>
<p>将来にわたる 移動手段の 確保</p>	<p>B</p> <p>持続可能な 地域公共交通の 維持確保</p>	<p>地域公共交通は、自家用車以外でも生活できる環境になくてはならないものですが、人口減少やコロナ禍等により経営環境が厳しくなりつつあることから、効率的な輸送体系を構築するとともに、適切な行政負担や利用促進等により維持確保します。</p>
<p>まちづくり等の 施策との連携</p>	<p>C</p> <p>地域公共交通と まちづくり等 との連携</p>	<p>人口の維持に向けた子育て環境整備や、子ども・高齢者等の移動対策、宇治田原ブランド向上のための観光施策等に対し、移動手段確保の視点から地域公共交通と連携します。また、その際は、情報化、MaaS等をはじめとする技術や考え方の潮流を踏まえて利便性向上に取り組めます。</p>
<p>各主体の連携と 役割分担による 地域公共交通 維持確保改善</p>	<p>D</p> <p>地域公共交通を 支える体制構築</p>	<p>地域公共交通は、持続的で効果的な維持確保改善のため、「地域、交通事業者、行政」等の主体が適切に連携・役割分担するとともに、近隣自治体や京都府等と連携しつつ、広域的な地域公共交通を検討・構築していきます。</p>



2.4 将来ネットワーク

2.4.1 地域公共交通等モード別の役割分担

地域公共交通モード別の役割は、次のように設定します。

表 地域公共交通等モード別の役割分担

位置づけ	役割	モード	路線等	
地域公共交通	鉄道 (幹線)	都市圏内や都市圏間を結ぶ交通で、 通勤・通学や生活、観光等を広く支える	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 西日本 奈良線 学研都市線 ・ 近畿日本鉄道 京都線 ・ 京阪電気鉄道 宇治線
	広域幹線	宇治田原町と鉄道駅等を結ぶ交通で、 通学を中心に通勤や生活、観光等を 広く支える	高速バス	(計画期間内で検討)
			路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都京阪バス 立場線 (宇治～維中前～緑苑坂) 新田辺宇治田原線 (宇治～維中前～緑苑坂)
	町内支線	広域幹線に接続する支線交通であり、 住民生活にかかる移動を中心に支えたい うで、その他旅客の移動もあわせて支える	町営交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ うじたわLIKE^{らいくはーと} バス ・ うじたわLIKE^{らいくはーと} タクシー
	面的交通	広域幹線、町内支線で支えることの できない移動を支える (地域的、時間的に需要が少ない移動)	一般 タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般タクシー 数社
観光交通	土日祝日を中心に、 主として観光目的の移動を支える	路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都京阪バス 猿丸神社線 (維中前～猿丸神社) 宇治奥山田茶屋村線 (宇治～維中前～茶屋村) 宇治湯屋谷線 (宇治～維中前～湯屋谷) 	
		一般 タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般タクシー ・ 観光定額タクシー 	
その他	身体的条件等により、地域公共交通や 自家用車等での移動が難しい方の 移動を支える	福祉交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉有償運送 ・ 福祉タクシー 等 	



2.4.2 地域公共交通の将来ネットワーク

(1) 現在の地域公共交通ネットワーク

地域公共交通のネットワークの現状と、将来にありたい姿は、次のとおりです。



図 地域公共交通ネットワーク（現状）

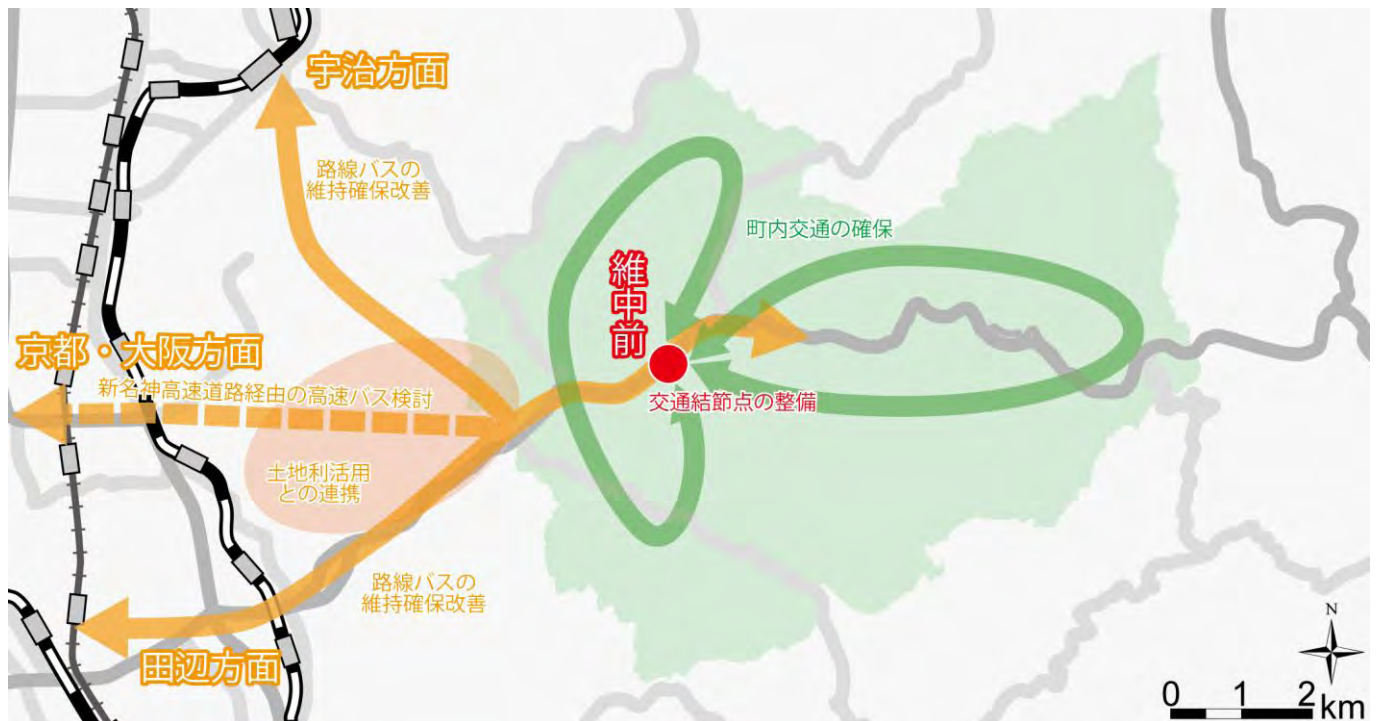


図 地域公共交通ネットワーク（将来）

2.5 数値目標

(1) 概要

本計画の基本理念及び基本方針の達成状況を図る数値目標は、次のように定めます。なお、コロナ禍による利用者数の回復程度は現時点で見通すことが難しいことから、コロナ禍の終息状況等を踏まえつつ **計画を継続して見直し** していくこととします。

表 本計画の評価項目

視点	数値指標	設定の考え方	法	府	目標値の考え方	計測方法
総合的指標	①町が運行もしくは運行支援する公共交通機関の利用数(年間)	第5次まちづくり総合計画と共通 (数値目標は“令和2年度に予定される新たな町内公共交通ネットワーク構築後の数値を踏まえて設定”)			—	②+③
	②広域幹線(路線バス)の利用者数	利便性確保や利用促進等の事業による効果を測る指標として設定	○	○	コロナ禍前まで回復(路線再編等の際は更新を想定)	町統計書
	③町内支線の利用者数	※路線バスは京都府推奨設定項目「地域間の移動者数」を兼ねる	○	○	通学生を考慮しつつ、コロナ禍前まで回復	町統計書
運行の効率性	④町内支線の利用者数(便あたり)	運行の効率性を測る指標として設定		○	便数は現状程度、利用者数は③で設定	③÷年間運行便数
運行収支	⑤町内支線の収支率		○	○	定期券販売や利用促進等による収入増で向上	⑦÷⑥
	⑥町内支線の運行経費	事業性を測る指標として設定 [公的資金を投入している路線(町内支線)を対象]		○	一定水準を維持	町決算
	⑦町内支線の運賃収入			○	定期券販売や利用促進等により増加	町決算
	⑧地域公共交通への公的資金投入額	地域公共交通の維持確保や利用促進等にむけ、事業規模を測る指標として設定 ※特定財源収入は含まない	○	○	一定水準を維持	町決算
利便性	⑨町内支線と路線バスの接続率	町内支線と路線バスの連携を測る指標として設定 [路線定時運行のバスについて、維中前停留所を経由する便の割合を計測]		○	概ね全便の維中前停留所経由を目指す	路線図
	⑩町内支線のGTFS-JP対応率	地域公共交通のわかりやすさ向上にむけた施策の実施状況を測る指標として設定		○	早期に整備を図り、その後はサービスを継続的に提供	実績

※「法」列：地域公共交通活性化再生法における標準指標。地域公共交通計画の趣旨から見て設定の必要性が高く、原則全ての地域公共交通計画での設定が望ましいとされるもの
「府」列：京都府通知による設定推奨項目



(2) 各数値指標における現状値と目標値

先に設定した数値指標について、現状値と目標値を以下に示します。町営交通は、令和4(2022)年3月、同年10月に運行内容が大きく変更となっていることから、令和4(2022)～令和5(2023)年度にかけての実績値には、一部で見込値を記載しています。

なお、本内容は、「4. 進捗管理」に記載した体制により、毎年モニタリングを行い、必要に応じ目標値や施策の実施方針等を見直すこととします。

表 各数値指標における現状値と目標値 (その1)

項目	実績値(年度)											目標値 2027
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027		
総合的指標												
①町が運行もしくは運行支援する公共交通機関の利用数(年間)												(人/年)
地域公共交通計 (人/年)	508,530	512,216	410,399	431,928								506,000
②広域幹線(路線バス)の利用者数(地域間の移動者数)												(人/年)
路線バス計	478,410	484,797	391,691	416,567								480,000
立場線(宇治方面)	213,136	216,666	168,702	170,080								(以降は毎年モニタリング実施) 210,000
新田辺宇治田原線 (人/年)	265,274	268,131	222,989	246,487								270,000
③町内支線の利用者数												(人/年)
町内支線計	30,120	27,419	18,708	15,361								26,000
♡バス町西部線	15,768	15,447	11,576	9,258								(以降は毎年モニタリング実施) 15,000
♡バススクール線	14,352	11,972	7,132	6,031								9,500
♡タクシー(全域) (人/年)				72								1,500
運行の効率性												
④町内支線の利用者数(便あたり)												(人/便)
町内支線	2.2	2.0	1.4	1.2								3.3
♡バス町西部線	2.5	2.5	1.8	1.5								(以降は毎年モニタリング実施) 3.2
♡バススクール線	1.9	1.6	1.0	0.9								5.2
♡タクシー(全域) (人/年)				1.2								1.2

※♡バス町西部線のうち、令和4(2022)年9月末までは町営バスの値、以降は♡バス。そのため令和4(2022)年度は2種を合算
 ※♡バススクール線のうち、令和4(2022)年2月末まではコミュニティバスの値、同年9月末まではスクールバスの値、以降は♡バス。そのため令和3(2021)～令和4(2022)年度は3種を合算
 ※♡タクシーは令和4(2022)年3～9月が実証運行(町東部で運行)、同年10月以降が本格運行(町全域で運行)。そのため令和3(2021)年度は令和4(2022)年3月の1か月分のみを計上。令和4(2022)年度はそれぞれの値を合算
 ※下線数値は予算及び見込値を含む



表 各数値指標における現状値と目標値 (その2)

項目	実績値(年度)										目標値 2027
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
運行収支											
⑤町内支線の収支率											(%)
町営交通計				0.1	4.8	7.9					9.0
♡バス(全線)					3.7	7.6	(以降は毎年モニタリング実施)				9.1
♡タクシー(全域)				14.2	11.4	9.7					8.6
(%)	25										
	20										
	15										
	10										
	5										
	0										
⑥町内支線の運行経費											(千円)
町営交通計	22,390	20,921	20,067	20,438	19,334	19,094					21,000
♡バス町西部線	13,147	11,524	10,812	11,055	12,610	13,230	(以降は毎年モニタリング実施)				14,500
♡バススクール線	9,243	9,397	9,256	9,230	3,913	2,890					3,000
♡タクシー(全域)				152	2,810	2,974					3,500
(千円)	20,000										
	10,000										
	0										
⑦町内支線の運賃収入											(千円)
町営交通計				22	931	1,508					1,900
♡バス(全線)					610	1,220	(以降は毎年モニタリング実施)				1,600
♡タクシー(全域)				22	321	288					300
(千円)	2,000										
	1,500										
	1,000										
	500										
	0										
⑧地域公共交通への公的資金投入額											※特定財源収入は含まない(千円)
計	58,780	57,597	50,335	48,125							45,600
町営交通運行	22,390	20,921	20,067	20,416	18,403	17,586	(以降は毎年モニタリング実施)				19,100
高校生通学費補助金 (うち定期利用者分)	29,889	32,067	22,394	17,416							20,000
利用促進等 (うちコロナ禍対策)	6,501	4,608	7,873	10,293							6,500
(千円)	60,000										
	40,000										
	20,000										
	0										
※①内は路線バス事業者へのコロナ禍対策支援費(内数)											
※2020~2021の利用促進は路線バス事業者へのコロナ対策支援を含む											
利便性											
⑨町内支線の路線バスへの接続率											(%)
♡バス計			84.0	84.0	100.0						100.0
♡バス町西部線			71.4	71.4	100.0	(以降は毎年モニタリング実施)				100.0	
♡バススクール線			100.0	100.0	100.0						100.0
(%)	100										
	90										
	80										
	70										
	0										
⑩町内支線のGIFS-JP対応率											(%)
町内支線	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						100.0
(%)	100										
	80										
	60										
	40										
	20										
	0										



3. 施策メニュー

本計画では、計画の基本理念実現に向け、基本方針に基づき次の施策メニューを定め、計画期間内で推進することとします。

表 本計画の施策メニュー

No	施策タイトル
基本方針A	利便性の高い広域/町内の地域公共交通ネットワーク構築
A-1	鉄道等との接続を考慮した広域的なネットワークの形成
A-2	新名神高速道路供用にあわせた新たな広域幹線の形成
A-3	まちづくりや広域幹線と連携した町内支線の形成
基本方針B	持続可能な地域公共交通の維持確保
B-1	行政負担による地域公共交通の維持確保
B-2	多様な輸送資源の効率的な組合せ
B-3	ターゲットを明確にした利用促進
基本方針C	地域公共交通とまちづくり等との連携
C-1	「お茶のふるさと」を活かす町内での観光移動手段の確保
C-2	地域公共交通による通学手段確保
C-3	Ma a Sの視点による利便性向上
基本方針D	地域公共交通を支える体制構築
D-1	地域公共交通にかかる協議・調整の場の確保
D-2	地域公共交通の担い手確保



基本方針	A 利便性の高い広域/町内の地域公共交通ネットワーク構築
施策メニュー	A-1 鉄道等との接続を考慮した広域的なネットワークの形成

現状や今後の見通し

- ・路線バスが宇治田原町と JR・京阪宇治駅方面、JR 京田辺・近鉄新田辺駅方面とを連絡
- ・新名神高速道路の開通を契機として、新たな道路整備や土地利用の進展が予定

取組内容（例）

- 路線バスの利便性向上

継続取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓運行ダイヤの改善（バスの接続、パターンダイヤの促進 等） ✓停留所環境の改善（ダイヤ・路線の見やすさ向上、ベンチ等の設置、高質化 等） ✓車両の改善（ノンステップバスの導入推進 等） ✓情報提供（町営交通利用案内への路線バス情報掲載 等） 	等
------	---	---
- 近隣自治体との新たな路線検討

新規取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓城陽市方面との路線（国道 307 号のほか、（都）東部丘陵線等の活用） ✓和束町方面との路線 <p style="text-align: center;">（（主）宇治木屋線犬打峠トンネルを経由した「お茶の京都」の広域連携推進）</p>	等
------	--	---

●路線バスの利便性向上 ✓停留所環境の改善

取組例 維中前停留所の高質化（令和 4(2022)年度）

維中前停留所は、路線バスと町内交通との結節点であり、住民生活や観光等の来街者にとって重要な乗継ぎ場所となっています。そのため、一般社団法人京都山城地域振興社（通称：お茶の京都 DMO）では、乗継ぎや待合環境向上のため、停留所建屋の高質化を行いました。

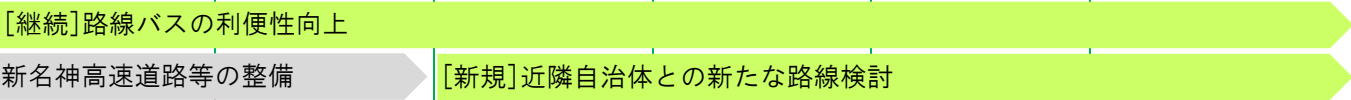


実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
企画、調整、補助	広域調整 支援・研究	運行	積極利用	近隣自治体：企画、調整、補助 お茶の京都 DMO：企画、調整、補助

スケジュール（年度）

令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)	長期
------------	------------	------------	------------	------------	----





基本方針 A 利便性の高い広域/町内の地域公共交通ネットワーク構築

施策メニュー A-2 新名神高速道路供用にあわせた新たな広域幹線の形成

現状や今後の見通し

- ・令和 6 (2024) 年度に新名神高速道路及び宇治田原 IC (仮称) の開通・開設及び城陽スマート IC (仮称) 周辺にアウトレットモール等の整備が予定
- ・アウトレットモール等を中心とした短・中距離のバスネットワーク整備が想定

取組内容 (例)

●短・中距離高速バス路線の誘致

- | | |
|------|--|
| 新規取組 | <ul style="list-style-type: none"> ✓宇治田原町と町外を結ぶ高速バス路線開発 (京都市方面、大阪市方面 等) ✓宇治田原町とアウトレットモールを結び、高速バスに接続する路線の開発 等 |
|------|--|

●短・中距離高速バス路線の誘致 **取組イメージ**

宇治田原町には鉄軌道がなく、京都市や大阪市等の都市部に公共交通で向かう際には、京都京阪バスの路線バスにより、町外の鉄道駅までアクセスする必要があります。

今後、新名神高速道路や周辺広域幹線道路等の整備が予定されていることから、この道路を活用し、町と京都市・大阪市等を直結する短・中距離の高速バス路線の開発を検討します。

また、特に城陽スマート IC (仮称) 付近で整備予定のアウトレットモールでは、各地から新名神高速道路を介した直行路線の開設が想定されることから、こうした動向を注視しつつ、アウトレットモールを新たな地域公共交通結節点と捉え、町内とこの結節点を結ぶ地域公共交通路線を検討します。



写真 京阪バス「ダイレクトエクスプレス直Q京都」の例

(京都駅と、松井山手・高速京田辺・枚方市・なんば・USJ 等を直結運行)

実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
企画、調整、補助	広域調整支援	運行	積極利用	城陽市、和束町：企画、調整、補助

スケジュール (年度)

令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	長期
		[新規] 高速バス路線の誘致検討			



基本方針 A 利便性の高い広域/町内の地域公共交通ネットワーク構築

施策メニュー A-3 まちづくりや広域幹線と連携した町内支線の形成

現状や今後の見通し

- ・町内では、町内支線として令和4(2022)年10月より♡バス・タクシーが本格運行開始
- ・町内支線は、広域幹線である路線バスに接続
- ・町内では、(都)宇治田原山手線整備とあわせてまちづくりの推進が予定

取組内容(例)

●♡バス・タクシーの継続的な見直し

継続取組	✓利用状況のモニタリング(利用者数や乗降停留所の調査、利用者アンケート調査 等) ✓路線の見直し((都)宇治田原山手線の活用、まちづくりや利用実態の反映 等) ✓時刻表の見直し(路線バスや高速バスダイヤとあわせた調整 等)	等
------	---	---

●停留所環境の改善

継続取組	✓ダイヤ・路線の見やすさ向上 ✓ベンチ、上屋等の設置 ✓高質化(デザイン性の高い標柱の設置、待合室の改善 等) ✓維持管理への協力体制構築(地域住民による停留所清掃 等)	等
------	--	---

●停留所環境の改善

✓ベンチ、上屋等の設置

取組例 木製上屋の設置

平成26(2014)年度には、宇治田原町産の間伐材を使用し、路線バス停留所5箇所へ上屋やベンチを整備しています。



●停留所環境の改善 ✓高質化

取組例 デザイン性の高いバス停標柱の設置

「ハートのまち」をPRするため、維中前や役場、奥山田正寿院口等では、ハートをあしらった標柱を設置しています。なお、役場等で設置したもの(写真左)は、町営バス利用促進に向け、平成30(2018)年度に維孝館中学校美術部へのアンケートによりデザインを決定しています。



実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
企画、調整、補助		運行	積極利用、停留所維持協力 等	お茶の京都DMO: 企画、調整、補助

スケジュール(年度)

令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	長期
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----

[継続]♡バス・タクシーの継続的な見直し

[継続]停留所環境の改善



基本方針	B 持続可能な地域公共交通の維持確保
-------------	--------------------

施策メニュー	B-1 行政負担による地域公共交通の維持確保
---------------	------------------------

現状や今後の見通し

- ・町内支線は町と一般乗合旅客自動車運送事業者が運行主体となり、バス・タクシー事業者へ運行を委託
- ・♡タクシーは、令和4(2022)年10月より国庫補助を活用

取組内容(例)

●♡バス・タクシーの運行

継続取組	✓宇治田原町を運行主体とした♡バスの運行継続 (道路運送法第79条 自家用有償旅客運送事業 [公共交通空白地有償運送]) ✓宇治第一交通(株)を運行主体とした♡タクシーの運行継続 (道路運送法第4条 一般乗合旅客自動車運送事業 [区域運行]) 等
------	--

●国や府と連携した運行経費確保 (♡バス、♡タクシー)

継続取組	✓町財政による運行経費確保 ✓国庫補助の活用 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)	等
新規取組	✓京都府補助の活用 (市町村運行確保生活路線補助金)	等

●♡バス・タクシーの運行

取組例 ♡バス・タクシーの運行

町内の移動手段確保のため、国や府等の補助を活用しつつ、♡バス・タクシーの運行を継続します。
 なお、利用状況等に応じて適切な改善を続けます。



実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
運行(委託)	費用補助	運行(受託)	積極利用	

スケジュール(年度)

令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	長期
[継続]♡バス・タクシーの運行					
[継続・新規]国や府と連携した運行経費確保					



国や府と連携した運行経費補助（♡バス、♡タクシー）

宇治田原町の町内支線は、広域幹線等と連携して地域公共交通ネットワークの重要な一翼を担っています。これらの路線は、計画期間中でも継続して町内支線としての役割を期待することから、本計画で行政による支援を位置付けます。

表 「地域公共交通確保維持事業」町営交通の運行概要

名称	うじたわLIKE♡バス		うじたわLIKE♡タクシー	
路線	町西部線	スクール線（混乗）	—	
位置づけ	町内支線（[2.4 将来ネットワーク]のとおり）			
役割	町内外幹線に接続する支線交通であり、住民生活にかかる移動を中心に支えたいうえで、その他旅客の移動もあわせて支える（[2.4 将来ネットワーク]のとおり）			
事業の必要性	広域幹線（路線バス等）に対する支線として町内をきめ細やかに運行し、自家用車を運転できない高齢者や子どもを中心に、通学や通勤、買い物・通院等の日常生活に不可欠な移動手として機能している。住民の生活を維持し、“移動しやすく人の往来が頻繁にあるまち（宇治田原町第5次まちづくり総合計画（後期基本計画）で目指すまちの姿（抜粋）”実現には、今後も継続した運行が必要な一方で、町、交通事業者、府の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある			
目標・効果	略（[2.5 数値目標]のとおり）			
事業及び実施主体の概要				
運行地域	禅定寺～岩山～荒木～南～郷之口～銘城台	奥山田・湯屋谷区～宇治田原小学校～維中前	・奥山田区、湯屋谷区、高尾区の全域 ・岩山区、立川区、南区、郷之口区の一部（♡バス、路線バスの運行地域外）	
運行形態	決まった時間・ルートで停留所間を運行（路線定期運行）		利用者の予約に応じルートや時間を設定して停留ポイント間を運行（区域運行）（居住地と目的地間のみ移動可）	
使い方	決まった時間に決まった停留所から乗車 ※バス停以外での乗降（フリー乗降）不可		事前に電話等で予約	
利用対象者	誰でも	誰でも（児童・生徒が優先）	♡タクシー運行地域の方（要事前登録）	
運行日	平日（8/14～16、12/28～1/4 運休）		平日（8/14～16、12/28～1/4 運休） ※奥山田・湯屋谷区のみ、運休期間以外の土日祝日も運行	
運行時間帯	8～18 時頃	午前 7 時台、14～19 時頃	8～17 時台	
車両	ハイエースコミューター 2 台		セダン型タクシー 最大 2 台	
根拠法	道路運送法 第 79 条（自家用有償旅客運送）		道路運送法 第 4 条（区域運行）	
運行主体	宇治田原町（京都京阪バス㈱へ運行委託）		宇治第一交通㈱（運賃収入と経常経費との差額は町が全額を負担）	
運賃	種類	運賃の額		備考
	普通運賃	大人（中学生以上）300 円 小人（小学生）100 円 ※就学前児童は無料		※1 人 1 乗車あたり ※スクールバス利用対象児童生徒はスクール便の利用無料
		定期券	有効期間	
	1 か月		4,000 円	2,000 円
	3 か月		10,000 円	5,000 円
1 年	—	10,000 円	※購入者とその家族が利用可能（1 枚の定期券で 1 名まで乗車可）	
1 日乗車券	大人 500 円、小人 200 円		※1 人 1 日あたり	
※定期券・1 日乗車券は、役場、維中前停留所（月末・月初の定期券販売時のみ）等で販売				
補助事業	地域公共交通確保維持事業を活用（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）			



基本方針 B 持続可能な地域公共交通の維持確保

施策メニュー B-2 多様な輸送資源の効率的な組合せ

現状や今後の見通し

- ・♡バス(スクール線)は、奥山田区方面の小学生の通学を主用途として運行
- ・♡バス(スクール線)は、地域住民等の混乗を認める運用
- ・(福)宇治田原町社会福祉協議会が自家用有償旅客運送[福祉有償運送]による移送サービスを実施
- ・独自に従業者や利用者への送迎を行う企業、医療機関、自動車教習所等が町内外に存在

取組内容(例)

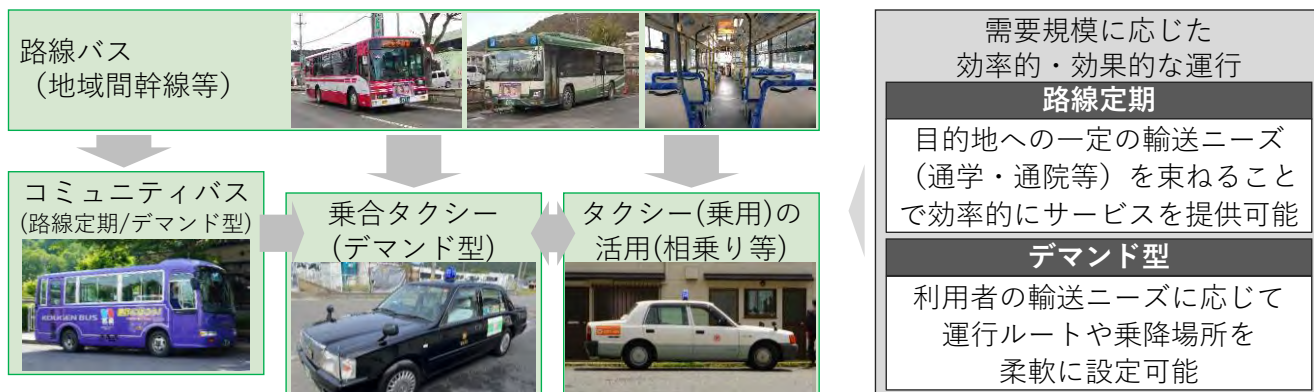
- スクールバスと♡バス(自家用有償旅客運送事業[公共交通空白地有償運送])の一体運行

継続取組 ✓♡バスのスクール線を小学生の通学利用(スクールバス)と兼用化

- 多様な輸送資源の利活用推進

継続取組 ✓公共交通空白地有償運送と福祉有償運送の連携・役割分担の推進

新規取組 ✓各主体の送迎車両等との連携による住民移動 等



バス・タクシーによるサービスの提供が困難な場合

自家用有償旅客運送
(市町村自ら又はNPO等による運行)

スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等の
送迎サービス等の積極的活用

地域公共交通と輸送資源の関係(イメージ) 国交省資料を宇治田原町にあわせて修正

実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
運行(委託)、 取組実施		運行(受託)	積極利用	お茶の京都DMO:企画、調整、補助

スケジュール(年度)

令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	長期
[継続]スクールバスと♡バスの一体運行					
[継続]多様な輸送資源の利活用推進					
[新規]多様な輸送資源の利活用推進					



基本方針	B 持続可能な地域公共交通の維持確保
-------------	--------------------

施策メニュー	B-3 ターゲットを明確にした利用促進
---------------	---------------------

現状や今後の見通し

- ・ 少子高齢化が進展し、特に高齢者数は継続して増加の見込み
- ・ 人口が減少するなか、子育て世代を対象とした移住・定住を促進
- ・ お茶の京都 DMO を中心として“お茶の京都地域”で観光を入口とした持続可能な地域づくりを推進

取組内容（例）

●ターゲットを明確にした利用促進の実施

継続取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓子どもや保護者を対象とした利用促進 (バス利用体験会、♡バスのマグネットデコレーション、クリスマスバス、小学生モビリティ・マネジメント授業 等) ✓観光客を対象とした利用促進 (お茶の京都 DMO と連携した「宇治茶バス」PR 等) 等
新規取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓中学生等を対象とした利用促進 (維孝館中学校の職場体験学習での公共交通事業者への訪問や運行機関の乗務体験、生徒や保護者への地域公共交通の説明の場確保 等) ✓高齢者等を対象とした利用促進 (ことぶき大学や生涯学習出前講座の活用、希望に応じた個別の利用・体験説明会開催、民生委員等との連携による“移動に困っている方”への周知広報 等) ✓♡バスに乗る付加価値の提供 (バス車内ラッピング、定期券購入者への沿線施設からの特典付与、地域公共交通のフォトコンテスト 等) 等

●ターゲットを明確化した利用促進の実施 取組例 子どもや保護者を対象とした利用促進
 未来の地域公共交通利用者を育てるとともに、自家用車以外でも移動できる生活を PR することで、子育て世代の移住・定住へつなげるべく、様々な取組を実施しています。



子どもがマグネットシートに描いた絵をバスに貼付け



手作り絵本『バスにのって』を読み聞かせ



バス車両で子育て支援センターへクリスマスプレゼントを配達

実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
取組実施	府：広域調整	運行(受託) MM協力	積極利用、 周知広報協力、 積極的な参加	お茶の京都 DMO：運行、PR

スケジュール（年度）

令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)	長期
------------	------------	------------	------------	------------	----

[継続・新規]ターゲットを明確化した利用促進の実施

●取組イメージ ♡バスに乗る付加価値の提供

町営交通の有償化にあたっては、「地域応援定期券」等の設定により負担軽減を図っています。

あわせて、「割引でなく、300円分の価値を創出」との視点も重要です。今後は、利用者がより高い価値を感じられるよう、付加価値向上を検討します。

なお、以下に、町へお寄せいただいたアイデアをご紹介します。

これがほんとはーとバス(仮称)

はーとバスの車内をハート型に飾り付け。

(例)

- ・座席シートにハート柄の布を使う
- ・ハートの風船を等間隔に配置
(コロナ対策にも)



♡バスでは、車両外側を子どもが書いたイラストで飾り付け。この賑やかさを車内にも。

はーとバス×地域の施設

はーとバスの地域応援定期券などと地元の施設とのタイアップ。

町内のバス観光増加にも寄与。

(例)

- ・定期券を持参すれば、
キャンペーン加盟店でサービス
- ・一定数の一日乗り放題券持参で
オリジナルグッズ提供

周遊特典

「木っ符(1day ticket)」の提示が必要です。
(運行期間中のみ有効)

- 1 宇治市営茶室「対鳳庵」・薄茶か煎茶の割引
- 2 お茶と宇治のまち歴史公園ミュージアム「茶づな」・入館料金割引
- 3 宗円交遊庵やんたん
・「ほうじ茶子チョコ」か「濃茶チョコ」いずれか好きな方をプレゼント
・宇治市内障害福祉サービス事業所の製品(焼き菓子)プレゼント
- 4 永谷宗円生家
・「煎バック」プレゼント
- 5 JA農産物直売所 宇治茶の郷
・「煎バック」プレゼント
・1,000円以上購入の方に抹茶ソフトプレゼント

※いずれも数に限りがございます。なくなり次第終了となります。



京都京阪バスでは、1日乗車券購入者が沿線の施設でサービスを受けられる。

地域公共交通フォトコンテスト

地域公共交通のある風景、車窓などを題材に実施。
優秀作品は、SNS等での発信により、利用促進に加え町のPRや魅力再発見にも寄与。

(例)

- ・優秀作品投稿者に景品授与
- ・町公式 SNS 等で発信



宇治田原町商工会では、毎年「宇治田原の四季フォトコンテスト」を開催。



基本方針 C 地域公共交通とまちづくり等との連携

施策メニュー C-1 「お茶のふるさと」を活かす町内での観光移動手段の確保

現状や今後の見通し

- ・ 奥山田方面を中心に観光入込客数は増加傾向
- ・ 奥山田・湯屋谷方面を中心に「お茶の京都」の観光を支えるバス・タクシーが運行
- ・ 町内には多くの観光資源が広く点在しているため、路線バス停留所からの観光客の二次移動手段が課題

取組内容（例）

●観光移動を支えるバスの運行

継続取組	✓町内外を結ぶ運行 （京阪・JR 宇治駅～奥山田正寿院口方面を結ぶ「宇治茶バス（宇治奥山田茶屋村線）」、 京阪宇治駅～湯屋谷方面を結ぶ「宇治やんたんライナー（宇治湯屋谷線）」、 宇治田原町と和東町方面を結ぶ新規路線の検討 等）	
	✓町内移動を支える運行 （維中前から猿丸神社を結ぶ「猿丸神社線」、維中前から湯屋谷・茶屋村・禅定寺方面 を結ぶ「やんたんライナーコネクト」 等）	等

●観光移動を支えるタクシーの運行

継続取組	✓タクシーによる観光プランの設定（タクシー貸切による運行 等） ✓路線バスとタクシーとの接続（維中前での乗継ぎ確保 等）	等
------	---	---

●観光客のニーズに合わせた二次交通の確保

新規取組	✓路線バス等の地域公共交通機関から目的地を結ぶ地域内交通のしくみづくり （ライド&ドライブ 等）	等
------	---	---

●観光移動を支えるバスの運行 取組例 町内外を結ぶ運行（宇治茶バス）

京都京阪バスでは、宇治方面から茶屋村を結ぶ路線で、内装を工夫した「宇治茶バス」車両で運行しています。この運行にあたっては、宇治田原町等から運行費を補助しています。






実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
新規実施	府：広域調整	運行(受託)		お茶の京都 DMO： 企画、運行(委託)、PR

スケジュール（年度）

令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)	長期
[継続]観光移動を支えるバス・タクシーの運行					
		[新規]観光客のニーズに合わせた二次交通の確保			



基本方針 C 地域公共交通とまちづくり等との連携

施策メニュー C-2 地域公共交通による通学手段確保

現状や今後の見通し

- ・♡バス(スクール線)は、奥山田区方面の小学生の通学を主用途として運行
- ・町内に高等学校のない町の独自施策として、平成5年から高校生の通学費への手厚い支援を継続

取組内容(例)

●高校通学費補助(路線バス運賃補助)の継続

継続取組 ✓高校生の路線バスによる通学に対する支援
(宇治田原町に住み続けながら進学できる環境の確保)

<高校通学費補助 概要>

1. 対象：町内在住者で、高等学校(専修学校及び各種学校を含む)にバス通学をしている生徒の保護者(支給対象期間は中学校卒業後3年間)
2. 補助金額

定期券利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の町民税所得割課税額が非課税の場合：バス停区間の学期定期券相当額 ・保護者の町民税所得割課税額が課税されている場合：バス停区間の学期定期券相当額の2分の1 ※課税額計算の際は、住宅借入金等特別税額控除は適用外
定期券非利用者	バス停区間の学期定期券相当額の4分の1 ※8月分は通学日数に応じた補助 ※高校3年生の3月分は補助対象外

※補助金額計算では「学期別定期券」を基準とする(8月分は1ヵ月の通学定期券を基準)

※定期券を利用している期間と、利用していない期間が混在する場合は、それぞれの月分を計算し、合計額を補助

●♡バスによる小学生等の通学手段確保 【再掲】

継続取組 ✓♡バススクール線による宇治田原小学校児童の輸送(奥山田区)



実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
取組実施		運行(受託)	積極利用、 周知広報協力	府・町教育委員会：連携

スケジュール(年度)

令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	長期
[継続]高校通学費補助(路線バス定期補助)の継続					
[継続]♡バスによる小学生等の通学手段確保					



基本方針	C 地域公共交通とまちづくり等との連携
施策メニュー	C-3 MaaSの視点による利便性向上

現状や今後の見通し

- ・国では、「標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP)」を定め、バス事業者と経路検索情報利用者の情報受け渡し円滑化を推進
- ・MaaS (Mobility as a Service) 推進には、まずバスの運行情報をより検索しやすい形式に整えることが不可欠

取組内容 (例)

●GTFS-JP対応

継続取組	✓路線バスのGTFS-JP対応	等
新規取組	✓♡バスのGTFS-JP対応	等

●GTFS-JP対応

京都京阪バスは Google 等の経路検索に対応しており、鉄道等と一体的な経路検索が可能です。一方で♡バスは非対応であり、検索結果では町内移動に徒歩を案内される状況です。時刻表や路線図を調べる手間は、大きな利用障壁となることから、♡バスでも、GTFS-JP による各種経路検索への対応を進めます。

出典：Google map(「黄檗駅」から「禪定寺」への経路案内)

実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
新規実施		継続実施	積極利用、経路検索機能を使った外出体験	

スケジュール (年度)

令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	長期
[継続]路線バスの GTFS-JP 対応					
[新規]♡バスの GTFS-JP 対応					



基本方針 D 地域公共交通を支える体制構築

施策メニュー D-1 地域公共交通にかかる協議・調整の場の確保

現状や今後の見通し

- ・宇治田原町の地域公共交通は、地域（利用者等）、交通事業者、行政の連携と役割分担で維持確保改善していく必要
- ・鉄道や路線バスは、宇治田原町を含む沿線地域での広域的な連携で維持確保改善を進める必要
- ・過去には京都府南部の自治体が連携して公共交通を協議する場を京都府（山城広域振興局）が設定

取組内容（例）

●広域的・業種横断的な協議・調整の場の確保

継続取組	✓宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催 ✓広域連携にかかる協議会への参画 （JR 奈良線複線化促進協議会、京都南部横断鉄道新線研究会、北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟会、府（山城広域振興局）による協議・調整の場 等） 等
新規取組	✓複数自治体（京都南部地域等）広域連携による公共交通の諸課題の協議、情報共有 等

●広域的・業種横断的な協議・調整の場の確保

地域公共交通の維持確保改善にむけ、関係者の協議・調整の場を様々に設定しています。今後も、これらの会議体等を活用しつつ、地域公共交通を支える体制を構築していきます。



宇治田原町地域公共交通活性化協議会の様子



山城地域公共交通に関する連絡会議の様子

実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
活性化協議会の開催	府：広域連携等の調整・研究	協議会等への参画	協議会等への参画	各関係機関：協議会等への参画

スケジュール（年度）

令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	長期
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----

[継続]活性化協議会の開催、広域連携にかかる協議会への参画

[新規]複数自治体の広域連携

基本方針	D 地域公共交通を支える体制構築
施策メニュー	D-2 地域公共交通の担い手確保

現状や今後の見通し

- 交通事業者における担い手は全国的に不足傾向で、京都京阪バスでも課題が顕在化
- 過去には京都府南部の自治体が連携して公共交通を協議する場を京都府（山城広域振興局）が設定

取組内容（例）

●担い手募集や育成（乗務員、整備士等）

継続取組	✓交通事業者による担い手募集や育成	等
新規取組	✓維孝館中学校の職場体験学習での公共交通事業者への訪問や運行機関の乗務体験【再掲】 ✓町広報紙等による担い手募集等の実施 ✓複数市町と連携した担い手募集等の取り組み	等

●担い手募集や育成（乗務員、整備士等） 取組イメージ 町広報紙等による担い手募集等の実施

町広報紙では、令和4(2022)年10月の「新しい地域公共交通」導入にあわせ、町の広報紙を活用して地域公共交通の現状等を周知してきました。こうした紙面を活用した担い手募集等を検討します。

（広報うじたわら 令和4年4月号の例）

利用者数増強	バス	1,328人/月
路線バス	バス	1,078人/月
明善バス	バス	96人/月
コミュニティバス	バス	48人/月
コニヤバス	バス	33人/月
バス	バス	20人/月

実施主体

宇治田原町	国・府	交通事業者	地域住民	その他
新規実施	府：広域連携等の調整	継続実施	担い手としての参画	

スケジュール（年度）

令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	長期
[継続]取組の実施					
[新規]取組の実施					

4. 進捗管理

4.1 PDCA サイクル等に基づく進捗管理の考え方

本計画は、コロナ禍をはじめとする社会・経済情勢や住民の移動需要・価値観等の変化に柔軟に対応するため、**継続的に検証・見直し**を行います。検証・見直しにあたっては、計画全体に対する PDCA サイクル（Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[改善]）により、計画期間中での基本理念・基本方針の実現や推進を図るとともに、施策メニューに対する PDR サイクル（Prep[準備]→Do[実行]→Review[見直し]）により、適時進捗管理を実施します。

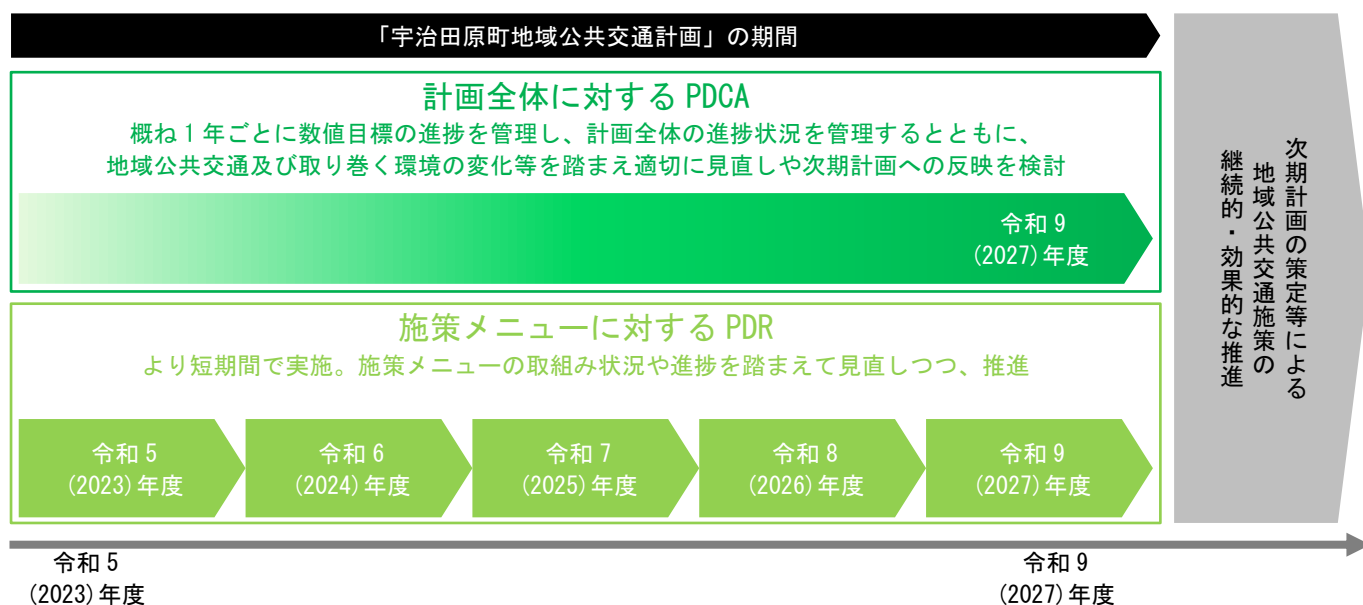


図 PDCA サイクルのイメージ

4.2 計画の推進体制

PDCA・PDR サイクルに基づく本計画の推進のため、本計画策定後も継続して「**宇治田原町地域公共交通活性化協議会**（道路運送法に基づく地域公共交通会議及び地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会を兼ねる）」を開催します。この協議会において、計画の評価、検証を行うとともに、地域、交通事業者、行政等との意見交換を行い、必要に応じて計画を見直します。

以上の事項により、本計画で定めた地域公共交通の将来ネットワークの実現を図ります。





参考資料



参考1. 地域公共交通計画とは？

(1) 地域公共交通計画とは

「地域公共交通計画」は、“地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿”を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、地域の社会・経済の基盤となるものです。この計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律59号）以下、地域公共交通活性化再生法」で定められており、基本的に全ての地方公共団体での計画作成や実施を努力義務としています。

地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成の促進



地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

出典：国土交通省資料

(2) 地域公共交通計画の対象

地域公共交通計画では、鉄道、バス、タクシーといった既存の地域公共交通サービスの最大限の活用と、自家有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、民間送迎サービス等の地域の多様な輸送資源の必要に応じた活用による、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保が求められています。



出典：国土交通省資料

(3) 地域公共交通計画の進め方

地域公共交通計画の策定は、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「法定協議会」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねて作成していくものです。

宇治田原町では、「宇治田原町地域公共交通活性化協議会」がこの法定協議会にあたり、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」との合同会議として設置されています。

参考2. 地域公共交通の現状

2.1 地域公共交通ネットワーク

(1) 地域公共交通ネットワーク

宇治田原町では、主として町内外の移動を路線バスや一般タクシーが、町内の移動をうじたわ LIKE♡(らくはーと)バス・タクシーが担っています。なお、町内に鉄道路線はありません。



※観光を主目的とするバス路線は非表示

図 宇治田原町の地域公共交通ネットワーク

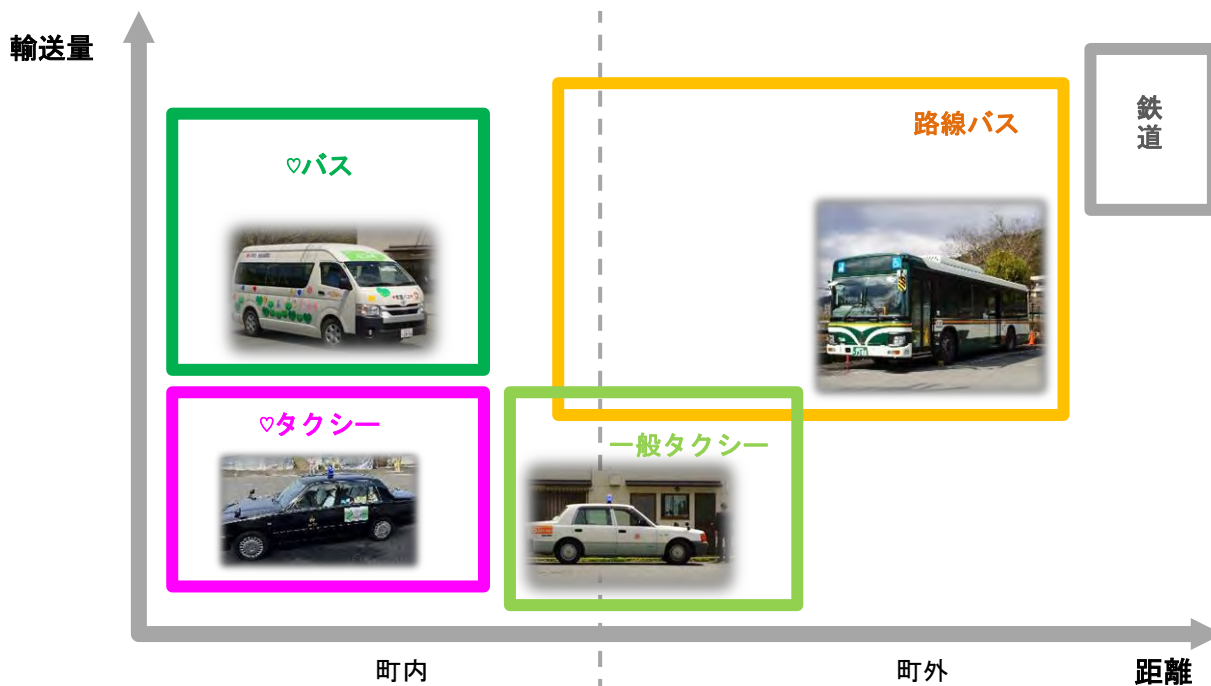


図 地域公共交通の役割分担



(2) 地域公共交通ネットワーク形成の経緯

宇治田原町における地域公共交通ネットワークは、次の経緯のもとで形成されてきました。

表 宇治田原町における近年の地域公共交通にかかる主な動き

年	月 日	モード	主な内容
＜これまで＞			
平成 12(2000)年	3月 31日	路線バス	京阪宇治交サービスが維中前～茶屋村の運行を廃止
	4月 1日	町営交通	コミュニティバスが路線バス廃止をうけ運行開始
平成 14(2002)年		町営交通	福祉バス（高齢者・障がい者等のみ利用可）の運行を開始
平成 17(2005)年	10月 1日	路線バス	京阪宇治バスが天ヶ瀬ダム経由（宇治方面～維中前）の運行を廃止
平成 19(2007)年	4月 1日	町営交通	奥山田小学校閉校に伴いコミュニティバスを小学生用スクールバスと共用化
平成 20(2008)年	10月 31日	路線バス	京阪宇治バスが維中前～JR 石山駅間の運行を廃止
平成 22(2010)年	8月 25日	路線バス	京阪宇治バスが城陽高校～緑苑坂間の運行を廃止
平成 25(2013)年	年度	町営交通	コミュニティバスが川上・木元地域へ乗り入れ開始
平成 26(2014)年	4月	路線バス	京都京阪バス設立（京阪宇治バスと京都シティバスが合併）
平成 29(2017)年	3月	—	「宇治田原町における公共交通の方針について」を策定
平成 29(2017)年	年度	—	地域公共交通会議設置
	8月 1日	町営交通	福祉バスが利用者制限を撤廃して「町営バス」となる
令和 元(2019)年	年度		緑苑坂地区で路線バス初乗り運賃利用券補助を開始
	4月 7日	路線バス	京都京阪バスが「宇治茶バス」を期間限定で運行開始
	12月 11日	路線バス	京都京阪バス減便
令和 2(2020)年	7月 27日	町営交通	町役場移転に伴い町営バスを再編
令和 3(2021)年	10月 1日	路線バス	京都京阪バスが運賃値上げ（初乗り 210円→230円）
令和 4(2022)年	3月 1日	町営交通	コミュニティバスを休止し、町東部の地域公共交通を「うじたわ LIKE♡タクシー」と「スクールバス」とする実証運行を開始
	10月 1日	町営交通	町営バスを「うじたわ LIKE♡バス」へ再編 <ul style="list-style-type: none"> ・町営バスのルート等見直しのうえ♡バス町西部線へ再編 ・スクールバスを♡バススクール線へ統合 ・♡タクシーの運行区域を町西部へ拡大 ・運賃の有償化
＜これから＞			
令和 5(2023)年	春頃	—	(都)宇治田原山手線 南地内～町役場区間供用
令和 6(2024)年	年度	—	(府)宇治木屋線犬打峠区間(トンネル)改良供用
	同	—	新名神高速大津 JCT～城陽 JCT/IC 開通 宇治田原 IC(仮称)供用
	同		(都)宇治田原山手北線供用

2.2 地域公共交通の運行状況

(1) 鉄道

宇治田原町では、町内に鉄道の運行がありませんが、路線バスが町外の鉄道駅へ接続しています。路線バスが接続するのは、次の4駅です。

- ✓JR 西日本 奈良線 宇治駅
- ✓JR 西日本 片町線（学研都市線） 京田辺駅
- ✓近畿日本鉄道 京都線 新田辺駅
- ✓京阪電気鉄道 宇治線 宇治駅



写真 町内を運行する宇治方面行の路線バス



写真 近鉄新田辺駅の宇治田原方面行停留所

参考 JR 奈良線の複線化

JR 奈良線では、関係自治体（京都府、京都市、宇治市、城陽市、木津川市、井手町、宇治田原町）と JR 西日本が平成 25(2013)年 8 月 13 日に第二期複線化事業にかかる基本協定書を締結しました。これにより、JR 藤森駅（京都市）～宇治（宇治市）を含む計 14.0km の複線化や駅の改良等が進められています。この事業は、令和 5(2023)年春の開業が予定されています。宇治田原町では、この事業に対し、本町住民の利便性向上と京都府南部地域の活性化を図るべく、関係自治体とともに支援しています。



出典：JR 西日本
図 奈良線第 2 期複線化事業区間



出典：JR 西日本
写真 黄檗～宇治間の工事状況(宇治川橋梁)



(2) 路線バス

① 生活路線

路線バスは、京都京阪バスが、JR・京阪宇治駅方面と近鉄新田辺・JR 京田辺駅方面を結んでいます。

町内では、維中前停留所が起終点となる便が最も多いですが、ほかに緑苑坂や工業団地に乗り入れる便もみられます。このほか、土休日等では、茶屋村や湯屋谷、猿丸神社に乗り入れる便が主に観光客を輸送しています。

維中前を発着する便の運行本数は、概ね1時間あたり1往復の運行ですが、平日の朝ピーク時(6~7時台)には、宇治・田辺各方面に各3便が発車しており、住民の通勤・通学等を支えています。



写真 京都京阪バス（維中前にて）

参考 京都京阪バスは宇治田原町発祥です

京都京阪バスのルーツは大正11(1922)年創業の「宇治田原自動車商会」です。当初は、岩山から青谷、大久保を経て宇治を結ぶ路線を運行していました。その後、京阪宇治交通(株)、京阪宇治バス(株)等を経て、現在の京都京阪バス(株)となっています。岩山区には、この発祥を記念した碑が設置されています。

発祥

郷土の発展を願い、細谷長太郎 藤永萬太郎 山本重郎 兵衛 島本徳次郎 4氏により、宇治田原自動車商会が設立され、大正11年(1922年)10月1日、この地から岩山~青谷~大久保~宇治間のバス運行が開始された。その60周年に当り創業の地に碑を建て、先覚の志を継ぐことを誓うものである。

昭和57年10月 京阪宇治交通株式会社

題字 京阪電気鉄道株式会社 取締役社長 青木精太郎
 撰文 京阪宇治交通株式会社 取締役社長 岸野喜志雄





②観光路線

京都京阪バスは、観光等を主目的とした路線を季節にあわせて運行しています。近年では、下記のバスを運行しました。

表 観光等にかかる路線バスの例

路線名	区間	直近の運行日等	備考
猿丸神社線	維中前～猿丸神社	毎月 13 日運行(例祭開催日)	
宇治奥山田茶屋村線	宇治～維中前～茶屋村	令和 4(2022)年 3 月 12 日～ 12 月 11 日の土休日運行	・町から運行費補助 ・宇治茶バスで運行
宇治湯屋谷線 (宇治やんたんライナー)	宇治～維中前～湯屋谷	令和 3(2011)年 11 月 6 日～ 令和 4(2022)年 1 月 10 日の 土休日運行	・お茶の京都 DMO から運行費補助
やんたんライナーコネク	維中前～猿丸神社 維中前～茶屋村 維中前～湯屋谷	令和 4(2022)年は 7 月 16 日 ～9 月 4 日の土休日運行	・旧塗装復刻バスで運行

宇治奥山田茶屋村線



宇治やんたんライナー、やんたんライナーコネク



出典：京都京阪バス HP

図 路線図



(3) 一般タクシー

一般タクシーは、宇治第一交通が維中前停留所に常駐するほか、数社が町内への配車に対応しています。観光面では、観光定額タクシーや、昼食等とセットになった観光プランを設定する事業者もあり、正寿院や猿丸神社方面等の観光移動を支えています。



写真 維中前に常駐する一般タクシー

(A) 猿丸神社観光ルート所要時間 2 時間

- 1A コース JR 宇治駅→猿丸神社→禪定寺→木谷山→JR 宇治駅
- 2A コース 京阪宇治駅→猿丸神社→禪定寺→木谷山→京阪宇治駅
- 3A コース JR 京田辺駅→猿丸神社→禪定寺→木谷山→JR 京田辺駅
- 4A コース 近鉄新田辺駅→猿丸神社→禪定寺→木谷山→近鉄新田辺駅

・猿丸神社（猿丸大夫がまつられています。がん封じの神社としても有名です）



・禪定寺（奈良東大寺の別当職で平崇上人が開基と伝えられ、貴重な重要文化財が安置）



・お茶の郷木谷山（抹茶ソフト他スイーツ。製造直売の宇治茶屋）



yasaka 運行期間 2022年5月9日(月)～5月31日(火)

お茶摘み体験と良縁祈願

茶源郷・和東と幸せを呼ぶハートの窓・正寿院

正寿院
約800年前、旅尾山にあった医王教寺と一つ大寺の権威寺院として建立。

お茶の郷 木谷山
お茶やお菓子は茶室に用いる1番茶(香瑞みのお茶)といったグレードの高い茶葉を養次によって製造されています。

d.matcha Kyoto
自家3品種飲み比べ
異なる品種の煎茶3品種を飲み比べいただける。産地ならではの人気セットが楽しめます。

発着地 近鉄新田辺駅・JR京田辺駅
または JR京都駅

行程 [9:00]京田辺駅または [9:30]近鉄新田辺駅→JR京田辺駅→茶摘み体験(和東町)→d.matcha Kyoto(京田辺)→発着

料金 ★きょうと魅力再発見旅プロジェクト対象商品

お一人様料金	4名様以上	3名様	2名様	4名様以上	3名様	2名様
お席代	¥16,400	¥16,900	¥21,200	¥19,700	¥20,500	¥26,600

※対象地域にお住まいの方は、下記割引が受けられます。
※ワクチン検査パッケージ適用(詳しくは、お申し込み時にお問い合わせください。)

お席代	抹茶ソフト	抹茶スイーツ	抹茶ソフト	抹茶スイーツ
¥5,000	¥5,000	¥5,000	¥5,000	¥5,000
¥11,400	¥11,900	¥16,200	¥14,700	¥15,500
¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000

【ツアー代金に含まれるもの】タクシー代、駐車場代、昼食代、お茶摘み体験代、煎茶3品種飲み比べ代
【ご利用条件】【すべてお席代の確認が必要です】
※お申し込み時にお知らせいたします。 ※参加者全員がワクチン検査済(2週間)またはPCR検査済(検体採取日より3日前)で陰性であることを確認する必要があります。 ※お申し込み後、ヤサカ観光旅行センターへ FAX:075-221-4149 または メール:yasakataxi@fom.ocn.ne.jp にて、ご自身の住所等をお知らせください。お申し込み後、お席代を現金で前払いいただきます。お席代は現金で前払いください。

【運行会社】山城ヤサカ交通 【企画・実施】ヤサカ観光旅行センター

ご予約・お問合せ先 ヤサカ観光旅行センター 075-223-1451 受付時間 9:00～17:30 公式ホームページ www.yasakataxi.jp

資料：[左]加茂タクシー / [右]山城ヤサカ交通
図 タクシー事業者が独自に設定している観光プラン



(4) 町営交通

① うじたわ LIKE♡(らいくはーと)バス

路線定期運行のバスで、令和 4(2022)年 10 月より運行を開始しました。路線は、町西部線（禅定寺～銘城台）、スクール線（混乗）（茶屋村～維中前）の 2 つを設定しています。

② うじたわ LIKE♡(らいくはーと)タクシー

路線バスや♡バス町西部線の運行が無い地域を中心に運行する予約型乗合タクシーです。令和 4(2022)年 3 月 1 日より奥山田・湯屋谷区で実証運行ののち、同年 10 月 1 日より町西部に運行区域を拡大したうえで、本格運行に移行しました。

表 町営交通の運行概要

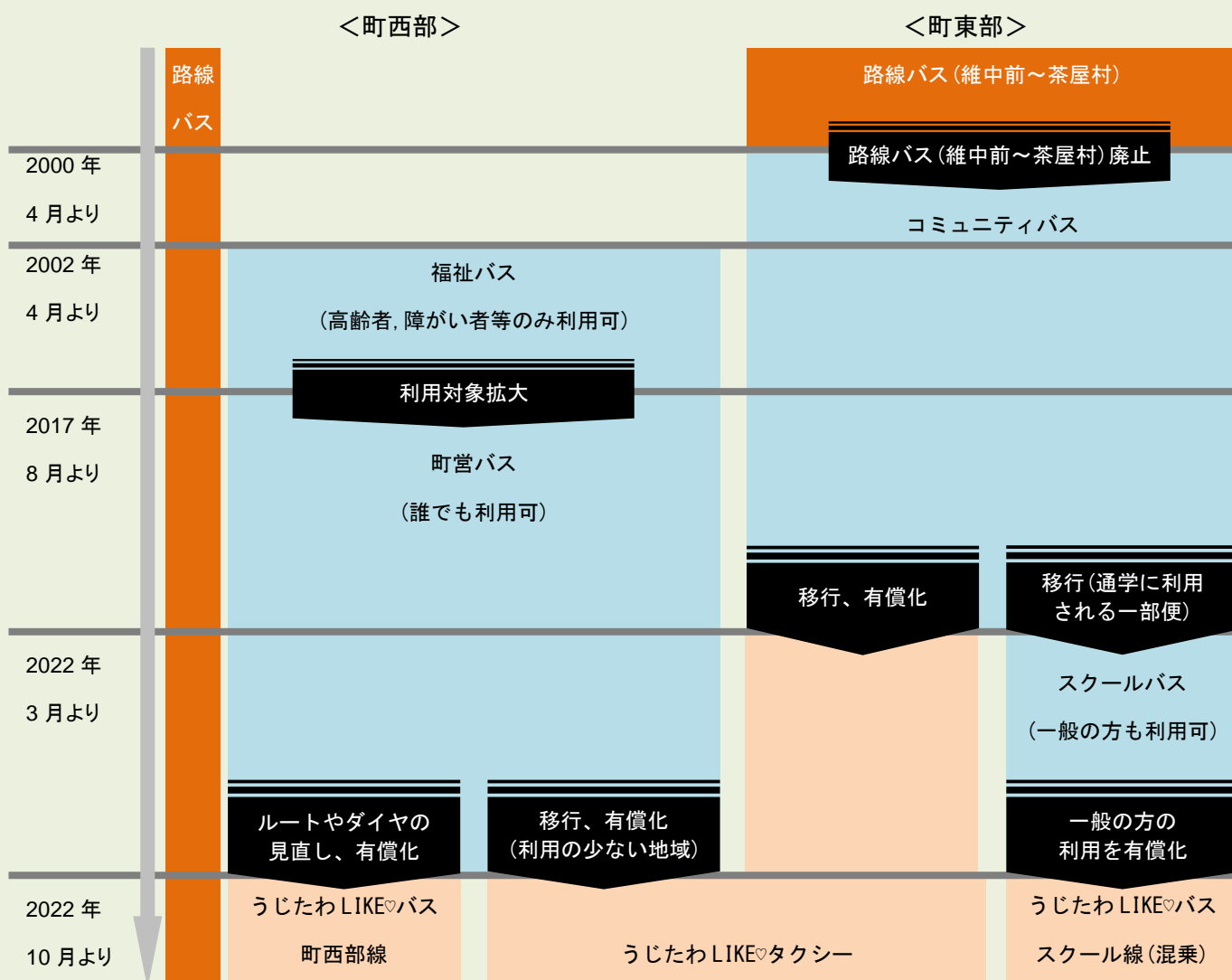
名称	らいくはーと うじたわ LIKE♡バス		らいくはーと うじたわ LIKE♡タクシー	
路線	町西部線	スクール線（混乗）	—	
運行地域	禅定寺～岩山～荒木～南 ～郷之口～銘城台	奥山田・湯屋谷区 ～宇治田原小学校～維中前	・奥山田区、湯屋谷区、高尾区の全域 ・岩山区、立川区、南区、郷之口区の一部 (♡バス、路線バスの運行地域外)	
運行形態	決まった時間・ルートで停留所間を運行 (路線定期運行)		利用者の予約に応じルートや時間を設定して停留ポイント間を運行（区域運行） (居住地と目的地間のみ移動可)	
使い方	決まった時間に決まった停留所から乗車 ※バス停以外での乗降（フリー乗降）不可		事前に電話等で予約	
利用対象者	誰でも	誰でも (児童・生徒が優先)	♡タクシー運行地域の方 (要事前登録)	
運行日	平日（8/14～16、12/28～1/4 運休）		平日（8/14～16、12/28～1/4 運休） ※奥山田・湯屋谷区のみ、 運休期間以外の土日祝日も運行	
運行時間帯	8～18 時頃	午前 7 時台、14～19 時頃	8～17 時台	
車両	ハイエース通勤用 2 台		セダン型タクシー 最大 2 台	
根拠法	道路運送法 第 79 条		道路運送法 第 4 条（区域運行）	
運行主体	宇治田原町（京都京阪バス㈱へ運行委託）		宇治第一交通㈱	
運賃	うじたわ LIKE♡バス・タクシー共通で、次のとおりです。			
	種類	運賃の額	備考	
	普通運賃	大人（中学生以上）300 円 小人（小学生）100 円 ※就学前児童は無料	※1 人 1 乗車あたり ※スクールバス利用対象児童生徒は スクール便の利用無料	
	定期券	有効期間	大人	小人
		1 か月	4,000 円	2,000 円
3 か月		10,000 円	5,000 円	
1 年	—	10,000 円	※購入者とその家族が利用可能 (1 枚の定期券で 1 名まで乗車可)	
1 日乗車券	大人 500 円、小人 200 円		※1 人 1 日あたり	
※定期券・1 日乗車券は、役場、維中前停留所(月末・月初の定期券販売時のみ)等で販売				



参考 町営交通の形成経緯

町営交通は、令和4(2022)年10月より「うじたわ LIKE♡バス」と「うじたわ LIKE♡タクシー」が運行しています。これ以前には、次の町営交通がありました。

- ✓コミュニティバス 路線バス（維中前～茶屋村）廃止をうけて平成12(2000)年に運行開始。平成19(2007)年には、町立奥山田小学校閉校に伴い、小学生用のスクールバスとしての役割を追加。運行にあたっては、経費の1/3を地域が負担。
- ✓福祉/町営バス 高齢者や障がい者等を対象とした移動手段として、平成14(2002)年度に「福祉バス」として、主に禅定寺・岩山～銘城台で運行を開始。平成25(2013)年度には、コミュニティバスの一部区間（川上・木元）を福祉バスとして位置づけ、2地区へ乗り入れを開始。
平成29(2017)年8月には、利用対象者制限を撤廃したうえで「町営バス」へ改称。



※ 有償サービス(町営交通) 無償サービス(町営交通) 有償サービス(民営交通)



(5) その他の交通

①児童・生徒の移動

宇治田原町では、スクールバスを運行していません。一方で、「うじたわ LIKE♡バス」スクール線では、奥山田区方面から宇治田原小学校や維孝館中学校に通学する児童・生徒の移動を支えています。

②福祉交通

宇治田原町では、高齢者や障がい者等を対象に、移動支援策を実施しています。これにより、生活行動範囲の拡大や社会参加の促進、福祉の増進等を目指しています。

表 宇治田原町における福祉にかかる主な移動支援施策

名称	概要	対象者	内容
移送サービス事業	社会福祉協議会の移送ボランティアが、移送用車両を使用して利用者の自宅と医療機関などとの間を送迎	いずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定3以上の人及び歩行困難な人 身障手帳1～3級（下肢・体幹・視覚・聴覚障がい）各1種の人 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人 	<ul style="list-style-type: none"> 利用料 町内250円、町外500円[片道] 運行日 月～金曜日（祝日運休） 利用時間 午前9時～午後5時 利用回数 1週間に1回 運行範囲 宇治田原町、宇治市、城陽市、京田辺市、井手町、久御山町 ※自力行動可能な場合を除き、可能な限り付添人が必要
介護タクシー利用助成事業	介護タクシーを利用する際の費用の一部を助成	いずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定を受けている65歳以上の人で、ストレッチャーを利用しなければ移動が困難な人 障がい者施策である福祉タクシー等利用券（チケット）の交付対象とならない人 	<ul style="list-style-type: none"> 利用した費用の2分の1を助成 年間12,000円が限度
福祉タクシー等事業	外出困難な障がい者に対し、タクシー料金及び自家用自動車の燃料代金の一部を助成	いずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> 身障手帳の交付を受けておりいずれかの障がいを有するもの <ul style="list-style-type: none"> ✓視覚障がい1、2級 ✓下肢又は体幹障がい1、2級 ✓心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1級 ✓上肢、下肢又は体幹障がい重複し、障がい程度が1、2級 療育手帳Aの人 	<ul style="list-style-type: none"> 1枚100円券 1か月につき10枚 申請月から当該年度の3月までの月数分を一括交付

③その他の輸送資源

宇治田原町では、利用者や通勤者等を対象とした送迎バスを運行する施設がみられます。このうち、路線定期運行（予約なしに決まった経路を運行）するものは、次のとおりです。

このほかにも、町内の大規模事業所等では、鉄道駅等から独自に送迎を実施している例もみられます。

表 その他の輸送資源 運行状況の例

種別	施設名称	施設所在地	概要	町内運行地域
医療機関	宇治徳洲会病院	京都府宇治市槇島町石橋145番	定期便を運行 (2往復/日 平日)	維中前～銘城台 ～宇治方面
	京都岡本記念病院・おかもとクリニック	京都府久世郡久御山町佐山西ノ口100番地	定期便を運行 (2.5往復/日 平日)	維中前～銘城台 ～宇治方面
自動車学校	山城自動車教習所	京都府綴喜郡井手町多賀小字西北河原49	定期便を運行 (2.5往復/日 毎日)	緑苑坂～銘城台 ～城陽方面

2.3 地域公共交通の利用状況

(1) 利用者数の推移

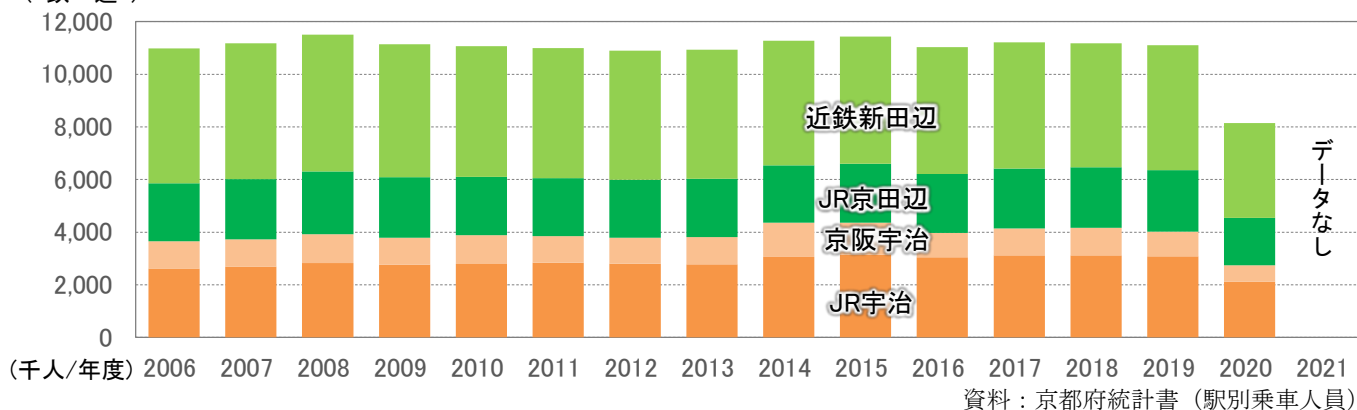
鉄道では、概ね1,100万人/年で推移しています。駅別には、近鉄新田辺駅の利用が多くみられます。

路線バスでは、新田辺方面の利用が多く、平成22(2010)年頃を境に微増傾向にあります。

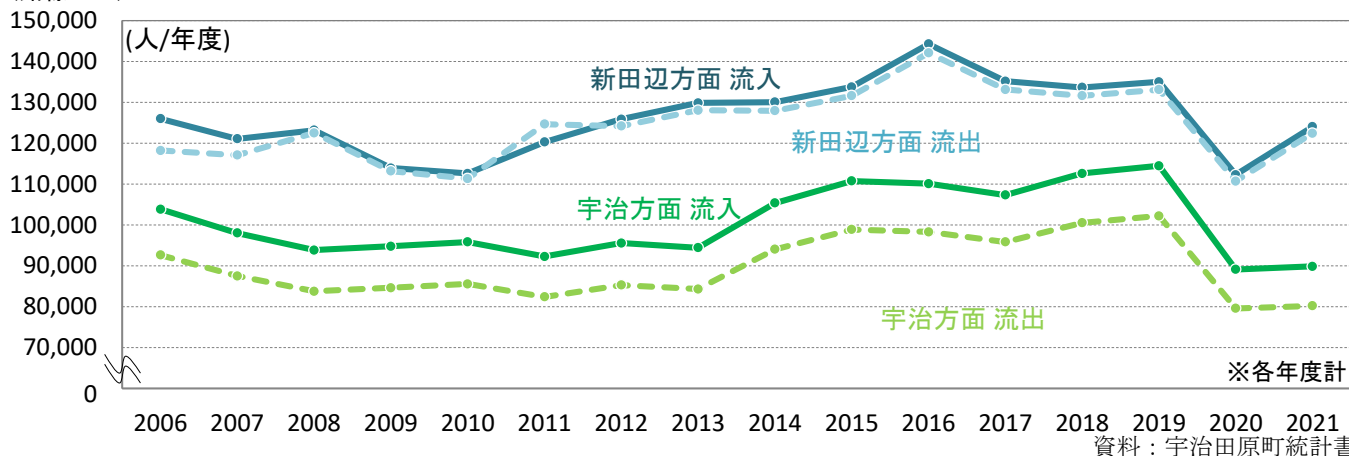
町営交通では、町営/福祉バスが近年横ばいで推移している一方で、コミュニティバスでは平成29(2017)年度に約1.6万人にまで急増しています。これは、「お茶の京都」や正寿院（「ハートの窓（猪の目窓）」や風鈴まつり等）等により奥山田・湯屋谷区方面の観光客が増加したことによると推察されます。なお、平成31(2019)年4月からの京都京阪バス宇治茶バス運行や、コロナ禍により令和2(2020)年度以降は利用を地域住民に限定したため、利用者数は再び減少に転じています。

また、いずれのモードでも、令和2(2020)年度の利用者が大きく落ち込んでいます。これは、令和2(2020)年1月頃からのコロナ禍の影響によるもので、地域公共交通の維持確保に大きな課題となっています。

(鉄道)



(路線バス)



(町営バス・福祉バス・コミュニティバス)

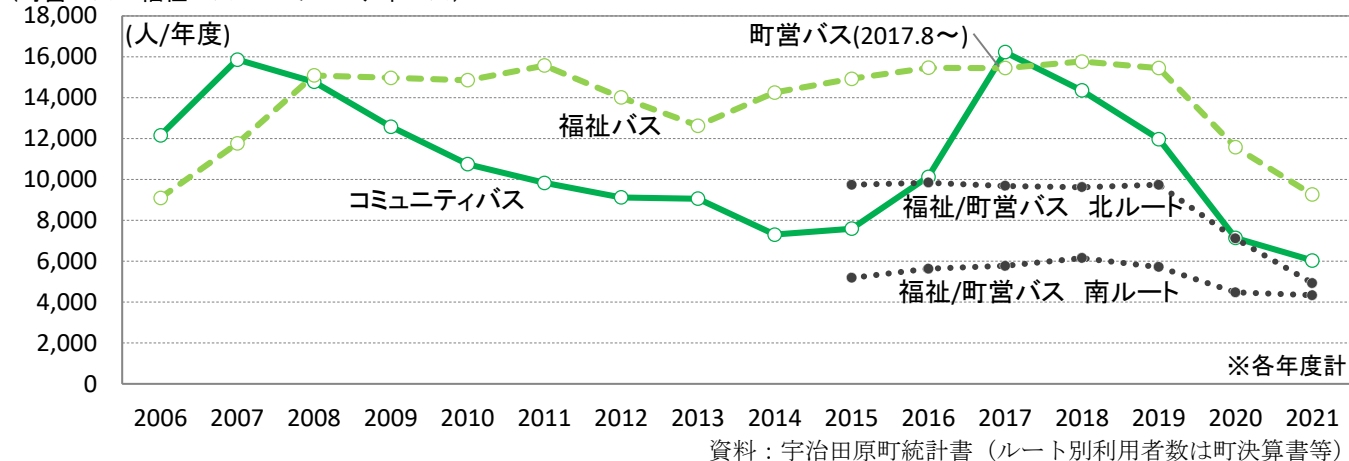


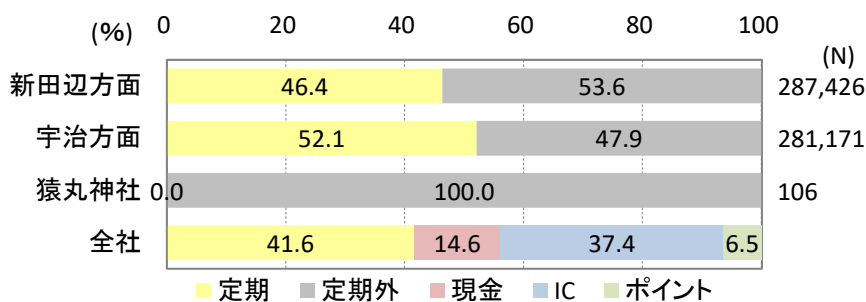
図 地域公共交通の利用者数 推移



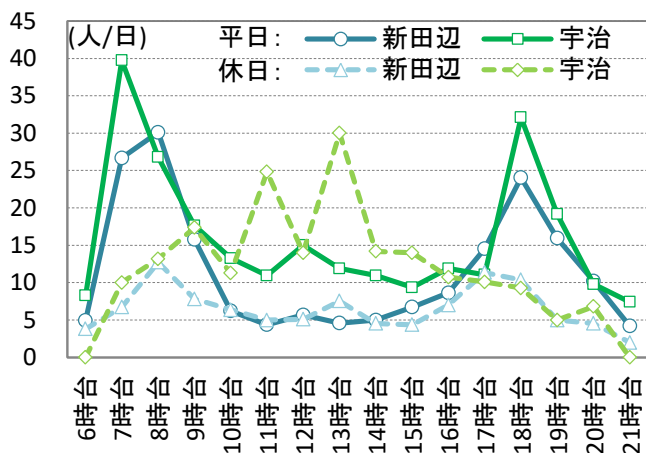
(2) 利用状況：路線バス

宇治田原町を運行する路線バスのうち、ICカードを利用した移動（現金、紙定期は集計対象外）については、「どこで乗車・降車したか」が把握可能です。この結果より、次のことがわかります。

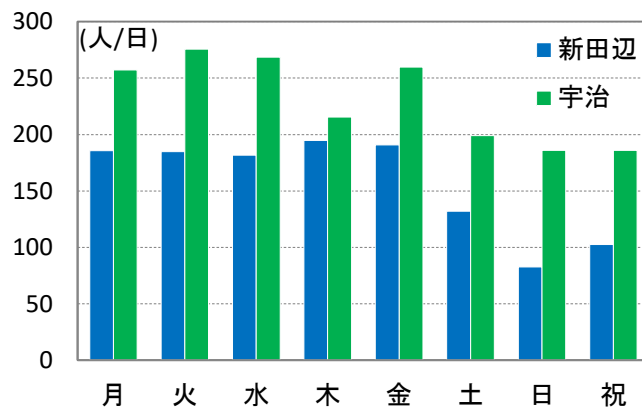
- ✓ 町内の路線は、京都京阪バス全社と比較して定期での利用が多くなっています。
 - ✓ 時間帯別にみると、平日は7～8時、18時台の利用が多いほか、休日は宇治方面で11、13時台の利用が多くみられます。
 - ✓ 曜日別にみると、平日と比較して土休日で利用が少なくなる傾向にあります。特に新田辺方面では、日曜に平日と比較して利用が半減しています。
 - ✓ 多くの移動は、町内と、「近鉄新田辺駅」「JR京田辺駅」「JR宇治駅」「京阪宇治駅」との間です。
 - ✓ 平日・休日とも、宇治田原町内でのIC利用は0人でした。
 - ✓ 停留所別にみると、平日は、工業団地関連が最も多く、このほか、銘城台や維中前、役場南停留所関連が多くなっています。
 - ✓ 平日の時間帯別にみると、午前・夕方は町外への移動・町内への移動とも旺盛にみられる一方、午後の昼間時間帯は、宇治方面から維中前や役場南、あるいは近鉄新田辺駅から役場南停留所間が中心となっています。
 - ✓ 休日の利用者数は、平日と比較して68.1%と少なくなっています。
 - ✓ 休日は、工業団地に関連する移動が少ない一方で、奥山田正寿院口停留所への移動がみられます。
- なお、奥山田・湯屋谷地区では、当該停留所以外での乗降がみられませんでした。



参考図 京都京阪バスにおける支払種別



参考図 利用者数（降車時間帯別）



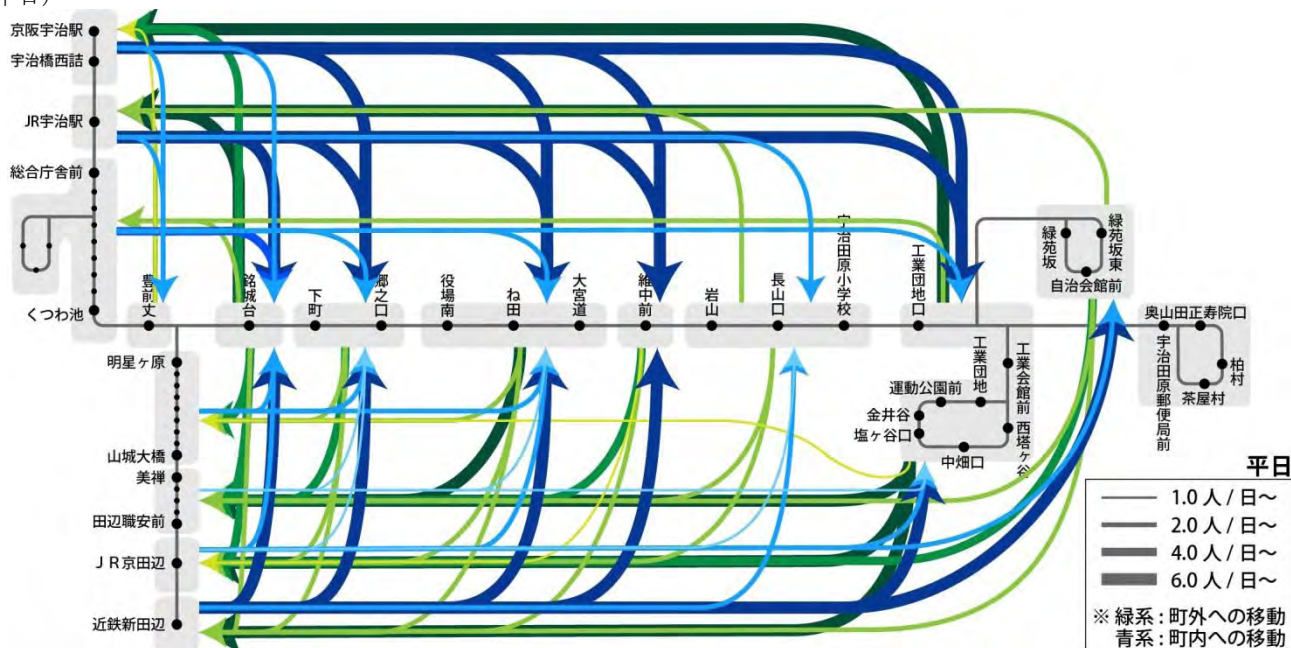
参考図 利用者数（曜日別）

資料：京都京阪バス（令和元年9月 1か月分のデータをもとに集計）

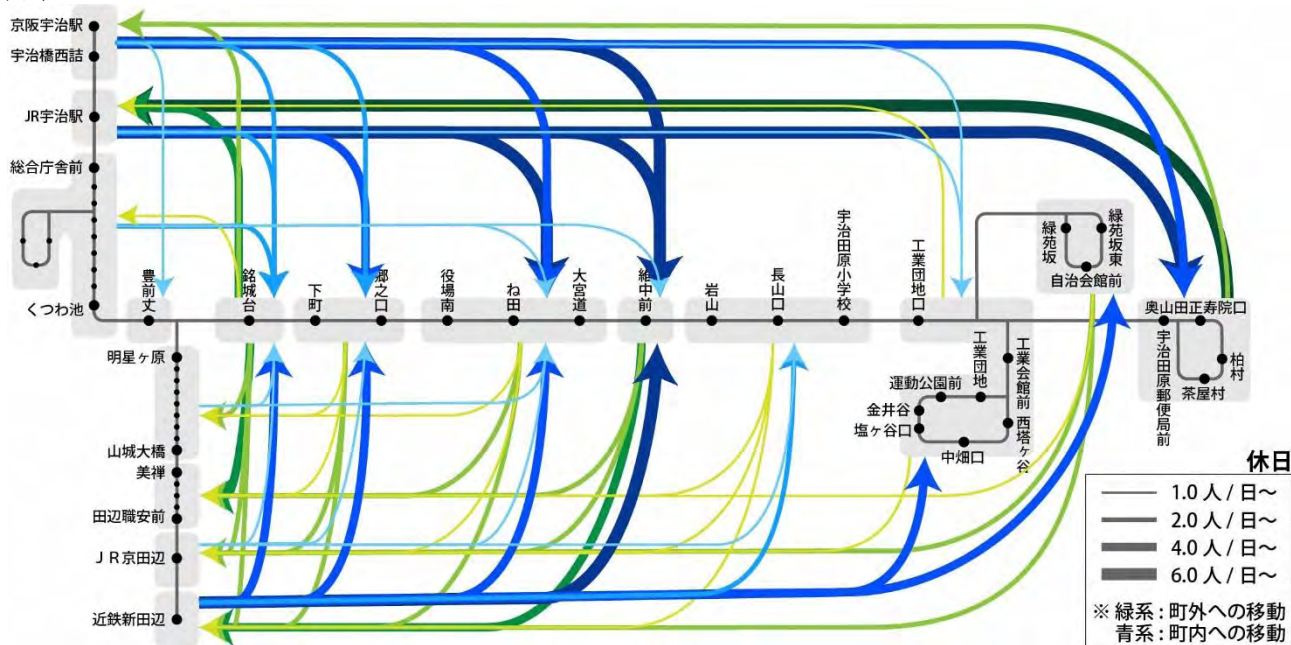
※ICカード以外の移動（現金、紙定期券等）は集計に含まない



(平日)



(休日)



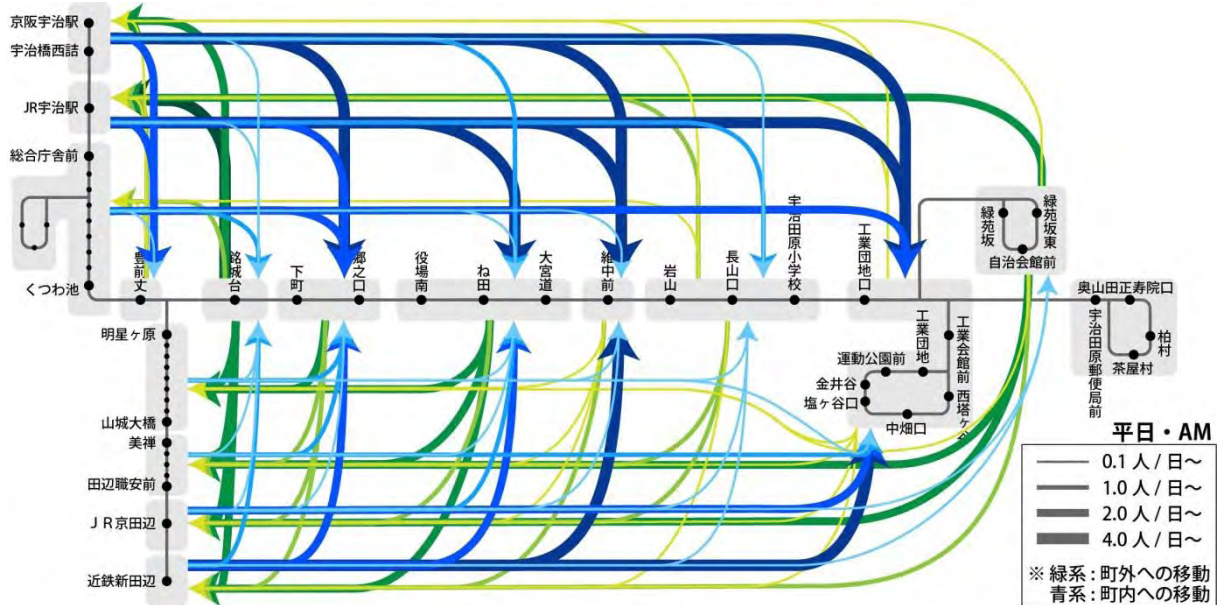
資料：京都京阪バス（令和元(2019)年9月 1か月分のデータをもとに集計）

※ICカード以外の移動（現金、紙定期券等）は集計に含まない

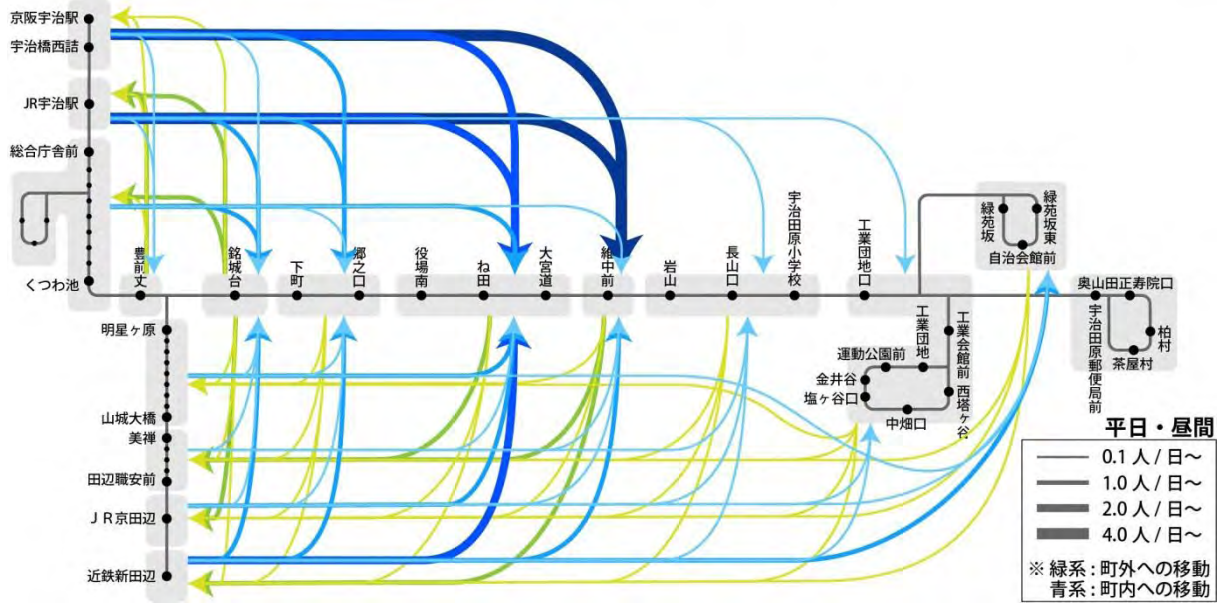
図 バス停間の移動状況（平日・休日別）



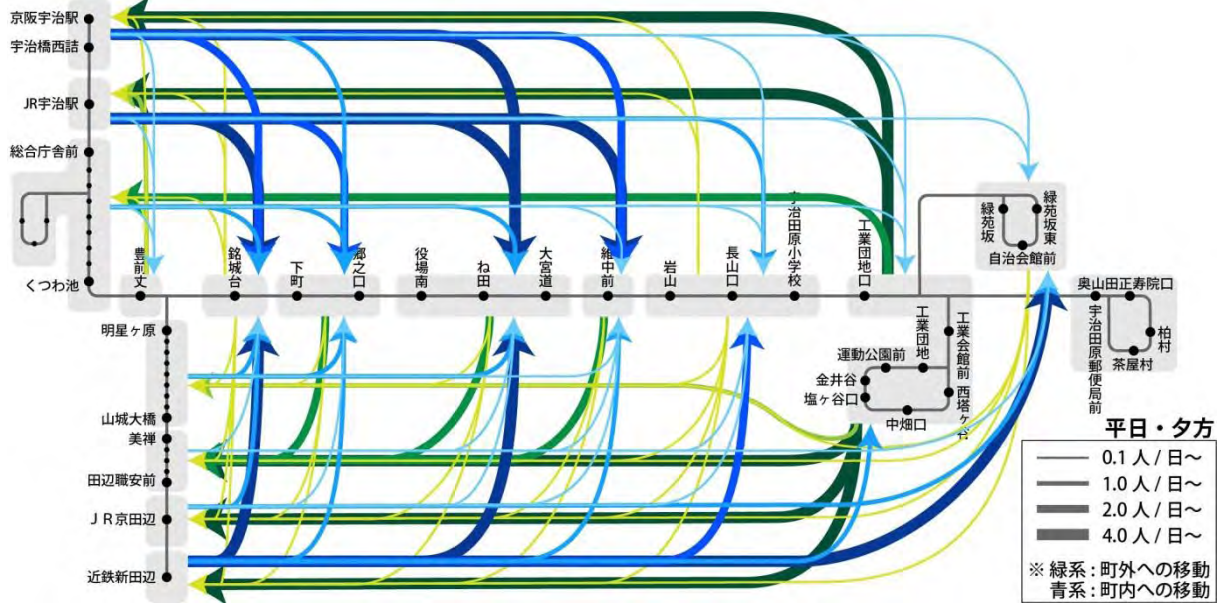
(平日 午前中)



(平日 12～17 時)



(平日 17 時以降)



資料: 京都京阪バス (令和元(2019)年9月 1か月分のデータをもとに集計)

※時刻は降車時で集計

※ICカード以外の移動 (現金、紙定期券等) は集計に含まない

図 バス停間の移動状況 (平日 時間帯別)



(3) 利用状況：町営バス・コミュニティバス

①乗車地等（町営バス・コミュニティバス）

町営バスでは、銘城台や南、禅定寺、長山等で多い傾向にあります。

コミュニティバスでは、スクール利用の多い湯屋谷や奥山田、栢村と、川上、茶屋村で一定の利用がみられます。

表 町営バス・コミュニティバス利用者の乗車地（平日 人/日）

茶ッピー号(南ルート)

乗車地	人/日
大道寺	0.67
維中前	0.53
荒木天皇	1.27
郷之口	0.53
三社御旅所	0.73
大辻百貨店	0.20
切林	0.33
名村	0.27
灯籠	0.13
南	1.27
符作	1.27
銘城台	3.40
域外:奥山田・湯屋谷	0.27
域外:緑苑坂	0.07
域外:禅定寺・岩山	1.00
不明	2.93
計	14.87

なごみ号(北ルート)

乗車地	人/日
禅定寺	1.5
サンビレッジ	0.0
隠谷	1.0
長山	1.8
岩山	0.5
荒木天皇	1.0
役場	0.8
南	0.1
保育所	0.1
三社御旅所	1.7
銘城台	2.1
域外:奥山田	0.6
不明	13.1
計	24.2

コミュニティバス

乗車地	人/日
茶屋村	1.87
栢村	3.53
奥山田	4.33
川上	2.80
木元	0.13
大福	0.07
湯屋谷	15.87
長山	0.13
長山口	0.13
不明	0.33
計	29.20
(うちスクール)	
栢村	3.47
奥山田	4.07
湯屋谷	11.80
計	19.33

資料：町調査（令和2(2020)年9月7日(月)～25日(金)実施）

※調査期間のうち平日15日間の利用者数を平均

※上手、下手に停留所を設置する地区は地区全体で集計して表示（禅定寺、隠谷、大道寺、銘城台）



写真 茶屋村停留所に停車するコミュニティバス



②出発地・目的地（町営バス）

目的地はフレンドマーケット、総合文化センター、町立体育館が、出発地は禅定寺や銘城台が多く、このほか、市街地等での短距離移動や、維中前バス停での路線バスへの乗り換えもみられます。

表 町営バスによる移動の出発地と目的地（平日 人/日）

停留所間の流動	到着停留所																				計										
	禅定寺	禅定寺上手	禅定寺下手	サンビレッジ	長山駐車場	隠谷上手	隠谷下手	隠谷口	岩山会館	大道寺上手	大道寺下手	糠塚下手	維中前バス停	総合文化センター	神縄橋	荒木天皇	役場	旧JA田原支店	郷之口会館	保育所		三社御旅所	龍雲寺前	名村橋	灯笼	符作公民館	南公民館	銘城台下手	銘城台上手	高尾公民館	
出																															
発																															
停																															
留																															
所																															
計		0.3	0.7	0.7	0.3		1.0		0.3	1.7	6.3	6.7	1.3	2.0	1.7	1.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.7	0.3	0.3	0.3	0.3	0.7	0.7	0.7	1.7	1.7	31.0

出発停留所と目的施設	到着施設																	計													
	フレンドマーケット	サンフレッシュ	ドラッグユタカ	JA宇治茶の郷	セブイレブン	町外	山口医院	大東医院	井坂接骨院	サンビレッジ	やすらぎ荘	病院不明	総合文化センター	美容院不明	町立体育館	みんなの家	旧役場		旧保健センター	JA	郷之口郵便局	職場不明	知人宅不明								
出																															
発																															
停																															
留																															
所																															
計	3.0	2.3	0.3	1.0	1.0	0.7	2.3	2.0	1.0	0.7	0.3	0.3	1.7	2.7	0.7	4.3	1.0	1.7	0.3	0.7	0.7	1.3	1.0	1.3	1.0	0.3	0.3	0.3	31.0		

資料：町調査（平成29(2017)年8月7,8,23日）

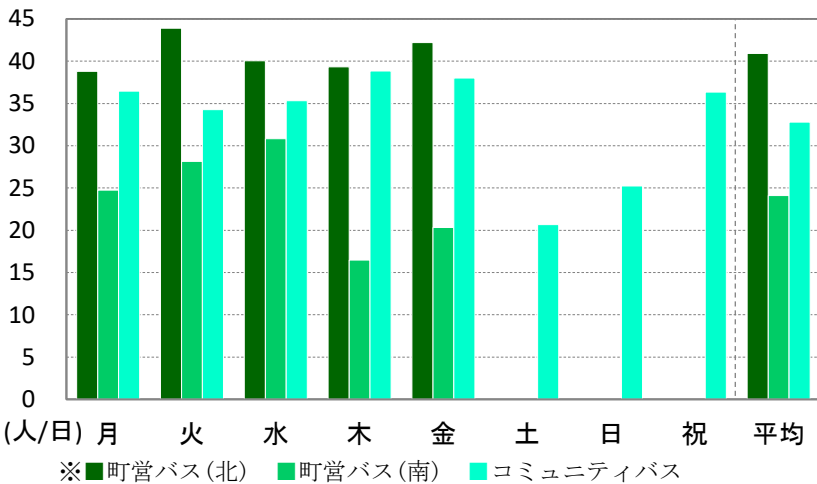


③曜日・天候による変動

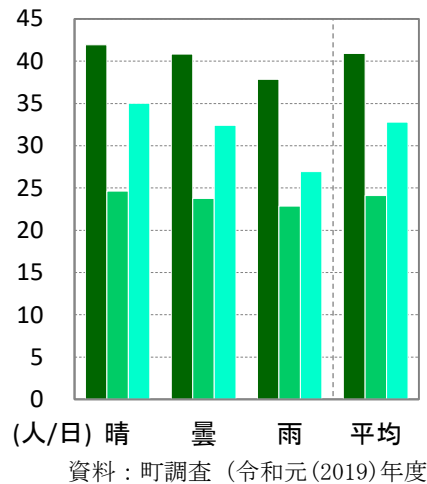
曜日による変動をみると、町営バス北ルートとコミュニティバスでは、平日の変動が少なくなっています。南ルートでは、月～水に対し、木・金の利用が少なくなっているほか、コミュニティバスでは、土・日で小学生利用がなくなる等により、利用者が少なくなっています。一方で、祝日の利用者は平日と同程度みられることから、観光客の入込の影響が推察されます。

天候による変動をみると、晴、曇、雨の順に利用者が減少しています。なお、コミュニティバスで雨天での利用の減少が顕著なのは、観光客の利用に天候の与える影響が大きいいためと推察されます。

曜日による変動



天候による変動

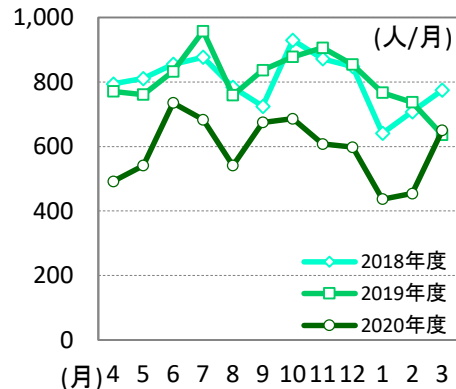


資料：町調査（令和元(2019)年度）
図 町営バス・コミュニティバスの利用者数変化（曜日・天候）

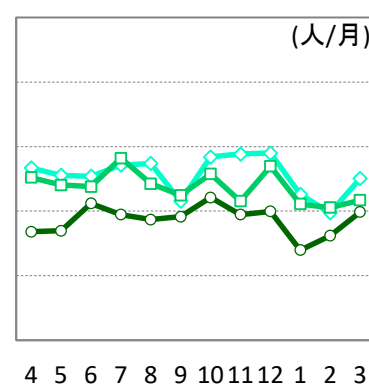
③季節変動

季節変動を見ると、コロナ禍（令和2(2020)年1月頃～）による影響期を除くと、冬季及び8月で利用が減少する傾向がみられます。特にコミュニティバスでは、7～11月の利用が多くなっており、観光客の影響が推察されます。

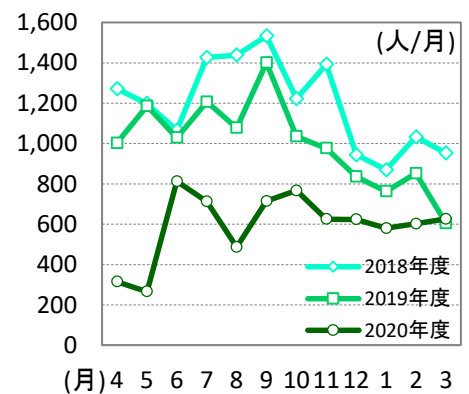
町営バス
北ルート



南ルート



コミュニティバス



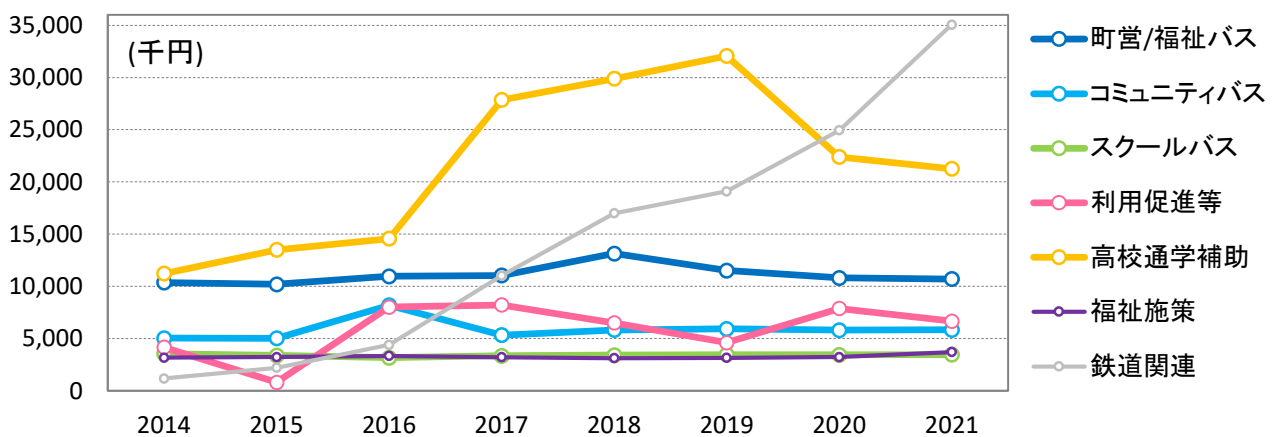
資料：町調査（平成30(2018)～令和2(2020)年度）
図 町営バス・コミュニティバスの利用者数変化（月別）

2.4 地域公共交通の収支

地域公共交通の運行経費は、令和2(2020)年度で町営バス約1,081万円、コミュニティバス約581万円、路線バス等の地域公共交通利用促進約787万円の計約2,450万円となっています。

教育の視点では、スクールバスとして約344万円、高校生の通学補助(路線バス運賃補助)約2,239万円となっているほか、福祉の視点では、福祉有償運送や福祉タクシー等に約323万円となっています。この他、JR奈良線高速化・複線化等への負担金があります。

これらの費用は、毎年概ね横ばいで推移していますが、高校生の通学補助については、補助制度の見直し等にあわせて大きく増減しています。このほか、コロナ禍をうけ利用者数が落ち込む路線バスの維持確保のため、「地域公共交通事業者支援事業費」として令和2(2020)年度・令和3(2021)年度の2か年で総額667万円を路線バス事業者へ支援し、車両の抗ウイルス支援や緊急・一時的減収対策に充てています。



※令和3(2021)年度は予算

※高校生通学補助の制度推移

- ・平成26年度以前 初乗り運賃控除後の学期定期購入相当分の一部を補助
- ・平成27年度 住民税所得割課税額211,200円以下の世帯は学期定期購入分相当額から初乗り運賃分を控除した全額補助
 - ①税額211,200円以下→学期別定期券購入相当分から初乗り分控除後の全額補助
 - ②211,200超→同2/3補助
 - ③定期券なし→同1/3補助
- ・平成29年度 初乗り運賃控除廃止
 - ①税額211,200円以下→学期別定期券購入相当分全額補助
 - ②211,200超→同2/3補助
 - ③定期券なし→同1/3補助
- ・令和2年8月 制度改正
 - ①住民税非課税世帯→学期別定期券購入相当分(月割り)全額補助
 - ②課税世帯→同1/2補助
 - ③上記以外→同1/4補助

図 地域公共交通にかかる費用の推移



写真 うじたわLIKEのバス なごみ号のマグネットデコレーション

※宇治田原町では、利用促進の一環として、子どもの描いたイラストを車両に掲示する取組みを毎年実施しています。

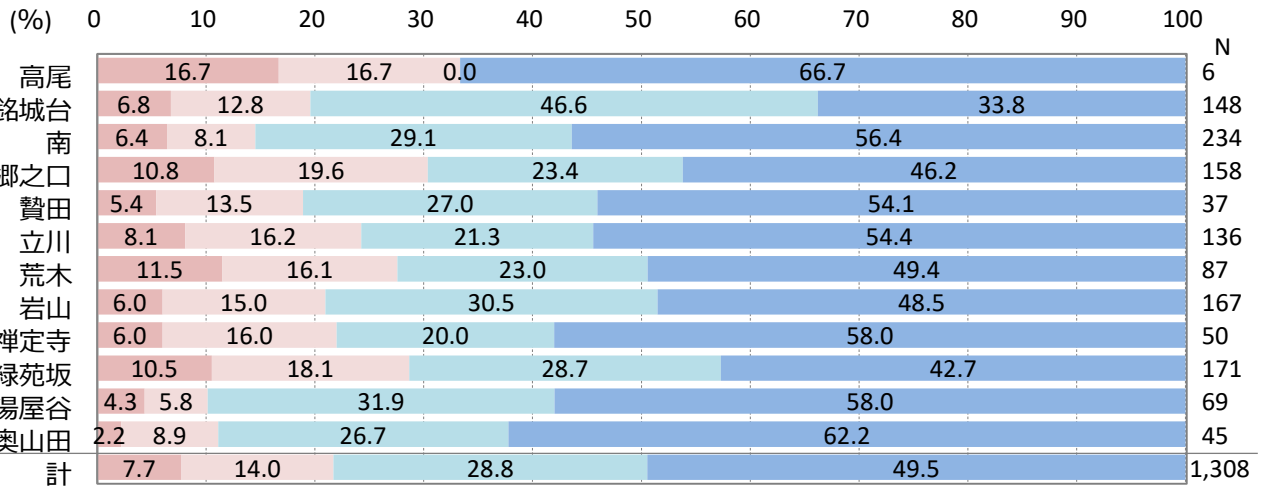
2.5 地域住民の意向

(1) 地域公共交通の利用状況

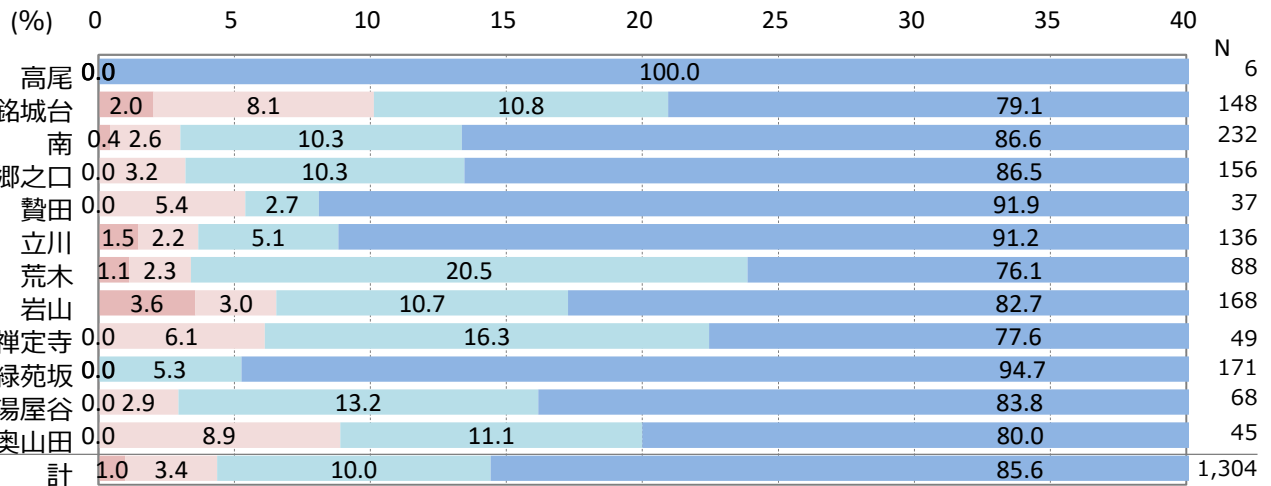
路線バスでは、高尾、郷之口、緑苑坂、荒木で3割前後の利用がみられる一方、南、湯屋谷、奥山田等、バス路線から集落等までの距離が比較的大きい地区で1割程度の利用となっています。

町営バス、コミュニティバスの利用率は、路線バスを大きく下回ることから、乗り継いでの利用より、直接路線バスの停留所へ向かう利用の仕方が多いことが想定されます。

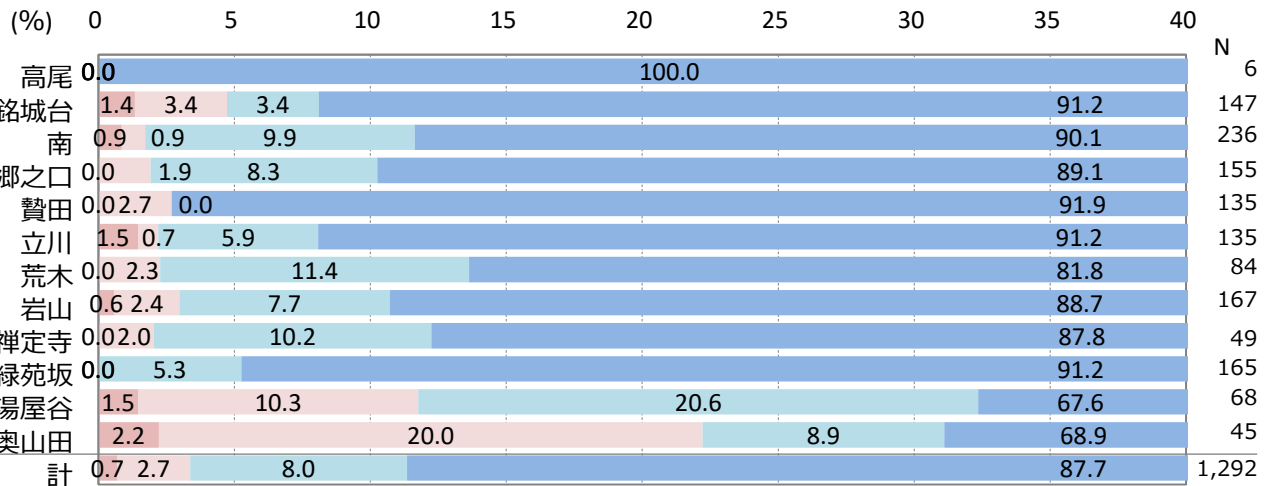
(路線バス)



(町営バス)



(コミュニティバス)



■ よく利用 ■ たまに利用 ■ ほぼ利用しない ■ 利用しない

資料：住民アンケート（令和2年10月配布）

図 地域公共交通の利用意向

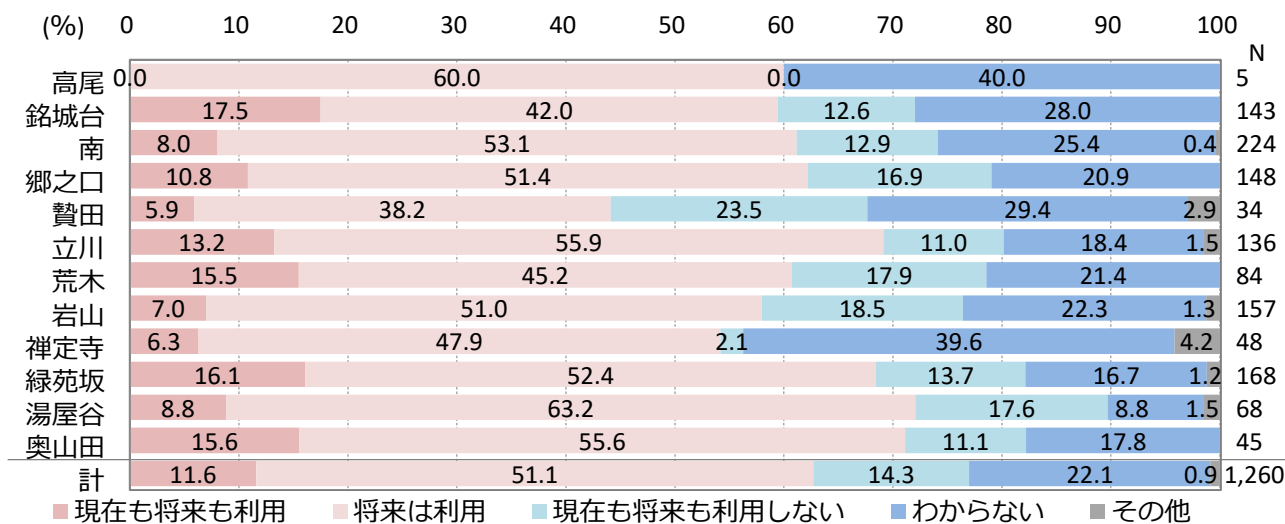


(2) 地域公共交通の今後の利用意向

利用意向は、現在も将来も利用する人が全町で約1割、将来は利用する人が全町で約5割とあわせて6割を超えており、利用促進に際しては、これらの利用意向のある人へのPRが重要となります。地区別にみると、緑苑坂、立川等、路線バスの停留所に近い地区で利用意向の高い様子が見られた一方で、湯屋谷、奥山田という現在路線バスのない地区でも利用意向が高くなっており、地区も出資して支えるコミュニティバスが、自家用車以外の移動という選択肢を想起させる効果を持っていると推察されます。

町営の公共交通に求めることをみると、運行本数、運行日・時間、乗降場所の増加がいずれの地区でも比較的多くなっています。また、運行ルート変更への要望は少ないのに対し、乗降場所の追加は要望が多くなっています。

地区別にみると、公共交通が利用しづらいエリア（湯屋谷、立川糠塚上手、南上ノ山）を有する地区のうち立川、湯屋谷や、町営バスが週2日のみの運行となっている高尾等で、運行ルート変更等を求める声のみられるほか、過去に路線バスが廃止された禅定寺や湯屋谷等で、新たな交通の導入を望む声が多くなっています。



資料：住民アンケート（令和2年10月配布）

図 地域公共交通の利用意向

表 町営の公共交通に求めること

項目	高尾	銘城台	南	郷之口	贄田	立川	荒木	岩山	禅定寺	緑苑坂	湯屋谷	奥山田	計	無回答
運行本数増加	83.3	36.2	29.4	28.6	20.0	49.1	34.6	32.0	23.9	29.8	44.4	37.8	33.6	34.9
運行ルート変更	50.0	3.5	11.4	4.3	11.4	22.4	10.3	8.2	0.0	47.6	17.5	5.4	15.3	7.0
運行日・時間増加	83.3	27.7	29.9	31.4	20.0	34.5	29.5	22.4	39.1	35.7	28.6	35.1	30.6	37.2
乗降場所増加	16.7	32.6	32.3	25.7	34.3	39.7	24.4	23.1	19.6	36.3	39.7	24.3	30.8	41.9
情報のPR	33.3	19.1	27.4	20.0	34.3	25.0	29.5	29.3	21.7	21.4	3.2	27.0	23.5	20.9
車両の改善	16.7	7.8	9.5	8.6	5.7	4.3	3.8	7.5	2.2	4.2	3.2	0.0	6.3	4.7
新たな交通の導入	0.0	13.5	11.4	10.0	11.4	9.5	12.8	18.4	21.7	10.1	20.6	0.0	12.6	4.7
特になし	0.0	36.2	31.8	41.4	34.3	15.5	26.9	27.9	30.4	28.0	25.4	35.1	30.1	25.6
その他	16.7	3.5	2.0	2.9	0.0	5.2	11.5	4.1	10.9	4.2	1.6	2.7	4.2	9.3
回答者数	6	141	201	140	35	116	78	147	46	168	63	37	1,178	43

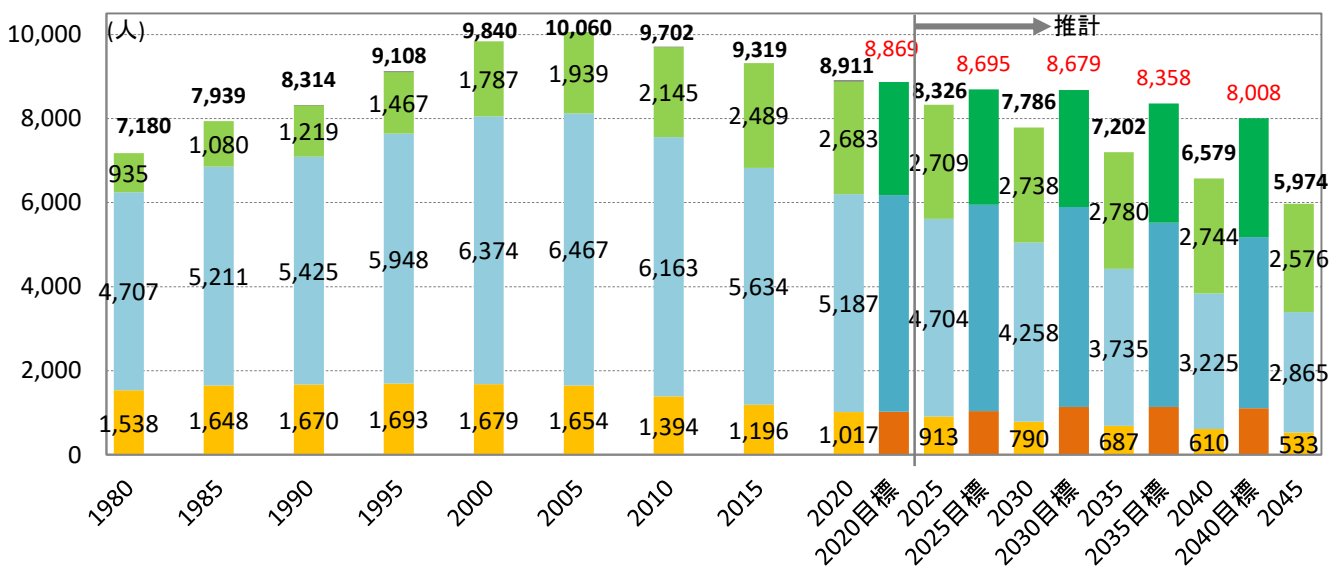
資料：住民アンケート（令和2年10月配布） 複数回答（最大3項目）

参考3. 地域公共交通を取り巻く環境

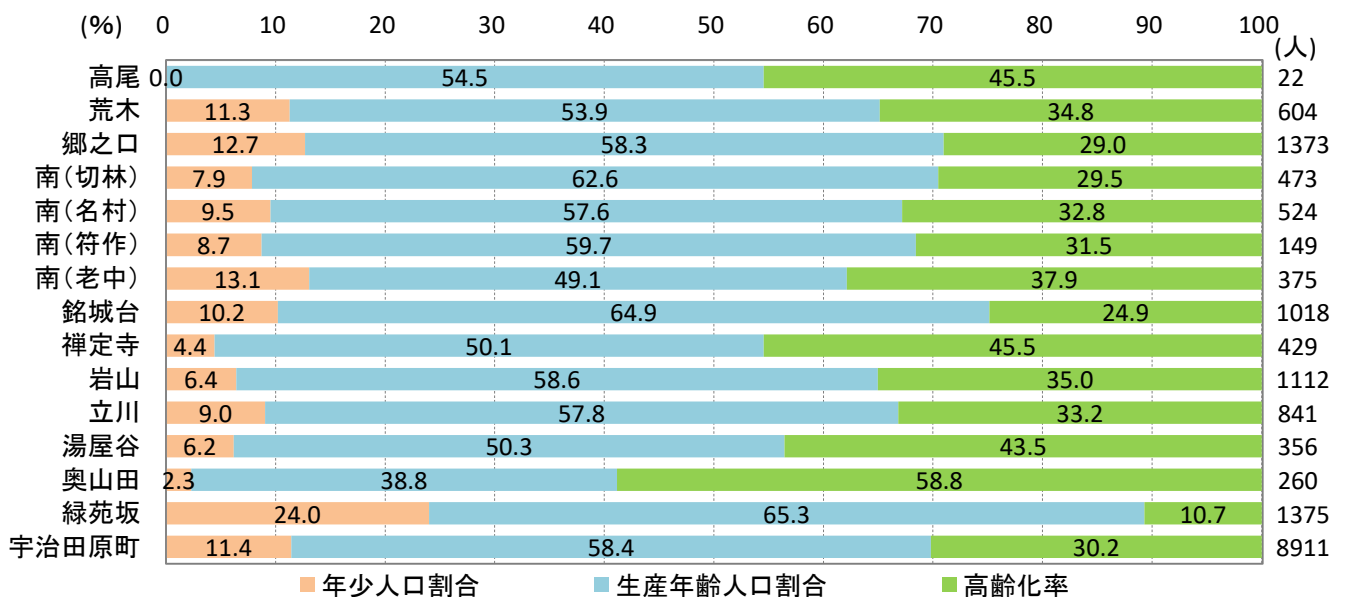
3.1 人口

人口は、平成 17(2005)年をピークに減少に転じており、このままの推移でいくと、令和 27(2045)年に 5,974 人まで減少すると推計されています。本町のまちづくり総合計画では、この人口を 8,008 人に維持する目標としています。

年齢階層をみると、宇治田原町全体では高齢化率が 30.2%となっている一方で、地区別にみると、奥山田や高尾、禪定寺など、この数字を大きく上回っています。



資料：令和 2(2020)年以前は国勢調査、以降は社人研推計 各年目標値は第 5 次まちづくり総合計画（令和 2(2020)年 3 月）
 図 人口推移



資料：令和 2(2020)年国勢調査
 図 地区別・年齢別人口

3.2 人の動き

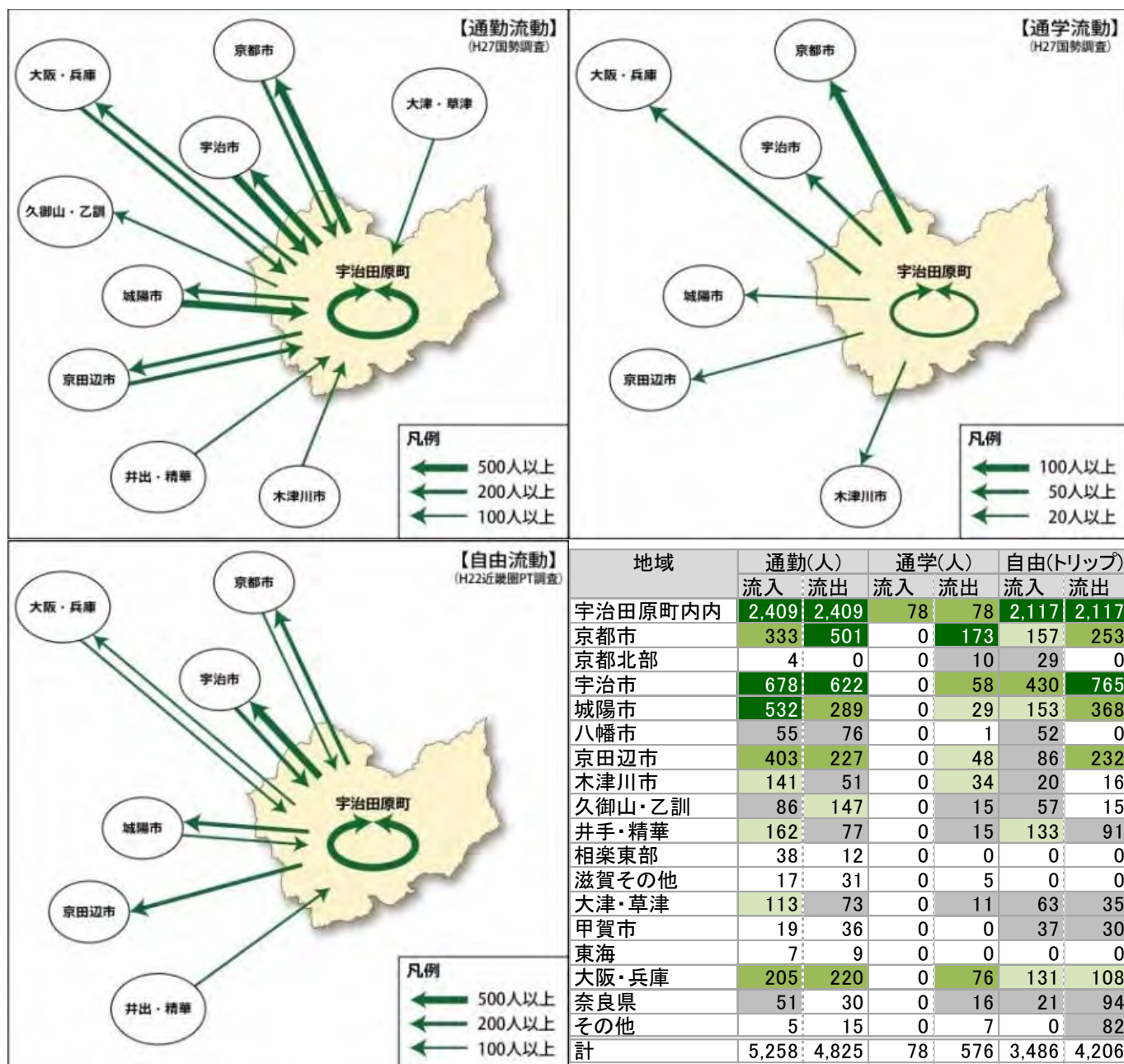
(1) 移動先

宇治田原町を取り巻く主な移動では、宇治田原町内での移動や、近隣市（城陽市、京田辺市、宇治市）、さらに京都市との流動が多くみられます。隣接市町でも、和東町等の相楽東部や大津市、甲賀市との移動は、多くありません。

通勤目的（15歳以上）では、宇治田原町住民の町内での通勤が最も多く、2,409人にのぼります。このほか、宇治市、城陽市、京都市との流動が多くみられます。

通学目的（15歳以上）では、京都市への流出が最も多く173人にのぼるほか、町内での通学も78人見られます。また、宇治市や京田辺市、木津川市、城陽市、さらには大阪・兵庫への通学もみられます。なお、町外から宇治田原町への通学者はみられません。

自由目的（平日 買物、通院などの通勤・通学・業務・帰宅以外の移動）では、宇治田原町内での移動のほか、宇治市、城陽市等との間での移動も多くみられます。



資料：通勤・通学(15歳以上)は平成27(2015)年国勢調査、自由目的(平日)は平成22(2010)年近畿圏パーソントリップ調査

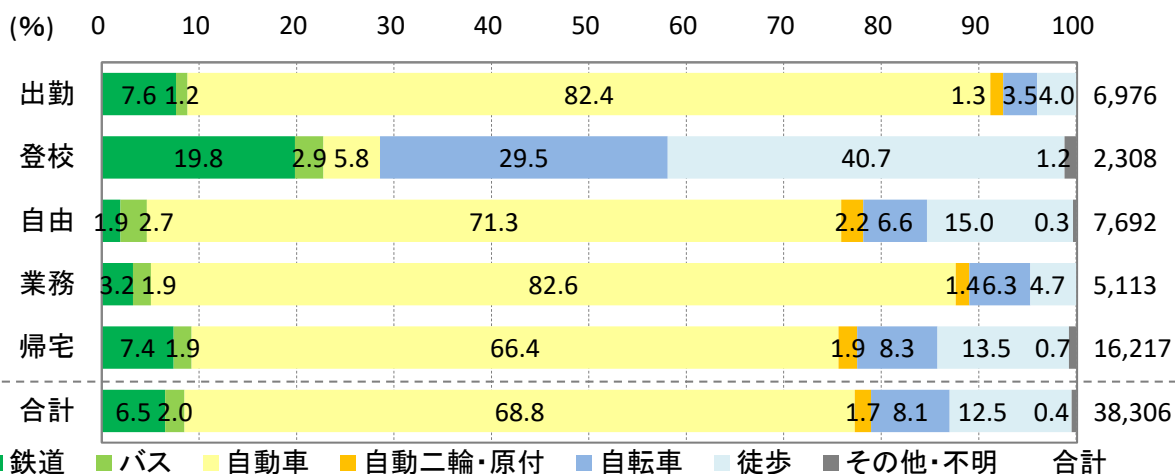
図 宇治田原町を取り巻く人の動き(通勤、通学、自由目的)



(2) 移動手段

宇治田原町を出発地または目的地とする移動の手段では、登校を除いて地域公共交通（鉄道・バス）の利用が1割を下回っている一方で、移動全体の約7割を自動車と自動二輪・原付が占めています。また、全体の割合では小さいものの、鉄道による移動も一定割合みられ、「鉄道駅と町との間の移動手段」の確保が重要であることが推察されます。

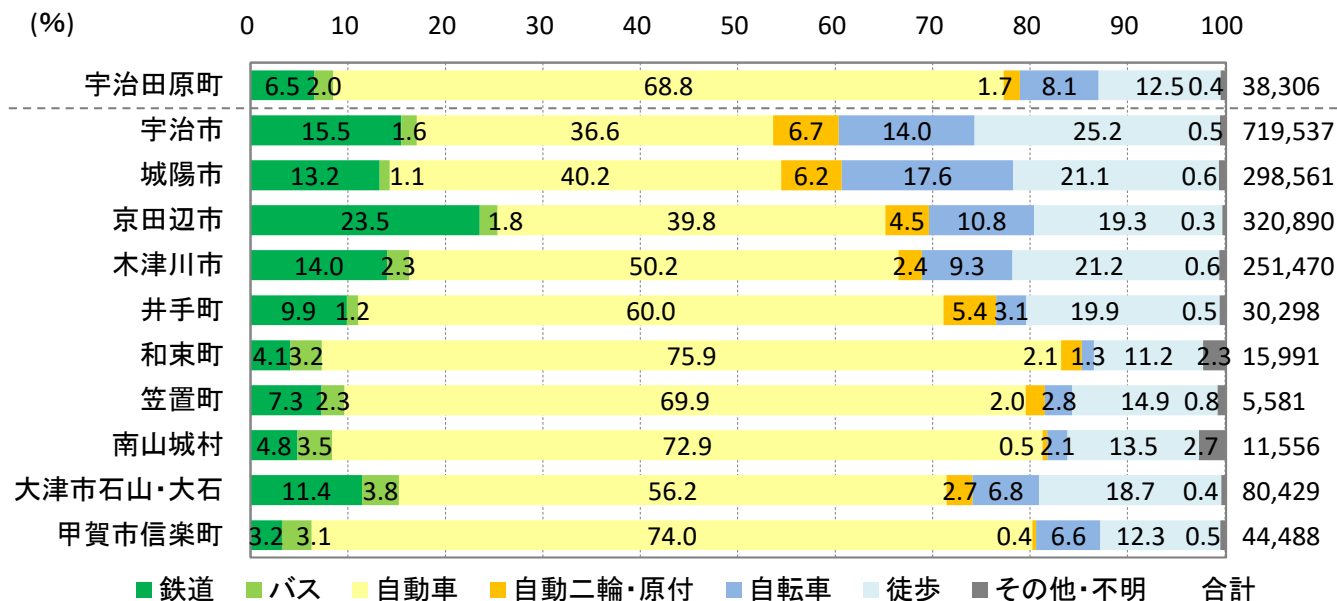
周辺市町と比較してみると、JR 奈良線・学研都市線・琵琶湖線や近鉄京都線のある市町で鉄道を中心に地域公共交通の割合が宇治田原町より高くなっています。一方で、宇治田原町と同様に鉄道のない和束町や、JR 関西本線のある南山城村、信楽高原鐵道のある甲賀市信楽町と比較すると地域公共交通の割合は高いことから、宇治田原町内を運行する路線バス等が町の移動を支えている現状が窺えます。



資料：平成 22(2010)年近畿圏パーソントリップ調査

※「鉄道」と「バス」を利用した移動の場合、「鉄道」として集計される

図 宇治田原町における代表交通手段



資料：平成 22(2010)年近畿圏パーソントリップ調査

図 宇治田原町の周辺市町における代表交通手段



参考 平日の住民の移動状況（移動手段を問わない）：移動ニーズの高い場所

商業施設をみると、南、郷之口を中心に、サンフレッシュの利用が多く、立川や荒木を中心に、フレンドマートの利用が多い傾向にあります。

このほか、コメリやドラッグユタカ、JA 宇治茶の郷等も目的地となっています。

医療・福祉施設をみると、南を中心に山口医院の利用が多いほか、岩山等では有田医院、郷之口や岩山等では大東医院の利用もみられます。このほか、サンビレッジの利用もみられます。

表 居住地別 目的地（平日）

		目的施設																		N (本設問への回答者計)		
		商業施設											医療・福祉									
居住地	施設名	サンフレッシュ	フレンドマート	コメリ	ドラッグユタカ	JA 宇治茶の郷	魚定本店	セブンイレブン	ローソン 宇治田原工業団地前	喫茶チェリー	町内スーパー不明	計	山口医院	有田医院	大東医院	サンビレッジ	デイサービス 萩の里	やすらぎ荘	デイ不明	アイン薬局	計	
		南亥子	立川	荒木立川	南亥子	郷之口	南溝尻	郷之口	岩山釜井谷	郷之口	-	銘城台	緑苑坂	郷之口上柳原	禅定寺砂川	南中屋	荒木天皇	-	銘城台			
居住地区	高尾	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	銘城台	15	6	1	2	0	0	1	0	1	0	26	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	南	58	23	0	2	0	0	1	0	0	2	86	11	1	1	1	0	0	0	0	14	
	郷之口	29	15	0	2	1	1	1	0	0	2	51	2	1	3	0	0	0	1	0	7	
	贄田	5	7	0	0	0	0	0	1	0	0	13	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
	立川	14	35	0	1	1	0	0	0	0	2	53	2	1	0	0	0	1	1	1	6	
	荒木	21	21	0	2	0	0	0	0	0	1	45	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
	岩山	17	30	7	0	0	0	0	0	0	5	59	3	4	3	0	0	0	0	0	10	
	禅定寺	8	5	0	1	2	0	0	0	0	0	16	1	0	0	1	0	0	0	0	2	
	緑苑坂	15	20	0	0	1	0	0	0	0	2	38	0	1	0	1	0	0	0	0	2	
	湯屋谷	3	8	0	0	0	1	0	0	0	0	12	2	1	0	0	1	0	0	0	4	
	奥山田	5	4	4	0	0	0	0	0	0	1	14	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
	無回答	6	2	0	1	0	0	0	0	0	1	10	2	0	0	1	0	0	0	0	3	
全体計	200	176	14	11	5	2	3	1	1	16	429	31	11	8	5	1	1	2	1	60		

資料：住民アンケート（令和2(2020)年10月配布 1,200世帯配布、637世帯（1,385人）回答）
 ※設問「月～金曜日の最もよく出かける主な外出先1箇所についてお答えください」を集計

3.3 人口や施設等の分布

(1) 地勢

宇治田原町は、標高の低い町西部の市街地で100～150m程度と、標高25m未満の宇治・田辺方面に対して標高差が見られ、路線バスは2方面とも山越えとなります。町内では、町東部で標高が高くなっています。

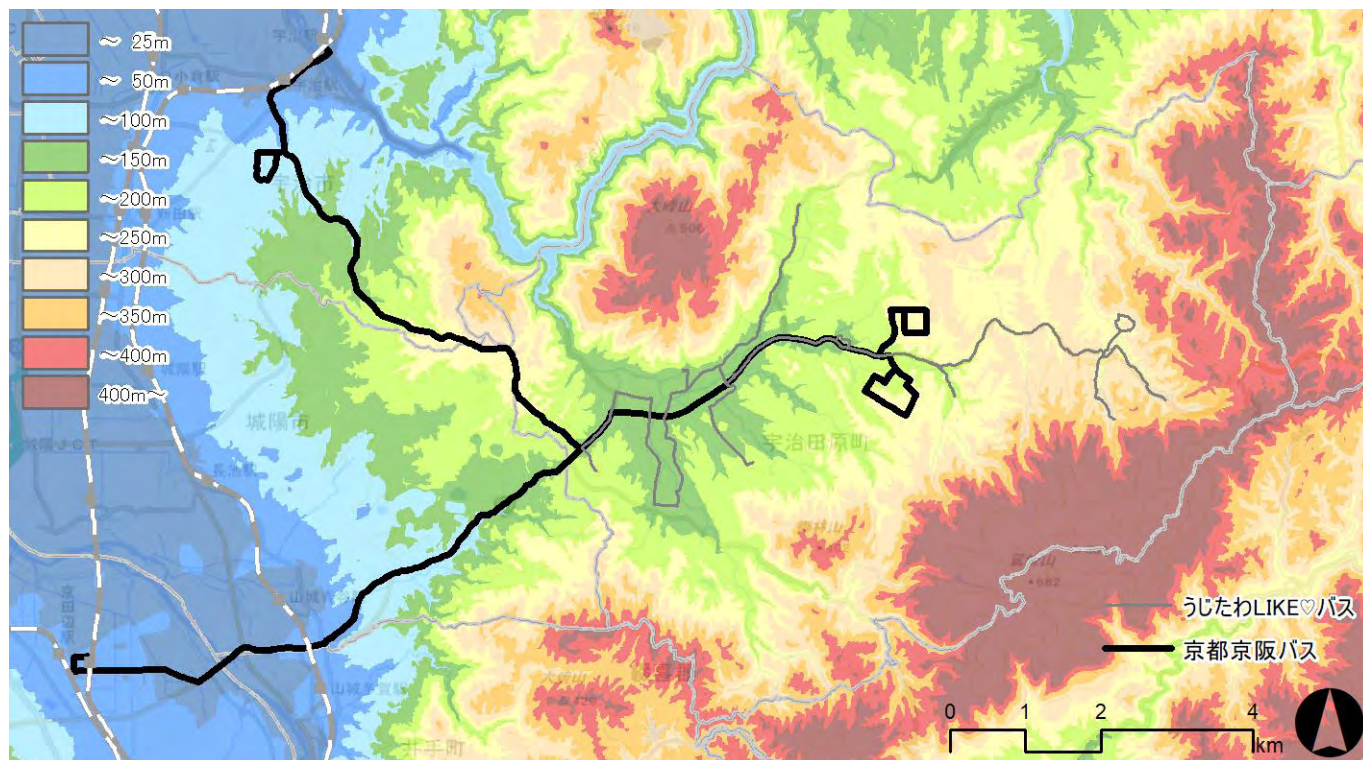


図 標高分布

(2) 土地利用

町西部の郷之口や南等で建物用地が広がるほか、工業団地や緑苑坂、禪定寺等でもまとまった建物用地がみられます。まちの大部分は、森林が占めています。

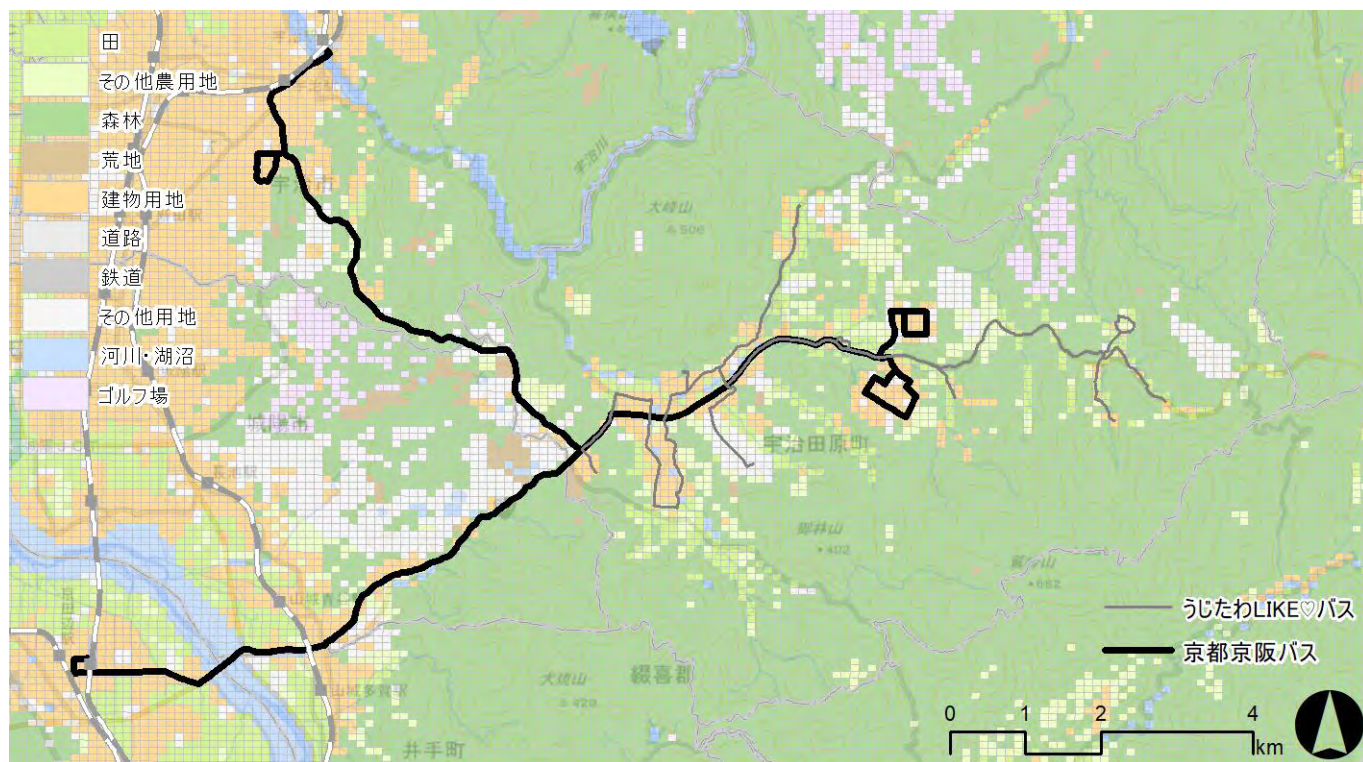


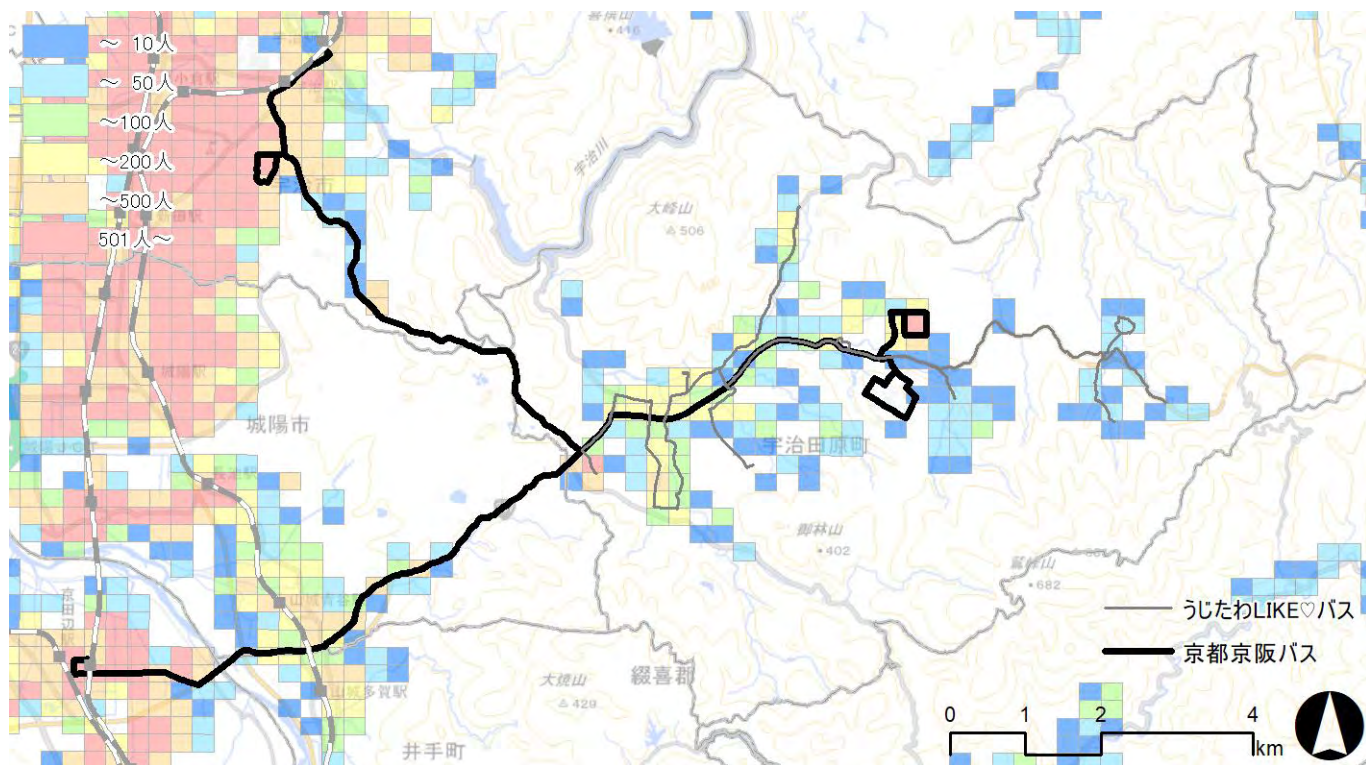
図 土地利用現況



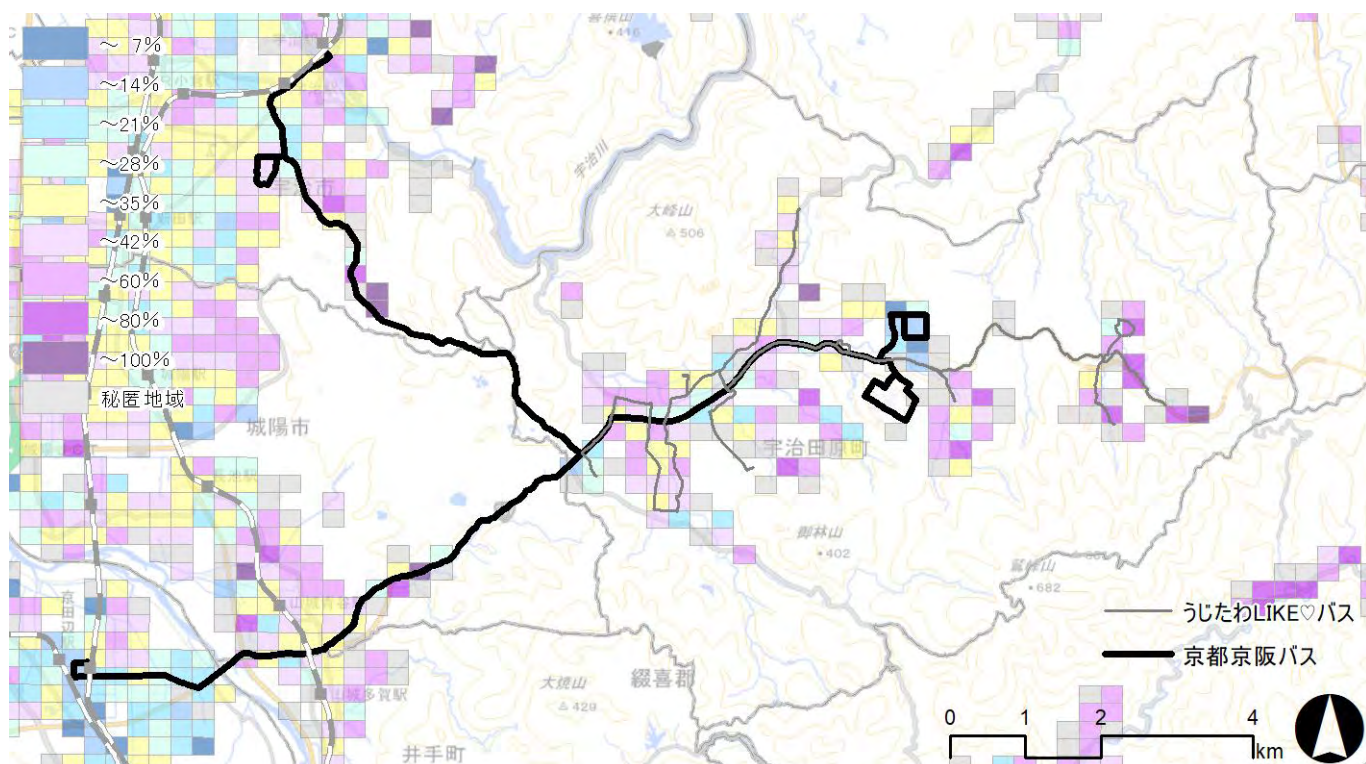
(3)人口

総人口をみると、銘城台と緑苑坂の団地で高い集積がみられるほか、郷之口、南等でもまとまった人口が分布しています。町東部の湯屋谷、奥山田等では、人口が低密になっています。路線バスは、町境周辺での人口分布がなく、路線にとって収益を産みにくい環境が読み取れます。

高齢化率をみると、高齢化社会の基準といわれる7%を下回るのは緑苑坂の一部のみで、ほかには14%を超える高齢社会、21%を超える超高齢社会の定義以上に高齢化が進む地域が多くみられます。特に奥山田では、高齢化率が60%を超える地域が多くなっています。



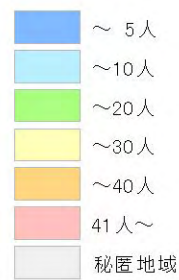
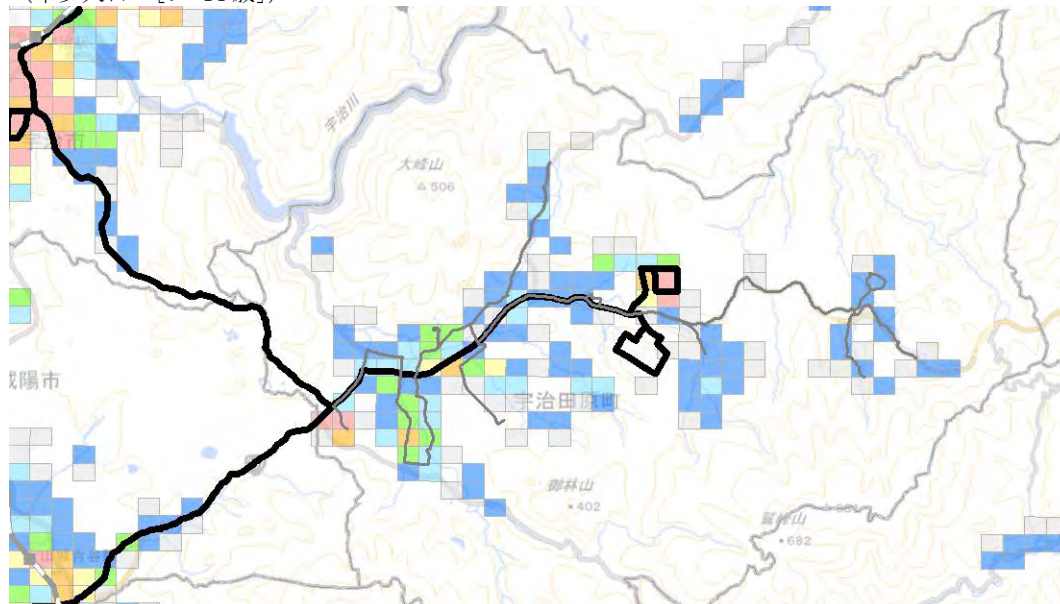
資料：国勢調査 250mメッシュ (令和2(2020)年10月1日 統計局)
 図 総人口 分布



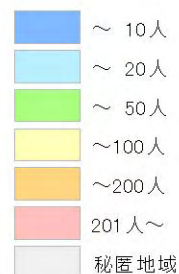
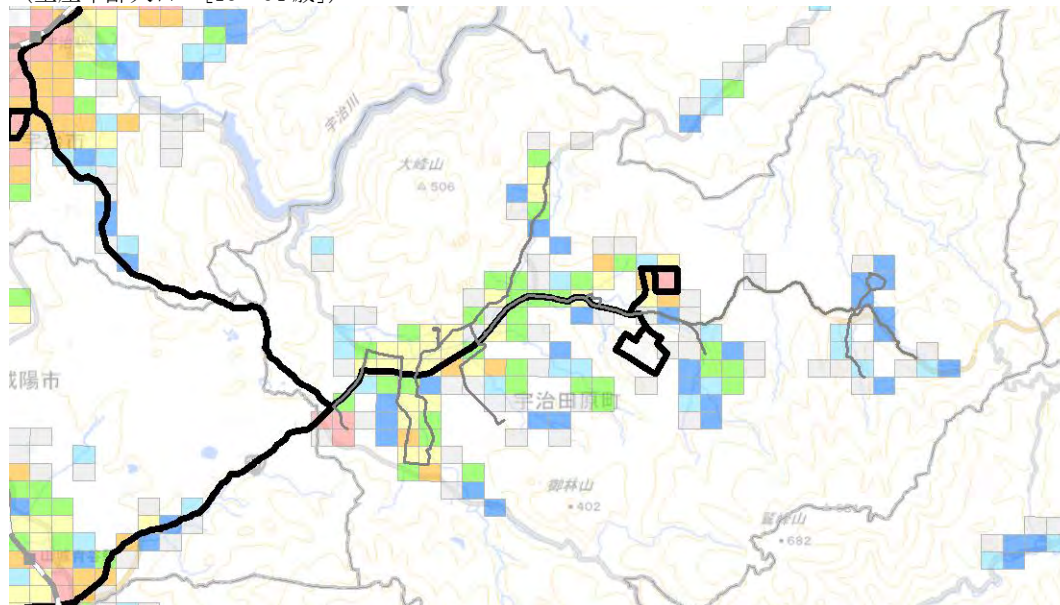
資料：国勢調査 250mメッシュ (令和2(2020)年10月1日 統計局)
 図 高齢化率 分布



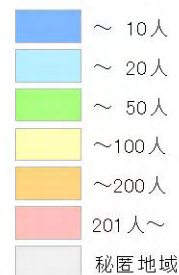
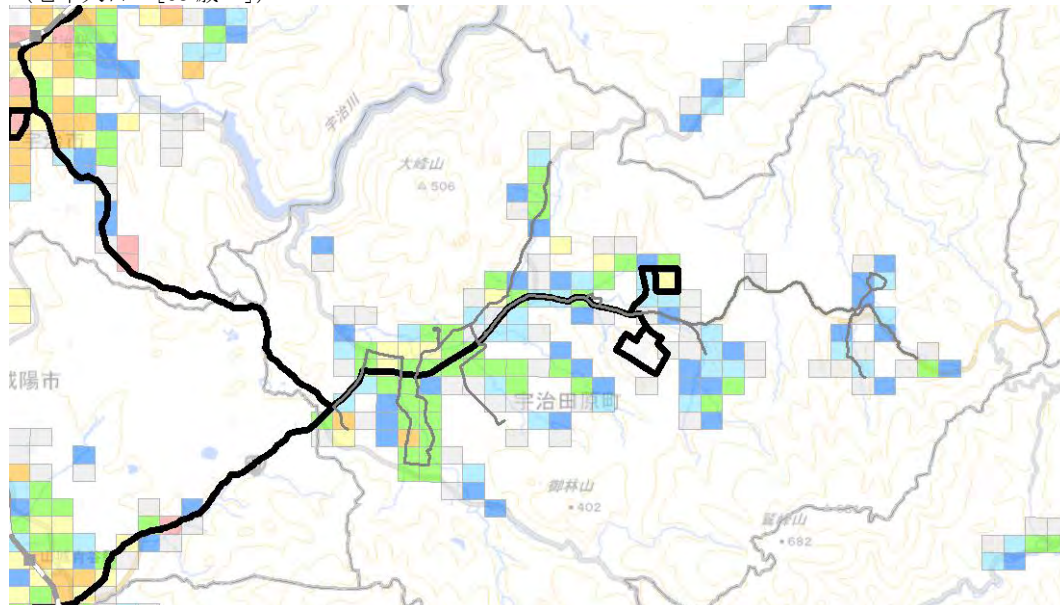
(年少人口 [0~14歳])



(生産年齢人口 [15~64歳])



(老年人口 [65歳~])

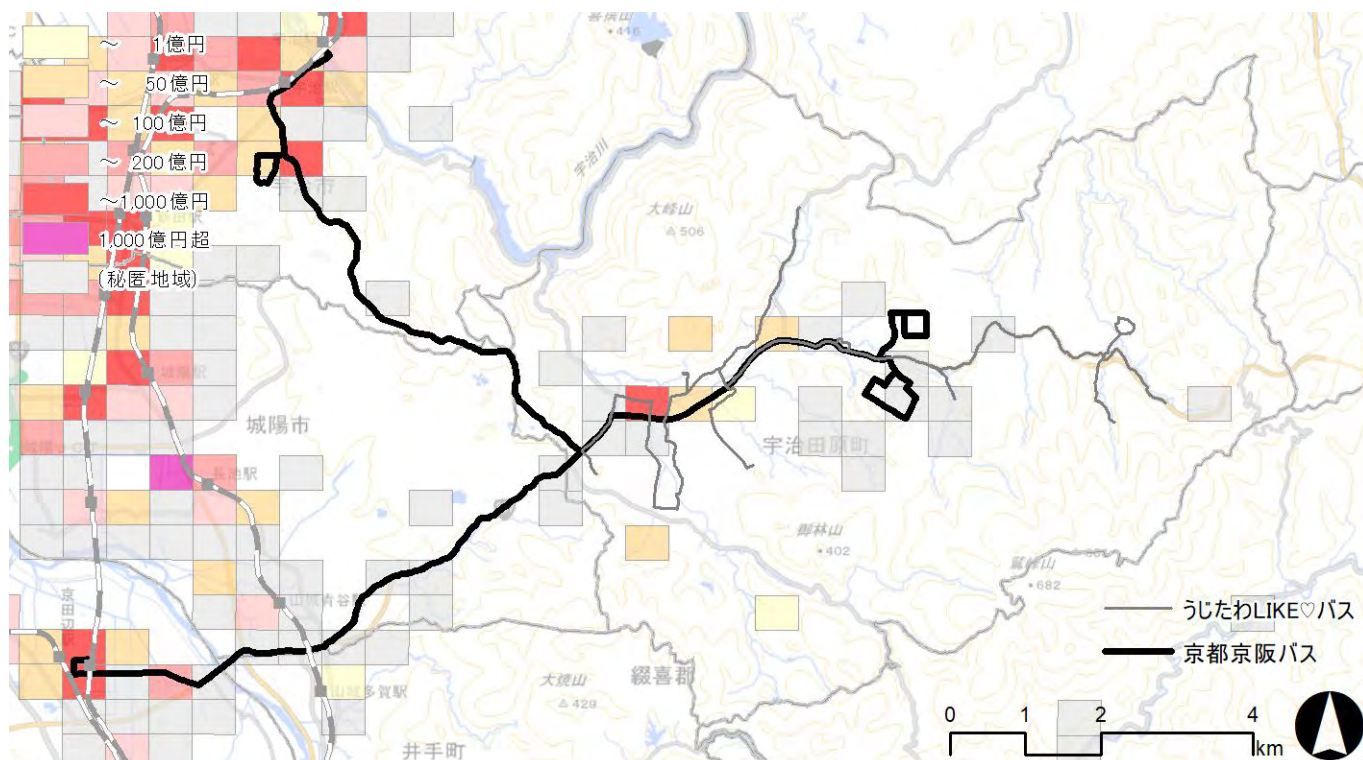


資料：国勢調査 250mメッシュ (令和2(2020)年10月1日 統計局)
 参考図 年齢別人口 分布



(4) 買物場所

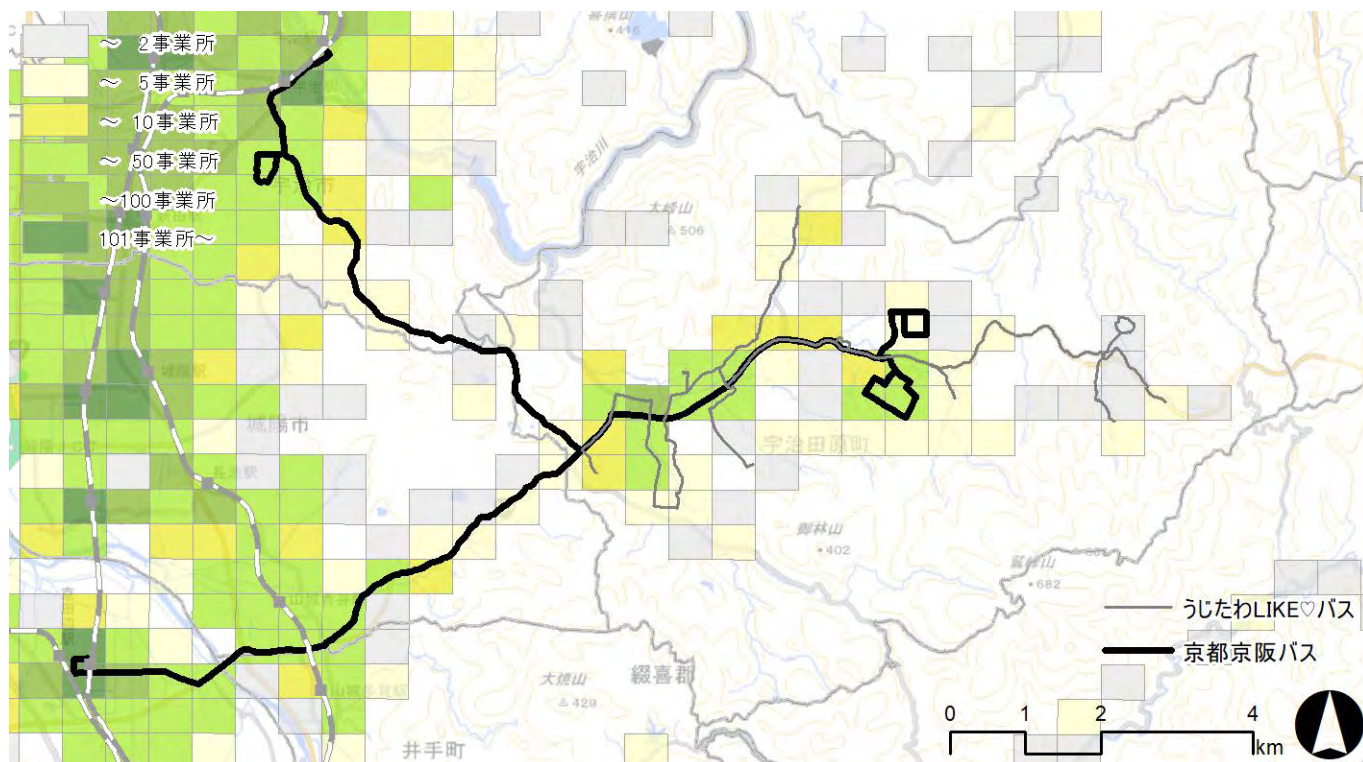
町内では、サンフレッシュやドラッグユタカ周辺が多くなっています。町外では、宇治・田辺方面の駅周辺のほか、アルプラザ城陽周辺でも多く買物がされています。



資料：商業統計 500m メッシュ (平成 26(2014)年 経済産業省)
 図 小売販売額 分布

(5) 働く場所

町内では、郷之口周辺のほか、工業団地等で多くなっています。町外では、宇治・田辺駅周辺でも集積が見られます。



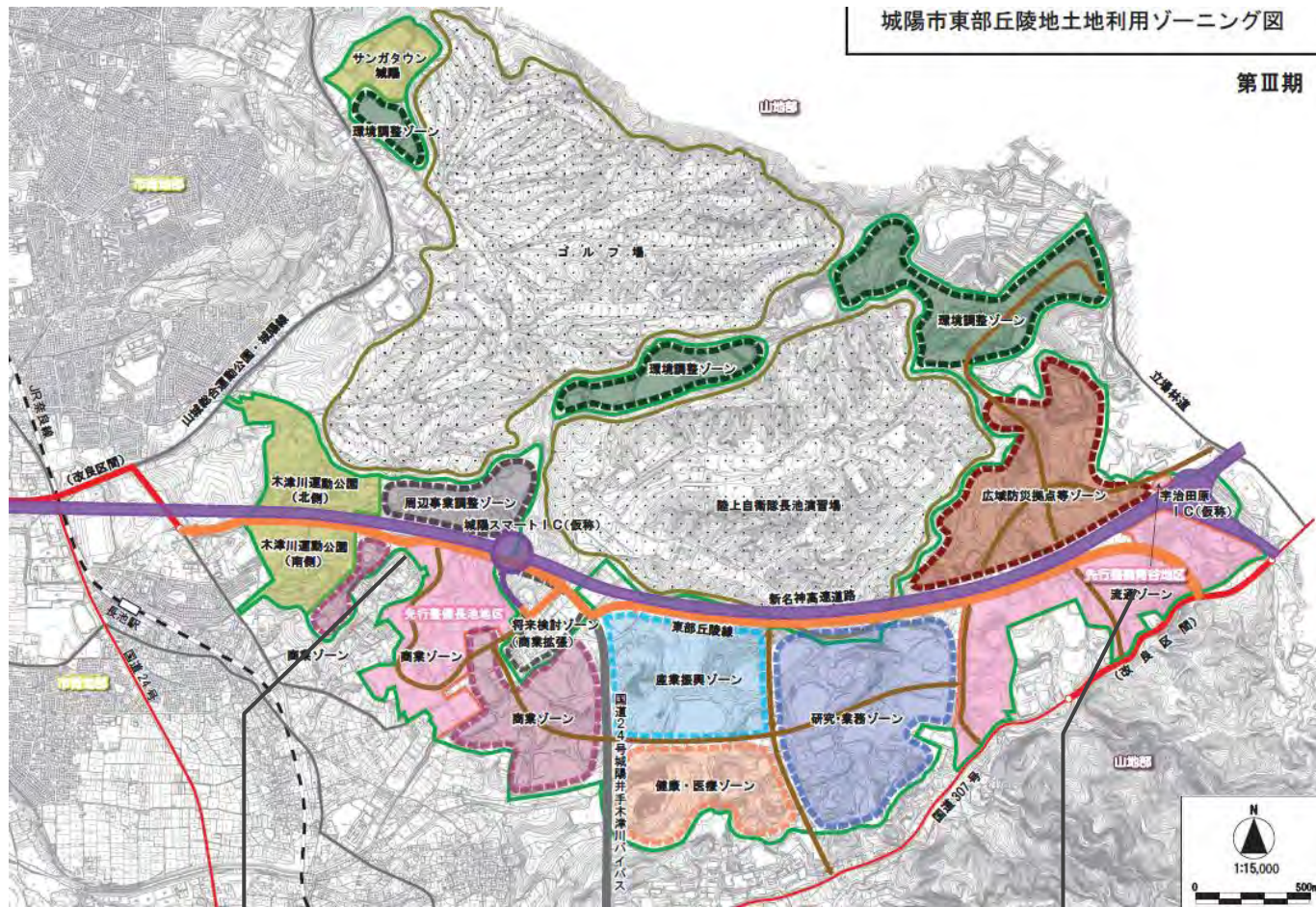
資料：経済センサス活動調査 500m メッシュ (平成 28(2016)年 経済産業省)
 図 事業所数 分布



(6) その他の開発計画等

① 城陽市東部丘陵地

宇治田原町西側に隣接する城陽市の新名神高速道路周辺は、城陽市が「東部丘陵地」として整備計画を策定しており、新名神高速道路の供用とあわせ、今後まちづくりが進むと想定されます。特に、先行整備地区に指定された2地区（長池、青谷）では、新名神高速道路の供用に前後した開業にむけ、商業や流通の施設整備が進んでいます。これにより、通勤や買い物等で新たな人の動きの発生が見込まれます。



出典：城陽市東部丘陵地整備計画 見直し版（令和2(2020)年10月一部改正 城陽市）

図 城陽市東部丘陵地における整備計画（第三期：最終土地利用段階）

城陽市東部丘陵地長池先行整備地区（商業ゾーン）



出典：三菱地所, 三菱地所・サイモン プレスリリース (平成29(2017)年5月)

城陽市東部丘陵地青谷先行整備地区（流通ゾーン）



出典：三菱地所プレスリリース (令和2(2020)年2月)

図 先行整備地区（長池、青谷）の開発イメージ

② 競走馬育成牧場の移転

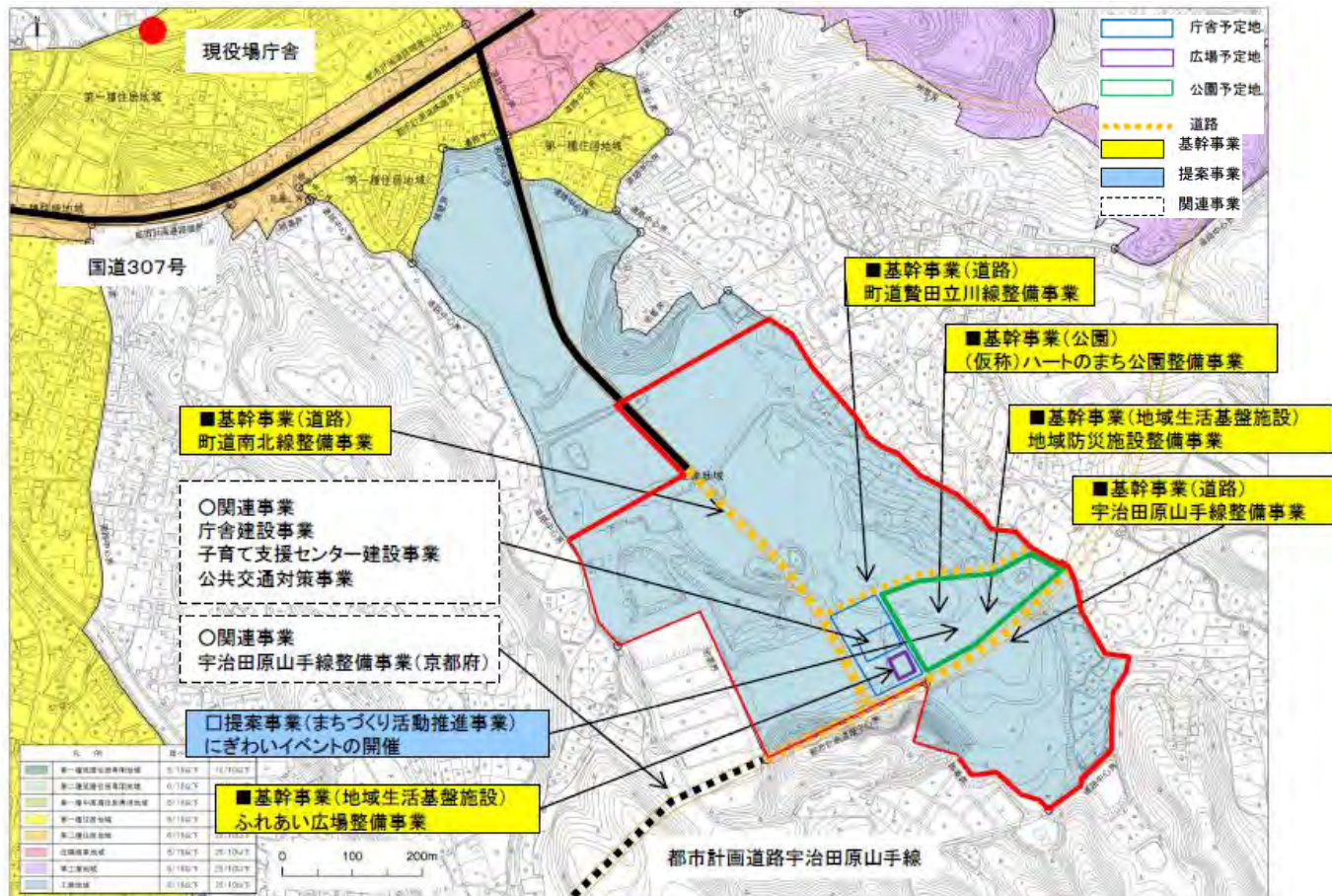
宇治田原 IC(仮称)周辺にある競走馬育成牧場は、道路建設に伴い、奥山田の国道307号茶屋トンネル付近へ移転が予定されています。町東部では、人口や人の動きに大きな変化が見込まれます。



③ 賛田立川地区都市再生整備計画（宇治田原町役場、新市街地都市公園等）

宇治田原町の（都）第一南北線及び宇治田原山手線沿線は、シビック交流拠点に位置付けられています（第5次まちづくり総合計画後期基本計画）。

令和2(2020)年7月には、役場移転とはぐくむセンター（保健センター・地域子育て支援センター棟）が開設したほか、令和4(2022)年度には新市街地都市公園完成が予定され、まちづくりが進んでいます。



出典：賛田立川地区都市再生整備計画（平成30(2018)年1月 宇治田原町）
 図 賛田立川地区都市再生整備計画



出典：新市街地都市公園基本設計書（平成31(2019)年1月 宇治田原町）
 図 新市街地都市公園周辺の開発イメージ

④ 小中一貫教育施設（維孝館学園）

平成28(2016)年度に「施設一体型」での一貫教育の方向性を決定して以降、現・維孝館中学校周辺での施設整備により、令和6(2024)年度の開校とする事業スケジュールのもとで検討を進めてきましたが、とりまく環境の変化を踏まえ、事業計画見直しの検討を行うこととしたため、本計画期間中には、現状の小中学校配置を前提とした通学手段の維持・確保が必要です。

3.4 道路

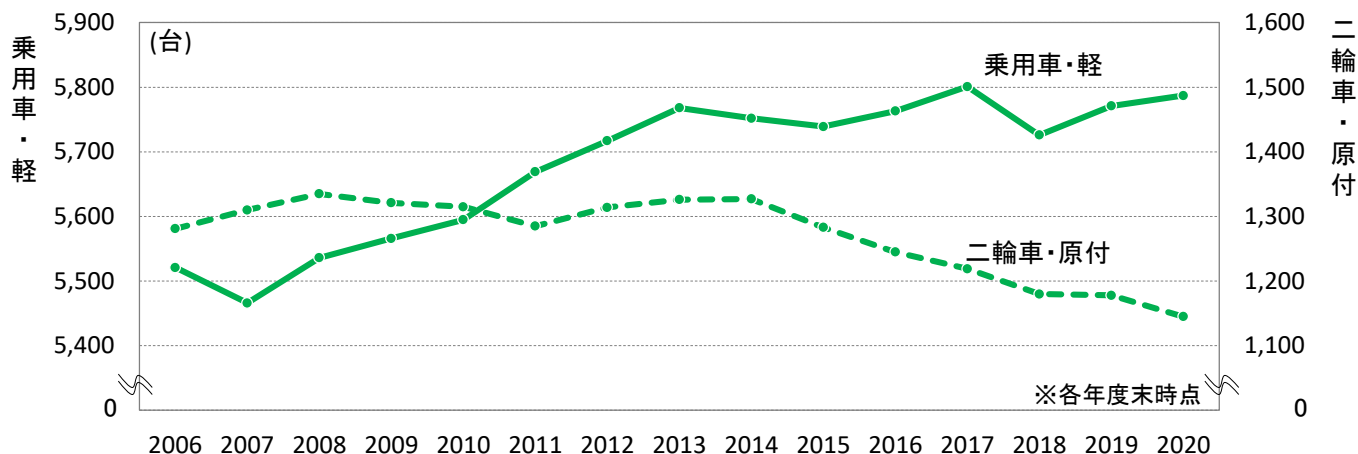
宇治田原町周辺では、新名神高速道路の供用が予定されており、あわせて東部丘陵線や城陽井手木津川バイパス等の広域幹線の整備が進んでいることから、広域的な移動の変化が見込まれます。

町内では、国道307号を中心に道路混雑が見られますが、新名神高速道路の供用にあわせ、(都)宇治田原山手線や(主)宇治木屋線等の道路事業が進行しており、町内の交通環境も変化が予想されます。

また、町内の自動車は漸増しており、令和2(2020)年度には乗用車・軽自動車の台数が約1.69台/世帯となりました。



図 宇治田原町周辺の主な道路計画



資料：宇治田原町統計書

図 宇治田原町内の自動車・二輪の状況

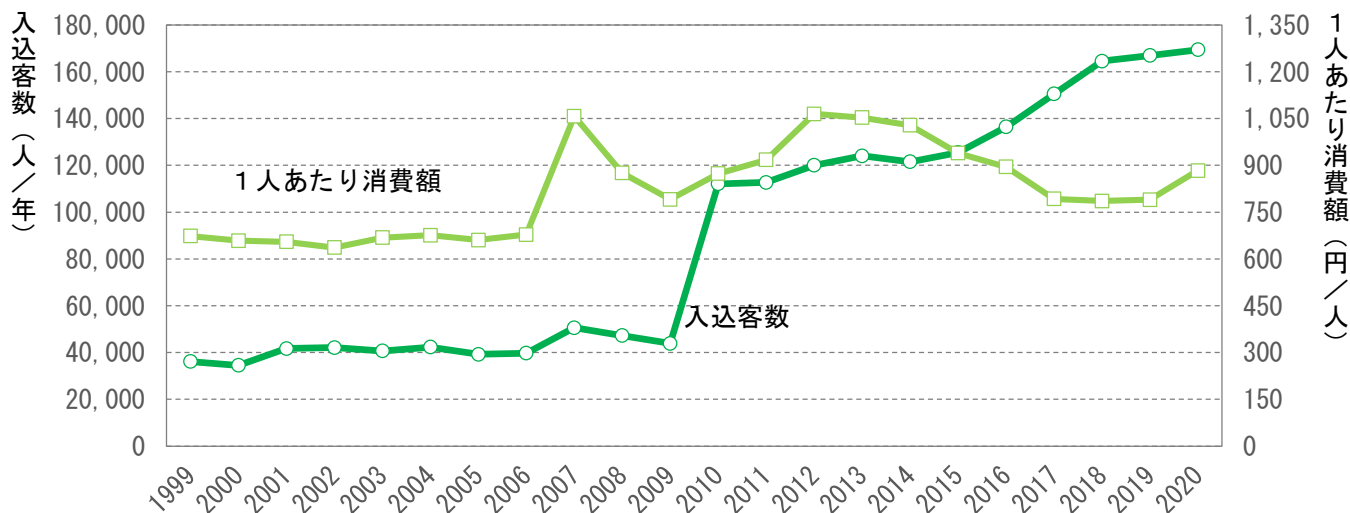


3.5 観光

観光入込客数をみると、平成 22(2010)年に大きく増加しています。これは、「お茶の京都」としての観光展開や、正寿院の“ハートの窓（猪目窓）”や風鈴まつり等での注目等によるものと推察されます。また、平成 27(2015)年には、日本遺産として、湯屋谷の茶畑や茶問屋の街並み、永谷宗円生家が構成文化財とされ、観光入込を推進しています。

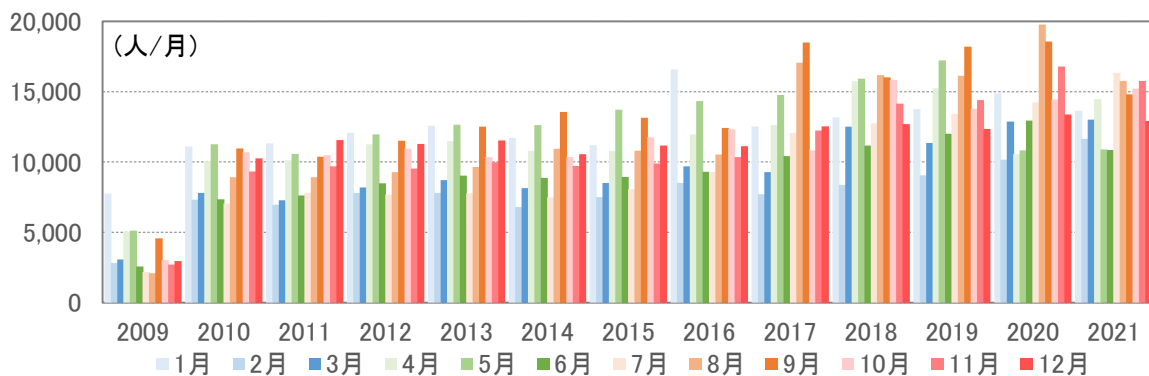
月別にみると、夏休みや風鈴まつり等と重なる 8～9 月の入込が多くなっています。

目的別にみると、「買物」が最も多く、次いで「文化・歴史」となっており、お茶の購入や正寿院等への観光が宇治田原町の主要な観光資源となっていることが窺えます。



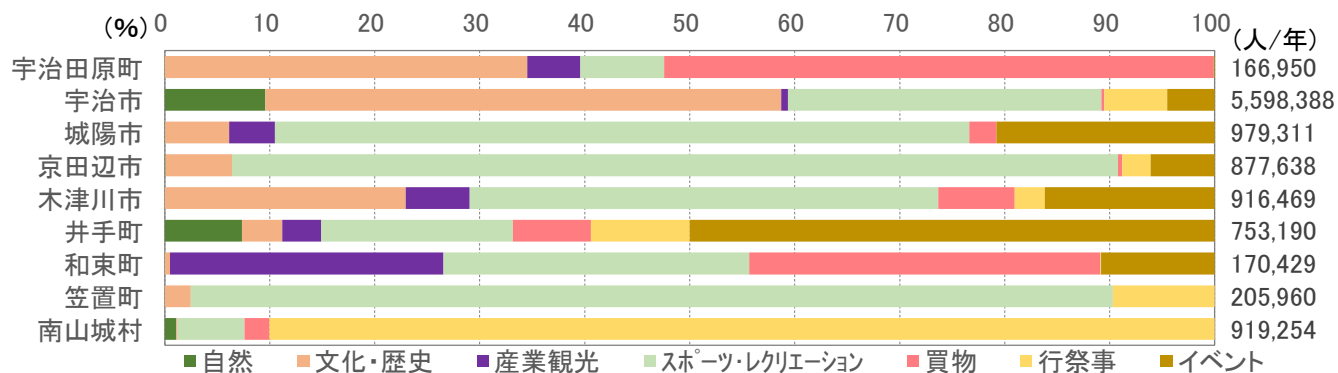
資料：京都府統計書（各年 1～12 月）

図 宇治田原町への観光入込客数と消費額推移



資料：京都府統計書

図 宇治田原町への月別観光入込客数



資料：京都府統計書（令和元(2019)年）

※コロナ禍（令和 2(2020)年 1 月頃～）を考慮し、最新時点の掲載を避けた

図 宇治田原町と周辺市町への観光目的

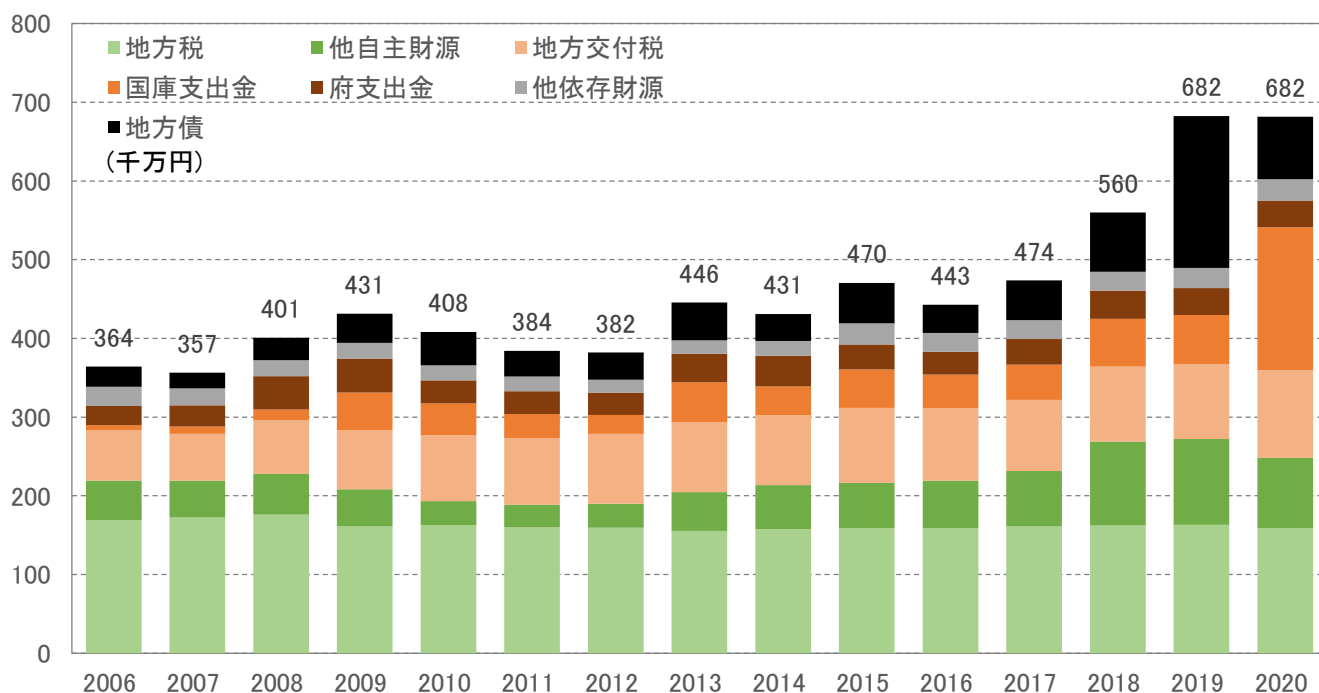


3.6 町の財政状況

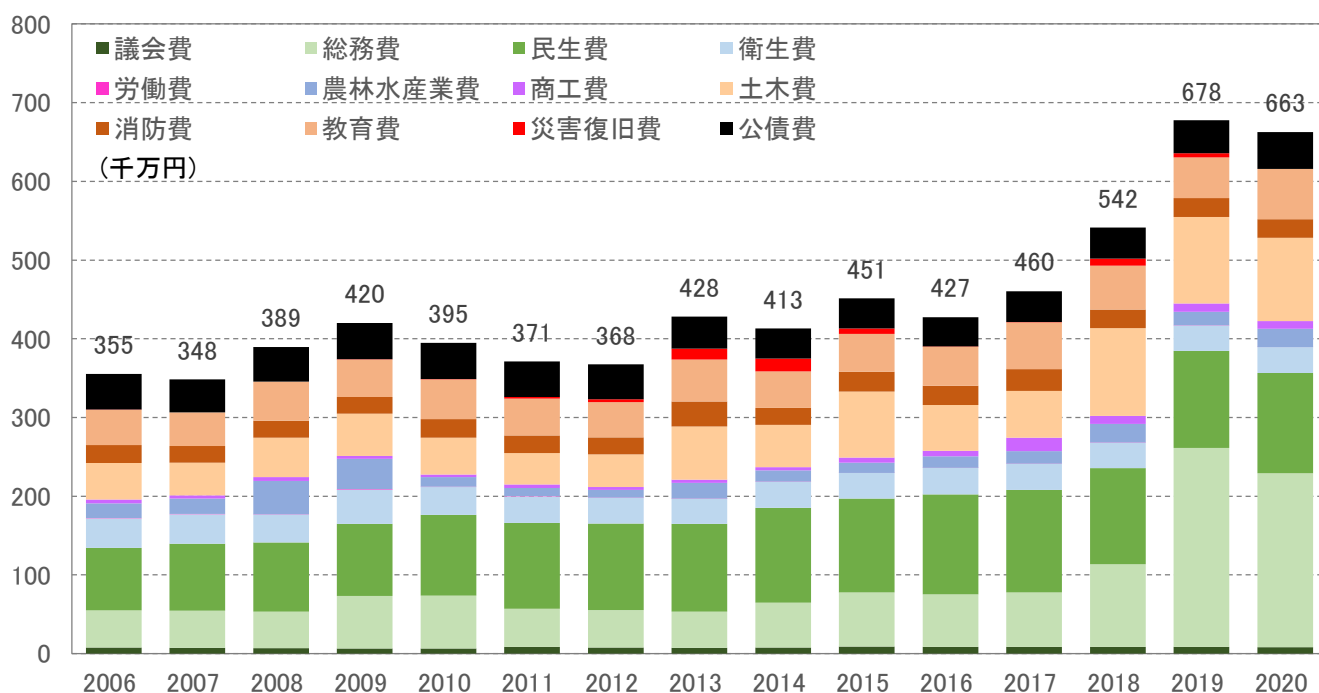
町財政における歳出をみると、民生費が徐々に増加傾向にあるほか、道路整備等に伴い土木費も増加傾向にあります。歳入をみると、地方税が漸減するなか、近年では他自主財源や国庫支出金が増加しています。

歳出規模は、平成 18(2006)年度の約 35.5 億円に対し、令和元(2019)年度以降は役場建設や道路整備、令和 2(2020)年度はコロナ禍を受けた特別定額給付金事業等により会計規模が大きくなっています。

(歳入)



(歳出)



資料：総務省決算カード

図 宇治田原町の決算 推移

参考4. 地域公共交通に求められる方向性

4.1 考え方

地域公共交通は、それ自体を維持することが目的ではなく、まちづくりと連携しつつ、宇治田原町のめざすまちの将来像の実現につなげていくことが重要です。

ここでは、上位・関連計画を整理することで、宇治田原町地域公共交通に求められる方向性を抽出しました。

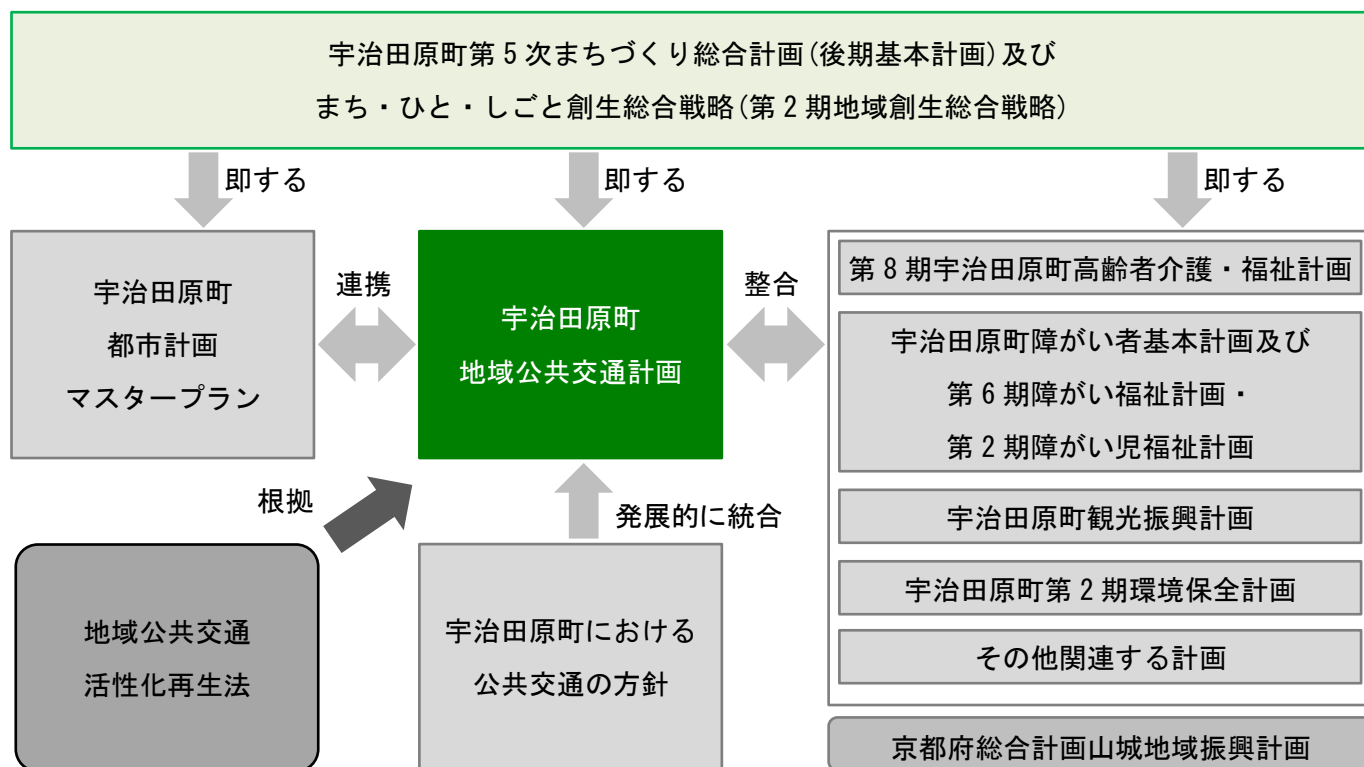


図 本計画の位置づけ



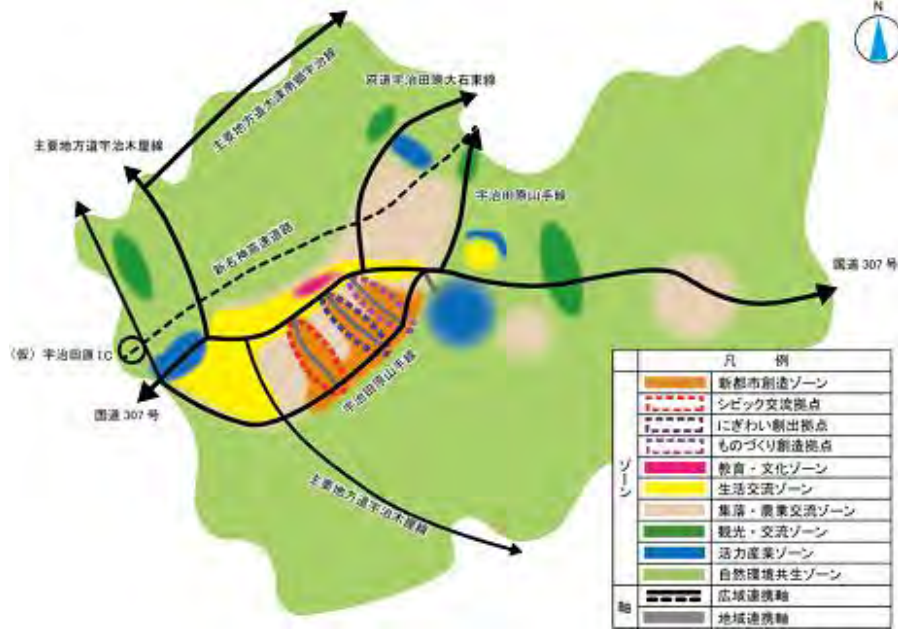
写真 京都京阪バスの旧塗装復刻バス

※昭和 42(1967)～57(1982)年頃に旧京阪宇治交通が採用していたデザインをお茶の京都 DMO の協力で再現した車両。
令和 3(2021)年 10 月 16 日より運行

4.2 上位・関連計画等の内容

4.2.1 上位計画

(1) 宇治田原町第5次まちづくり総合計画(後期基本計画)及び まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期地域創生総合戦略)

策定：令和2(2020)年3月 / 計画期間：[総合計画]令和2(2020)～7(2025)年度 [総合戦略]同～6(2024)年度															
構想	<p>■めざすまちの将来像 人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原 ～やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち～</p>														
計画 （地域公共交通関連）	<p>まちづくりの目標2 便利で快適に過ごせるまち >2-4. 交通・住まい環境の充実</p> <p>■めざすまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通環境の向上により、町内間や他市町への移動がしやすく、人の往来が頻繁にあるまち 通過交通と域内交通の棲み分けができる交通環境構築やニーズに応じた住宅供給で住環境向上 道路ネットワークを活かしたまちづくりを行い、物流や交流人口の増加、町内産業活性化 空家が移住定住希望者や地域での就業者の住まいとして流通するとともに、空家発生の未然防止で危険な空家を減少  <p>■役割分担のあり方</p> <table border="1"> <tr> <td>行政</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 路線バスは、利用者である住民への利用啓発及び事業者への運行形態の見直し等を働きかけ 町営バス、コミュニティバスは、住民の利便性向上／ニーズ等を踏まえ、実情に応じた公共交通体系整備 鉄軌道は、広域的な取り組みが必要であることから近隣市町と共同し、長期的に活動 広域的な道路ネットワーク整備は、関係機関へ働きかけ 地域内の道路環境は、優先度を明確にして整備 低所得者をはじめとするさまざまなニーズに応じた住環境を提供 </td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住民自らが既存の公共交通機関を進んで利用することにより、需要を創出 広域的な道路ネットワーク整備に対して住民が独自に積極的な働きかけ </td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通をできる限り利用 地域内の道路環境の現状を把握 </td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の公共交通利用による通勤を推進 路線バス事業者は、利用者の利便性向上 広域的な道路ネットワーク整備に向け官民一体で働きかけ 住民のニーズに対応した住環境 </td> </tr> </table> <p>■施策の展開（④⑤略）</p> <table border="1"> <tr> <td>①公共交通ネットワークの構築 [重点戦略]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓新庁舎を含む新たな都市基盤への住民利便性確保を含め地域公共交通会議を中心に協議し、持続可能な公共交通ネットワークを構築 </td> </tr> <tr> <td>②鉄道による広域的交通の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓通勤・通学に利用する住民の利便性向上 ✓観光面から、関係市町との連携を図り鉄道交通網整備を促進 </td> </tr> <tr> <td>③広域的な道路交通網・連携軸の確立 [重点戦略]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓宇治田原 IC（仮称）へのアクセス性・災害時の地域内外連携強化のため宇治田原山手線の整備を推進 ✓国道307号と各府道との連携強化 </td> </tr> </table>	行政	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスは、利用者である住民への利用啓発及び事業者への運行形態の見直し等を働きかけ 町営バス、コミュニティバスは、住民の利便性向上／ニーズ等を踏まえ、実情に応じた公共交通体系整備 鉄軌道は、広域的な取り組みが必要であることから近隣市町と共同し、長期的に活動 広域的な道路ネットワーク整備は、関係機関へ働きかけ 地域内の道路環境は、優先度を明確にして整備 低所得者をはじめとするさまざまなニーズに応じた住環境を提供 	住民	<ul style="list-style-type: none"> 住民自らが既存の公共交通機関を進んで利用することにより、需要を創出 広域的な道路ネットワーク整備に対して住民が独自に積極的な働きかけ 	地域	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通をできる限り利用 地域内の道路環境の現状を把握 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の公共交通利用による通勤を推進 路線バス事業者は、利用者の利便性向上 広域的な道路ネットワーク整備に向け官民一体で働きかけ 住民のニーズに対応した住環境 	①公共交通ネットワークの構築 [重点戦略]	<ul style="list-style-type: none"> ✓新庁舎を含む新たな都市基盤への住民利便性確保を含め地域公共交通会議を中心に協議し、持続可能な公共交通ネットワークを構築 	②鉄道による広域的交通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓通勤・通学に利用する住民の利便性向上 ✓観光面から、関係市町との連携を図り鉄道交通網整備を促進 	③広域的な道路交通網・連携軸の確立 [重点戦略]	<ul style="list-style-type: none"> ✓宇治田原 IC（仮称）へのアクセス性・災害時の地域内外連携強化のため宇治田原山手線の整備を推進 ✓国道307号と各府道との連携強化
行政	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスは、利用者である住民への利用啓発及び事業者への運行形態の見直し等を働きかけ 町営バス、コミュニティバスは、住民の利便性向上／ニーズ等を踏まえ、実情に応じた公共交通体系整備 鉄軌道は、広域的な取り組みが必要であることから近隣市町と共同し、長期的に活動 広域的な道路ネットワーク整備は、関係機関へ働きかけ 地域内の道路環境は、優先度を明確にして整備 低所得者をはじめとするさまざまなニーズに応じた住環境を提供 														
住民	<ul style="list-style-type: none"> 住民自らが既存の公共交通機関を進んで利用することにより、需要を創出 広域的な道路ネットワーク整備に対して住民が独自に積極的な働きかけ 														
地域	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通をできる限り利用 地域内の道路環境の現状を把握 														
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の公共交通利用による通勤を推進 路線バス事業者は、利用者の利便性向上 広域的な道路ネットワーク整備に向け官民一体で働きかけ 住民のニーズに対応した住環境 														
①公共交通ネットワークの構築 [重点戦略]	<ul style="list-style-type: none"> ✓新庁舎を含む新たな都市基盤への住民利便性確保を含め地域公共交通会議を中心に協議し、持続可能な公共交通ネットワークを構築 														
②鉄道による広域的交通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓通勤・通学に利用する住民の利便性向上 ✓観光面から、関係市町との連携を図り鉄道交通網整備を促進 														
③広域的な道路交通網・連携軸の確立 [重点戦略]	<ul style="list-style-type: none"> ✓宇治田原 IC（仮称）へのアクセス性・災害時の地域内外連携強化のため宇治田原山手線の整備を推進 ✓国道307号と各府道との連携強化 														
総合戦略 （地域公共交通関連）	<p>基本目標3 安心・暮らしよいまち（地域で見守り、安心で暮らしの幸福度の高いまちをつくる）戦略 >3-2 暮らしよい生活環境と移動しやすい環境の形成 > 施策3-2-2 公共交通の効果的なネットワークを構築</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td>交通の利便性向上に向け、持続可能な公共交通ネットワークの構築や新たな地域内交通のしくみづくり等</td> </tr> <tr> <td>実施中の施策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町内交通のあり方検討と新たなシステムの開始 ・地域公共交通会議を主体とした交通モビリティマネジメントの推進 （※基本目標2（うじたわらっ子育て戦略）でも記載） </td> </tr> <tr> <td>今後取り組む施策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新都市創造ゾーンへのアクセス確保をはじめとした持続可能な公共交通ネットワークの構築 ・地域コミュニティによるバスのしくみ運用 ・新たな地域内交通（カーシェアリング等）のしくみづくり ・地域公共交通を維持するための人材育成と民間事業者、近隣市町村との連携 </td> </tr> </table> <p>・数値目標：「町が運行もしくは運行支援する公共交通機関の利用者数(年間)」 ※令和2年度に予定される新たな町内公共交通ネットワーク構築後の数値を踏まえて設定</p>	概要	交通の利便性向上に向け、持続可能な公共交通ネットワークの構築や新たな地域内交通のしくみづくり等	実施中の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・町内交通のあり方検討と新たなシステムの開始 ・地域公共交通会議を主体とした交通モビリティマネジメントの推進 （※基本目標2（うじたわらっ子育て戦略）でも記載） 	今後取り組む施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新都市創造ゾーンへのアクセス確保をはじめとした持続可能な公共交通ネットワークの構築 ・地域コミュニティによるバスのしくみ運用 ・新たな地域内交通（カーシェアリング等）のしくみづくり ・地域公共交通を維持するための人材育成と民間事業者、近隣市町村との連携 								
概要	交通の利便性向上に向け、持続可能な公共交通ネットワークの構築や新たな地域内交通のしくみづくり等														
実施中の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・町内交通のあり方検討と新たなシステムの開始 ・地域公共交通会議を主体とした交通モビリティマネジメントの推進 （※基本目標2（うじたわらっ子育て戦略）でも記載） 														
今後取り組む施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新都市創造ゾーンへのアクセス確保をはじめとした持続可能な公共交通ネットワークの構築 ・地域コミュニティによるバスのしくみ運用 ・新たな地域内交通（カーシェアリング等）のしくみづくり ・地域公共交通を維持するための人材育成と民間事業者、近隣市町村との連携 														
人口	<p>■令和22(2040)年の将来展望 目標人口：概ね8,000人、合計特殊出生率2.07を達成</p> <p>■令和7(2025)年の将来展望 目標人口：概ね8,700人、合計特殊出生率1.70を達成</p>														

4.2.2 地域公共交通関連計画

(1) 宇治田原町における公共交通の方針

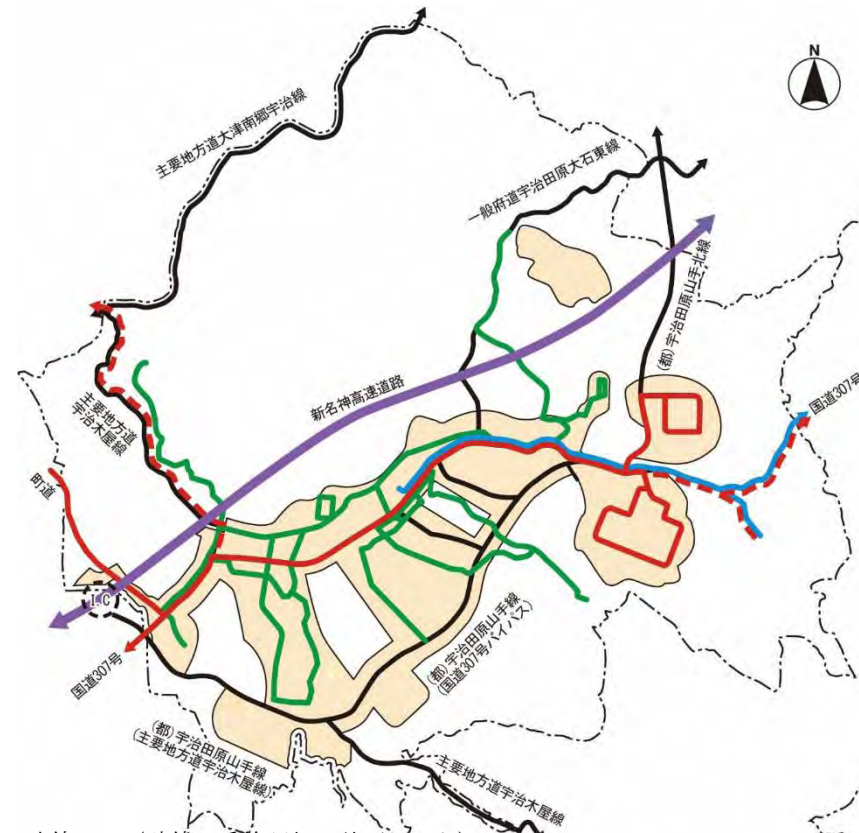
宇治田原町では、平成 29(2017)年 3 月に「宇治田原町における公共交通の方針について」を策定し、これに基づいて地域公共交通会議を設置したうえで各種検討・取組みを進めてきました。

宇治田原町における公共交通の方針	(参考) 対応状況
①福祉バスの 利用者制限を廃止 し、誰もが利用可能な公共交通の構築	・平成 29(2017)年 8 月 1 日 福祉バスの町営バスへの移行 (利用者制限の撤廃)
②町内を運行するバス(路線バス、町営バス)について、住民への情報提供を行うなど、更なる 利用促進 の実施	・平成 28(2016)年 8 月 地域公共交通検討委員会を設置 ・平成 29(2017)年 10 月 地域公共交通会議へ移行 ・令和 4(2022)年 4 月 地域公共交通活性化協議会へ移行
③町の将来を見据え、 日常生活に必要な移動手段 (町営バスとそれを補完する公共交通)の 確保	・令和 4(2022)年 3 月 1 日 コミュニティバスを♡タクシーへ移行 ・令和 4(2022)年 10 月 1 日 町営バスを♡バスへ移行
④持続可能な公共交通を確保するため、 有料化 の検討	・令和 4(2022)年 3 月 コミュニティバスを♡タクシーへ移行し、 有料化 ・令和 4(2022)年 10 月 1 日 町営バスを♡バスへ移行し、有料化
⑤ 新庁舎へのアクセス確保 の検討	・令和 2(2020)年 7 月 27 日 町営バスのダイヤ改正実施

4.2.3 その他関連計画等

(1) 宇治田原町都市計画マスタープラン

・策定：令和 4(2022)年 7 月 / 計画期間：中間目標 令和 7(2025)年度	
現状・課題	6. 公共交通体系の整備方針 ・バスや鉄道などの公共交通機関は、通勤や通学、買い物などの住民生活の足として重要なほか、 大気汚染の抑制 や省エネルギーの推進、道路交通量の低減などにも寄与 ・本町の路線バスの利用者は微増傾向にあり、町営バスやコミュニティバスの利用者も微増傾向 ・高齢者や子育て世代、青少年等をはじめ 住民生活の足 として、また、 観光客の移動手段 としても定着が必要
具体的施策 (地域公共交通関連)	6. 公共交通体系の整備方針 ・安全・安心・快適に生活できるよう、交通利便性向上のため、 公共交通を体系的に整備 (1)バス路線網の整備 ・住民生活や観光客の移動手段としてのバス利用促進のため、 運行体系再編 や、 結節バス停の整備 など、利便性の向上について関係機関へ働きかけ ・ 新市街地整備への運行ルート新設 や、 近隣市町への運行ルート拡充 を関係機関へ働きかけ ・路線バスを中心とした町内循環バスなどとの合理的な連携による利便性の高い交通体系となるよう、持続可能な公共交通ネットワークを構築 (2)高速バス路線の誘致 ・中・長距離の移動手段として、新たに整備される新名神高速道路の交通利便性を活かした 高速バス路線の誘致 を検討 (3)鉄道による広域的交通の推進 ・通勤・通学利便性の向上や観光面を含む町外来訪者の増加の視点から、関係市町と連携を図りつつ、 鉄道交通網整備 を促進





(2) 第8期宇治田原町高齢者介護・福祉計画

策定：令和3(2021)年3月 / 計画期間：令和3(2021)～5(2023)年度											
具体的施策 (地域公共交通関連)	○計画の重点施策1 高齢者の積極的な社会参加の促進 ・高齢者の多様なニーズに対応した気軽に参加できる介護予防活動や健康づくりを支援 ・地域での支えあいの仕組みをより一層拡充し、高齢者の社会参加につながる場所や機会を増やし、様々な形で高齢者の積極的な社会参加を支援 ・ 公共交通施策と連携して新たな高齢者移動手段を検討										
	■第5章 計画の具体的な取組 > 基本目標1 生涯を通じた健康・生きがいの推進 > 1 健康の保持・増進 (3) 外出支援の環境づくり										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">取り組み</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町営バス・コミュニティバスの運行</td> <td> ✓公平性のある地域公共交通体系を構築・運行 ✓利便性の向上 </td> </tr> <tr> <td>福祉のまちづくりの推進</td> <td> ✓「京都府福祉のまちづくり条例」に基づく福祉のまちづくりを推進 ✓民間事業者等を含めた町全体でのノーマライゼーションの理念を踏まえた福祉のまちづくりを推進 </td> </tr> <tr> <td>介護タクシー利用助成事業の実施</td> <td> ✓介護認定者へのストレッチャー等利用による介護タクシー利用時の費用一部助成 ✓制度周知の徹底 ※目標値(事業利用者数)：R3 4人 → R4 6人 → R5 8人 </td> </tr> <tr> <td>移送サービスの実施</td> <td> ✓公共交通を利用することが困難な高齢者の外出の機会を確保するため、町社会福祉協議会への委託業務として実施 ✓利用者の心身の状況に応じたサービス提供に努める ※目標値(延回数)：R3 220回 → R4 225回 → R5 230回 </td> </tr> </tbody> </table>	取り組み	内容	町営バス・コミュニティバスの運行	✓ 公平性のある地域公共交通体系を構築・運行 ✓利便性の向上	福祉のまちづくりの推進	✓「京都府福祉のまちづくり条例」に基づく福祉のまちづくりを推進 ✓民間事業者等を含めた町全体でのノーマライゼーションの理念を踏まえた福祉のまちづくりを推進	介護タクシー利用助成事業の実施	✓ 介護認定者へのストレッチャー等利用による介護タクシー利用時の費用一部助成 ✓制度周知の徹底 ※目標値(事業利用者数)：R3 4人 → R4 6人 → R5 8人	移送サービス の実施	✓公共交通を利用することが困難な高齢者の外出の機会を確保するため、町社会福祉協議会への委託業務として実施 ✓利用者の心身の状況に応じたサービス提供に努める ※目標値(延回数)：R3 220回 → R4 225回 → R5 230回
	取り組み	内容									
	町営バス・コミュニティバスの運行	✓ 公平性のある地域公共交通体系を構築・運行 ✓利便性の向上									
福祉のまちづくりの推進	✓「京都府福祉のまちづくり条例」に基づく福祉のまちづくりを推進 ✓民間事業者等を含めた町全体でのノーマライゼーションの理念を踏まえた福祉のまちづくりを推進										
介護タクシー利用助成事業の実施	✓ 介護認定者へのストレッチャー等利用による介護タクシー利用時の費用一部助成 ✓制度周知の徹底 ※目標値(事業利用者数)：R3 4人 → R4 6人 → R5 8人										
移送サービス の実施	✓公共交通を利用することが困難な高齢者の外出の機会を確保するため、町社会福祉協議会への委託業務として実施 ✓利用者の心身の状況に応じたサービス提供に努める ※目標値(延回数)：R3 220回 → R4 225回 → R5 230回										

(3) 宇治田原町障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

策定：令和3(2021)年3月 / 計画期間：[障がい者基本計画]平成30(2018)～令和5(2023)年度 [その他]令和3(2021)年度～令和5(2023)年度						
具体的施策 (地域公共交通関連)	○施策分野3：いきいきと活躍できる社会参加の促進 > (3) 移動・コミュニケーション支援の推進 ◆施策展開の方針 □日常生活や社会参加のため、日常生活や社会参加のため、障がい児・者にとって必要な外出・コミュニケーションを支援するサービスを提供するとともに、サービス提供事業所やボランティア活動等、担い手の確保・育成と連携・協力関係を強化					
	◆施策内容					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①外出・移動支援サービスの推進</td> <td> ・外出を支援する障がい福祉サービスに関して、必要なサービスが提供できるようサービス事業所等へ働きかけ </td> </tr> <tr> <td>②移動手段の充実</td> <td> ・町営バスは、継続運行と利便性向上 ・公共交通機関を利用することが困難な重度心身障がい児・者の医療機関への通院等支援のためボランティアの協力を得て移送サービスを実施 ・福祉タクシー事業は、引き続き円滑な実施に努め、対象者が確実に利用できるよう周知 ・介護タクシー利用助成事業として、ストレッチャーを利用しなければ移動が困難な方に対して、利用の際の費用の一部を助成 </td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	①外出・移動支援サービスの推進	・外出を支援する障がい福祉サービスに関して、必要なサービスが提供できるようサービス事業所等へ働きかけ	②移動手段の充実
施策	内容					
①外出・移動支援サービスの推進	・外出を支援する障がい福祉サービスに関して、必要なサービスが提供できるようサービス事業所等へ働きかけ					
②移動手段の充実	・町営バスは、継続運行と利便性向上 ・公共交通機関を利用することが困難な重度心身障がい児・者の医療機関への通院等支援のため ボランティアの協力を得て移送サービスを実施 ・福祉タクシー事業は、引き続き円滑な実施に努め、対象者が確実に利用できるよう周知 ・介護タクシー利用助成事業として、ストレッチャーを利用しなければ移動が困難な方に対して、利用の際の費用の一部を助成					



(4) 宇治田原町観光振興計画

策定：平成 28(2016)年 3 月 / 計画期間：平成 28(2016)～令和 7(2025)年度	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に鉄道路線網はなく、バス交通と自動車による移動が多い ・2023 年に新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジが設置される予定 ・国道 307 号線のバイパスとして宇治田原山手線が計画されている ・点在する地域資源をつなぐ移動手段としての 2 次交通がなく検討整備が必要
具体的施策（地域公共交通関連）	<p>○観光振興計画の方針③ 観光の基盤整備（体験・時間・空間の環境を整える）</p> <p>□短期（1～5 年後）のありたい姿・イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓町内には、デザインが統一された分かりやすいサイン（看板）が設置されています。 ✓すべての来訪者が安心して、宇治田原町を楽しんでいます。 <p>施策例）○永谷宗円生家の来客用駐車場を整備し、パーク＆ウォーク化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事業者と連携し、バス停や車両等に観光案内機能（看板掲示、音声案内等）を整備 <p>□中期（6～10 年後）のありたい姿・イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓新名神高速道路を利用した遠方からの来訪者が増えています。 ✓来訪者は町内の色々な場所を楽しみ、滞在する人も増えています。 <p>施策例）○宇治田原 IC（仮称）に隣接する集団茶園や町有林等を活用し、宇治田原町ならではの独創的な空間や四季折々の風景を演出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツイベント等を招致するためのサイクリングコースやトレイルコースを整備

(5) 宇治田原町第 2 期環境保全計画

策定：平成 26(2014)年 3 月 見直し：平成 31(2019)年 3 月 / 計画期間：平成 26(2014)～令和 5(2023)年度				
具体的施策（地域公共交通関連）	■取組み			
	取組み	町の取組み	住民の取組み	事業者の取組み
	排気ガス対策 (2-1 きれいな空気を大切にしよう)	エコドライブを実践し、エコドライブ講習会等を開催するなど普及啓発	自動車運転時のエコドライブ実践	
		エコ通勤 を実施し普及啓発	—	町が取り組むエコ通勤の実施に協力
	省エネルギーの推進 (4-1 エネルギーを大切にしよう)	公共交通機関を利用し普及啓発	公共交通機関を利用 近所には徒歩や自転車で出かけるなど自動車の利用を削減	
		エコカーを導入し普及啓発	エコカーを利用・購入	
	環境学習・環境教育の推進 (5-1 環境について学習しよう)	環境学習に関する情報収集と情報発信	積極的に環境について学習	
		地域・家庭・行政での 環境学習推進	家庭や地域で子どもに環境教育 家庭での環境等を話す機会の増加	従業員へ環境教育
		環境学習会やイベント、出前講座を開催	—	環境学習へ協力
		啓発展示による環境学習	環境に関する積極的な情報入手と理解・関心の深化	
学校における環境教育充実	知識・経験の子どもへの継承			

参考5. 宇治田原町地域公共交通活性化協議会での検討経緯

5.1 宇治田原町地域公共交通活性化協議会設置規則

○宇治田原町地域公共交通活性化協議会設置規則

令和4年4月1日 規則第2号

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、本町における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の輸送の確保その他利用者の利便性向上を図り、本町の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、宇治田原町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1 宇治田原町役場内に置く。

(協議事項等)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- (1) 本町の実情に応じた適切な乗合旅客の輸送の運賃、料金等及び態様に関する事。
- (2) 公共交通のあり方に関する事。
- (3) 計画の作成及び変更に関する事。
- (4) 計画の実施に関する事。
- (5) 協議会の運営に関する事。
- (6) 公共交通空白地有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。
- (7) その他協議会が必要と認めるもの

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
 - (4) 住民又は利用者の代表者
 - (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 京都府知事又はその指名する者
 - (7) 京都府田辺警察署長又はその指名する者
 - (8) 町長又はその指名する者
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 2 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 1人
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事及び監査)

第8条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議の会議録等は、原則として公開する。ただし、会議録等の記載内容のうち非公開としなければならない事項については、宇治田原町情報公開条例(平成13年条例第1号)の規定を準用する。

7 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 緊急を要する場合又は会長が必要と認めるときは、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこととして、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができる。

9 前項の場合においては、第2項及び第4項の規定を準用する。

10 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会及び幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に部会及び幹事会を置くことができる。

2 部会及び幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務及び会計を処理するため、まちづくり推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局長は、委員を兼ねることができる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合の協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(宇治田原町地域公共交通会議設置規則の廃止)

2 宇治田原町地域公共交通会議設置規則(平成29年規則第19号)は、廃止する。



5.2 宇治田原町地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和4(2022)年10月5日現在

	規則区分	委員名	団体名等	(職名ほか)	役職
1	第5条第1号	井上 学	龍谷大学文学部	教授 (公共交通アドバイザー)	会長
2	第5条第2号	石川 秀一	京都京阪バス(株)	管理部次長兼 業務課長	
3	第5条第2号	杉本 英樹	京都京阪バス労働組合	書記長	
4	第5条第3号	上田 智之	一般社団法人 京都府タクシー協会	南部分科会員 (宇治第一交通(株)取締役)	
5	第5条第4号	播磨 余士行	区長会	奥山田区長	副会長
6	第5条第4号	林 恵子	ママ'S アクション	代表	監事
7	第5条第5号	稲留 健一郎	近畿運輸局京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	
8	第5条第6号	松永 弘道	京都府山城広域振興局	企画・連携推進課長	
9	第5条第6号	水谷 真	京都府山城北土木事務所	企画調整課長	
10	第5条第7号	藪内 弦	京都府田辺警察署	交通課 交通指導係長	
11	第5条第8号	星野 欽也	宇治田原町	都市整備政策監	

合計 11名



5.3 宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催状況

日付	回数等	内容
令和4年 4月15日(金)	第1回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 従来の地域公共交通会議を、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会として改組すべく、設置及び役員、事業計画、収支予算を協議。 <p>※全委員の承認を以て4月22日(金)に成立。</p>
令和4年 6月10日(金)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月から開始予定の「新しい地域公共交通」に係る町営バス・予約型乗合タクシー再編案の協議を調える。 本計画策定の方向性、スケジュールを承認。 令和4年10月～令和5年9月における♡タクシーに係る国庫補助「地域内フィーダー系統確保維持事業」に係る認定申請内容を承認。 協議会への町補助金申請及び契約内容を承認。
令和4年 8月9日(火)	第3回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回協議会「新しい地域公共交通」承認事項のうち、運行日、運賃等の変更を協議。 上記にあわせ、「地域内フィーダー系統確保維持事業」に係る認定申請の変更申請内容を協議。 <p>※8月26日(金)に全委員の承認。</p>
令和4年 10月25日(火)	第4回	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい地域公共交通」運行・利用状況を協議。 ♡バススクール線の運行経路等の変更を承認。 本計画【骨子案】を協議。
令和4年 12月19日(月)	第5回	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい地域公共交通」運行・利用状況を協議。 本計画【素案】を承認。 上記に対するパブリックコメント(住民意見募集)実施を承認。
令和4年 12月23日(金) ～令和5年 1月31日(火)	パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none"> 本計画【素案】に対して実施。 計8名から意見提案あり。
令和5年 2月20日(月)	第6回	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい地域公共交通」運行・利用状況を協議。 本計画【素案】に対するパブリックコメント結果と対応、計画【案】を承認。 町長に計画推進に向けた「提言書」とともに計画【案】を提出。
令和5年 3月	本計画の 策定	—



5.4 「宇治田原町地域公共交通計画[案]」について(提言)

5 宇地交協第 2 号

令和 5 年 2 月 20 日

宇治田原町長 西谷 信夫 様

宇治田原町地域公共交通活性化協議会

会長 井上 学

「宇治田原町地域公共交通計画[案]」について(提言)

当協議会は、令和 4 年 4 月の設立以来、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「法」)に基づく「宇治田原町地域公共交通計画」(以下、「計画」)の新規策定に向け、計 6 回の会議を開催し、協議を進めてまいりました。

協議にあっては、平成 29 年の「宇治田原町における公共交通の方針について」策定以降、町が数多く取り組んでこられた施策の内容や情報をベースに、地域公共交通を取り巻く背景の把握に努めました。そして、まちづくりと協調しつつ、地域・事業者・行政の連携と役割分担のもとで、多様な移動モードの組み合わせにより自家用車以外でも移動できる環境の持続的な維持・確保をめざす、公共交通のマスタープランとしての検討を行いました。

また、令和 4 年 12 月から令和 5 年 1 月にかけては、当協議会で作成に至った計画[素案]にご意見を賜るべく、パブリックコメントを実施したところです。

こうした経過を経て、計画[案]の策定に至りましたので、ここに提言いたします。

この計画[案]では、「人をつなげる みんなで支える ^{はーと} のまちの地域公共交通」という基本理念のもと、それを実現するための 4 つの基本方針を定めるとともに、それらに基づく様々な施策の方向性を示しています。

計画の策定後は、当協議会とともに施策を着実に推進されるよう、下記の事項に十分配慮されることを要望いたします。

記

1 みんなで支える地域公共交通施策の推進

地域公共交通を未来につなぐためには、計画の基本理念に掲げているとおり、なによりも地域住民が一致協力し、住民みんなで支え、子どもたちの世代までずっと残していくという意識が非常に重要である。

このため、計画の基本方針に基づく 11 の施策メニューには、行政・交通事業者等はもちろんのこと地域住民にも、その実施主体として連携・協力をいただく内容を位置づけているところである。

こうした住民への積極的な働きかけのほか、まずは地域公共交通の利用体験をしていただくことが大切になるため、新たな対象者層を含めた利用促進を重点的に図られたい。

2 持続可能な地域公共交通のための財源確保と行政支援

本計画では、町内外を結ぶ基幹公共交通機関である路線バスの維持確保に資するとともに、路線バスと連携して地域公共交通ネットワークの一翼を担う、「新しい地域公共交通」として令和4年10月から有償運行を開始した町内支線『うじたわLIKE ^らいくはーと ^はーと バス・♡ タクシー』の必要性と、行政による支援を位置づけている。

また、本計画に基づき、地域公共交通確保維持改善事業費補助金をはじめとする国・府補助金の交付を受けることが可能となるため、当協議会では町とともにその手続きを着実に進めることとしている。

町にあっては、「地域公共交通を未来につなぐ」視点から、その維持確保や利用促進、改善に資する財源確保と公的資金支出の継続に努められたい。

3 多くの関係者との協議や広域的な連携の継続

法に基づき国が定める基本方針では、地域公共交通計画について、地域公共交通活性化協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者との個別協議を重ねることで作成していくものとされている。本計画の作成や「新しい地域公共交通」の導入にあたっては、当協議会での会議開催のほか、路線バス事業者、タクシー事業者、行政関係者、地域住民と多くの協議を重ねたところである。

また本計画では、同じく基本方針で検討が求められている多様な輸送資源を最大限活用する取り組みや、MaaS(マース: Mobility as a Service、交通の最適化)の視点による利便性向上など新しい取り組みのほか、新名神高速道路や町内外の道路整備を考慮した広域的なネットワークの形成、地域公共交通にかかる協議・調整の場の確保を施策に掲げている。

引き続き、当協議会での協議はもちろんのこと、多くの関係者との個別協議、周辺自治体等の広域での連携を重視されたい。

4 計画の着実な進行管理

本計画は、コロナ禍をはじめとする社会・経済情勢や住民の移動需要・価値観等の変化に柔軟に対応するため、数値目標と施策について継続的に検証・見直しを行うこととしている。

検証・見直しにあたっては、計画全体に対するPDCAサイクル(Plan・Do・Check・Action)のほか、パブリックコメントで多くの意見が見られた「新しい地域公共交通」など随時の検証・改善が必要とされる個別施策に対しては、より適時性の高いPDRサイクル(Prep・Do・Reviw)により、着実な進行管理を実施されたい。

以上

町長へ宇治田原町地域
公共交通活性化協議会
(会長・副会長)から
提言書を交付しました
(令和5(2023)年2月20日)





宇治田原町地域公共交通計画

発行年月 令和5(2023)年3月

編集・発行 宇治田原町・宇治田原町地域公共交通活性化協議会

事務局 京都府綴喜郡宇治田原町 まちづくり推進課
〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口 18-1

